

の信託に依り債権者となり講金受領者をして借用證書及擔保を自己宛に差入れしむるに際して、該金員が頼母子講金たる事を表示せざる場合が尠くない、斯る場合に於て當該の役員死亡して未だ後任の役員の決定なきときは固より假令後任の役員が出来ても、債權證書の名義人が右死亡者個人となつてゐる關係上其の相続人をして取立を爲さしむる方が便利である(註四)又信託的な財産權なるが故に内部關係に於ては信託の制限に服するとは云へ、兎に角一先づ講役員個人に歸屬したものである以上、債務者の側よりしては特別に強い理由なき限り其の相続人の請求權行使を拒み得ないとする方が、事態の單純化を計る途である。從て特別に強い理由のない限り後の解決に従ふを以て相當と考へる。

(註一) 大審院昭和二年(リ)第一三七〇號、昭和三年四月二八日決定、法律新聞二八七八號一四頁。

(註二) 大審院昭和五年(オ)第二五〇一號、昭和六年五月五日判決、法律新聞三二七二號七頁。

(註三) 右同趣旨、大審院大正六年(オ)第六〇九號、大正六年一月一五五判決、民錄同年度二一九頁。

『原判決ハ取引會員カ其ノ掛戻義務ヲ目的トシテ締結スヘキ消費貸借ニ付差入ルヘキ借用證書ハ幹事ノ地位ニアルモノノ名宛トシ其ノ者一個ノ債權トナシ其ノ債權行使ノ結果ヲ講ノ計算ニ歸セシムル契約ニシテ幹事ハ如何ナル法律關係ニ基キ消費貸借ヲ爲スモノナリヤニ付說示スルトコロナシト雖モ右判決ノ趣旨ニ依レハ幹事ハ其ノ名ヲ以テ取引會員トノ間ニ掛戻義務ニ付消費貸借ヲ爲シテ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ會員全體ヨリ委任セラレタルモノト解スヘシ(中略)其ノ者ノ死亡ニ因リ委任ハ終了シ相続人ハ委任者タル債權取立ノ權限ナシト雖モ其ノ債權タルヤ債務者トノ關係ニ於テハ相続人先代一個ノ債權ナルヲ以テ相続人ト債務者ト

ノ關係ニ於テハ相續ニ因リ承繼シタル自己ノ債權トシテ行使スルコトヲ得ルモノトス』

(註四) 東京控訴院大正一〇年九月二一日、法律評論一〇卷、民一〇二九頁の判決は講規約に於て、世話人死亡するときは相続人に於て取立を爲すべき旨の定めある場合に關し、本文後者と同一の結論を與へてゐる。

第三、訴訟進行中死亡の場合の取扱方

頼母子講の役員が個人の債權として取立訴訟を進めてゐる際に、該役員が死亡した場合に於て、豫め役員が數名あり正惣代が差支への場合の業務執行は副惣代に於て行ふ旨の定めある時は其の副惣代に於て當該訴訟を承繼くことを得るや否や、民事訴訟法第二一二條に依れば積極に解し得るのであるが、舊民事訴訟法の時代に於ても關東廳地方法院の同旨の判決がある。曰く『本件親睦講カ民法上ノ組合ノ一種ニシテ法人ニアラサルコト同講ノ講長及副講長カ講契約ニ基キ講員ノ爲メ特ニ委任ヲ俟タスシテ自己ノ名ニ於テ講金請求ニ關シ裁判上裁判外一切ノ行爲ヲ爲シ得ル權限ヲ有スルコト及講長片山卯三郎カ右權限ニ基キ講員タル被告ニ對スル講金ノ請求ニ關シ提起シタル訴訟ノ進行中死亡シタルニヨリ副講長タル原告ニ於テ右訴訟手續承繼ノ申立ヲ爲シタルコトハ當事者間ニ爭ナシ被告ハ本件講會ノ講長及副講長ノ右ノ權限ハ信託的關係ノモノニシテ對内關係ニ於テハ講規約ノ委任ニ基キ講會ノ事務ヲ處理スルモノナレトモ對外關係ニ於テハ其個人タル自己ノ資格ニ於ケル權利ナリ從テ本件ハ對外關係ノモノナルカ故ニ其ノ權利ノ承繼ハ其相続人ニ於テノミ之ヲ爲シ得ヘク之ト同一ノ權利ヲ有スル

他ノ講員ニ於テ之カ承繼ヲ爲シ得ヘキニアラサルヲ以テ本件訴訟手續ノ承繼ノ申立ハ不適法ノモノナリト主張シ原告ハ本件講會ノ講長及副講長ノ權限ハ特約ニ依リ附與セラレタルモノニシテ其一身ニ專屬スルモノナレトモ講長副講長ハ其間地位ノ承繼ヲ爲スモノナレハ訴訟上ニ於テモ其手續ノ受繼ヲ爲シ得ヘキモノナリト主張セリ按スルニ……數人ノ業務執行者アル場合ニ其各自ノ行使スル權利ヲ相互ニ承繼スヘキコトヲ約スルコトヲ得タリ……而シテ斯ル承繼人ハ訴訟上ニ於テモ之ヲ通常ノ承繼人ト同視スヘキモノニシテ本件ニ於テ講長及副講長ノ權限ヲ定メタル前記契約ハ單ニ其各自ノ名ニ於テ業務ノ執行ヲ爲シ得ルコトヲ委任シタル規定ノミニアラシテ其ノ業務ノ結了セサル間ニ委任關係カ消滅スルトキハ他ノ役員ハ別ニ委任ヲ要セスシテ該權利ヲ承繼シ其業務ヲ處理スヘキ權能ヲ附與セラレタル特約ヲモ包含シタル規定ナリト解スヘキモノトス」(註一)

(註一) 關東廳地方法院大正一三年(民)一〇二號大正一四年一月二〇日法律新聞二四三一號一六頁要錄一六卷民一一二〇頁。

第二節 非組合的賴母子講の業務執行

第一款 講員の業務執行

組合に類似せざる賴母子講の契約當事者は、中心點となる講元と呼ばれる者と加入たる講員

とであつて講員相互間には何等の契約關係を生じないことは既に述べた通りである。例へば商人が月賦販賣の目的を達し、建築業者が建築資金を註文者に與へる爲めに、多數の註文者を糾合して作る賴母子講の如きであつて、其の營業無盡と異なる點は講元が業として之を營むのでないと云ふことに存する。

從て權利關係は一切講元と講員との關係に分解せられ、講元は假令講員の掛金が集まらぬ様な場合でも當籤者又は落札者に對しては所定の金額を交付することを保證するのが普通である。

左れば賴母子講と云つても其の原始形態的な強い團體性を有してゐないので、(註) 寧ろ講元個人の事業であるから、講員は自己の權利の保護上講元の業務執行の監視權を附與せらるる如きは別として、講員自ら業務を執行することは絶無である。

(註) 本文述ぶる所は加入者相互間に法律上の關係を生ぜずと云ふ意に過ぎないので、加入者相互間に絶對的團體性を生ぜずと云ふのではない。此の點に付ては田中博士、保險の團體性と社會性(法協五〇卷七號一一號)が保險の團體性に付て述べられる所が其の儘にあてはまる。從て大審院昭和六年四月二〇日判決法律新聞三二六三號四頁)が被告無盡會社の無盡契約約款に掛金二回以上延滞するときは解約したるものと見做す旨の規定あるに拘らず、第一回の掛金を拂込んだ後十數回に亘つて延滞する者の無盡契約復活を許し、延滞金を支拂はざる儘入れせしめ且落札せしめたるは、他の加入者を害するものであつて、無盡會社と雖も爲す能はざる所であるとしたのは正當である。

この判決は組合的の無盡に付ては更らに強い意味で適用せらるべきものである。

尙この種の頼母子講に於ては講元は始めより確定してゐるのであつて、其の選任解任の問題の生ずる餘地のないことも、性質上當然であつて、講員は只場合により講契約を解除して其の關係を離脱し得るのみである。

第二款 講元の業務執行

第一、業務執行者の名稱

非組合的の頼母子講の業務執行者は前述の如く其の講の中心點となるべき普通講元と呼ばれる者であるが、この種の講に於ても警察取締の緩和を計るとか其他種々の理由の下に講組織を恰も組合的のものであるかの如くに、カムフラーズすることが屢々ある。

從て其の中心人物の名稱も親或は發起人其他、取立親、講長、講主、座元、宿元、會主、世話人、幹事、管理人、理事、取締役、頭取、惣代の如き組合的の頼母子と同一の名稱を以て呼ぶことがあるが、法律上の性質からは彼此同一でないことは注意を要する。蓋し組合的の夫れは團體員より選任せられ委任關係に立つに對し、非組合的のこれは其の個人的の固有の權利に出づるからである。

第二、掛金請求權の行使

講元は講財産に關する一切の權限を有するものであるから、掛金請求權を有することも當然である。無盡業法第三五條は「無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂込

及給付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス」と爲すのであるが、非組合的の頼母子講の講元も亦然りであつて、彼は講の權利を行使するに非ずして寧ろ自己の權利を行使するのである。講の義務を履行するに非ずして自己の義務を履行するのである。

從て講元が掛金取立の訴訟を起し、又給付金請求の訴訟を提起される場合には、當然自己が原告となり被告となるのである。

彼れは決して講員の訴訟代理人として訴へ又は訴へられるのではないから、判例も云へる如く「頼母子講ノ世話人カ講ノ規約上講員ノ同意ヲ要セスシテ落札講員ニ對シ訴ヲ提起スルノ權アル場合ニ於テ其ノ名ニ於テ訴ヲ起シタルハ講員ノ訴訟代理人トシテ訴ヲ起シタルモノニ非サルヲ以テ其ノ訴訟委任ノ有無及方式ニ關スル攻撃ハ上告ノ理由トナラス。」(註一)

更に「頼母子講ニ於テ其規約若クハ講員全體ノ合意ヲ以テ會主若クハ世話人ノ債權トシテ其名義ニ於テ權利ヲ行使シ之カ結果ヲ講ノ計算ニ歸セシムヘキコトヲ約シタルトキハ其會主若クハ世話人ハ講ヲ代表シ講ノ權利ヲ行フモノニ非スシテ實體上自己ノ債權ヲ講ノ計算ニ於テ行使スルモノトス。」(註二) により強く自己の債權を自己の計算に於て行使すると同時に更に一步進んで報酬を受くる場合も存するであらう。

(註一) 大審院明治四四年六月二七日判決、民録同年度四三五頁。

(註二) 大審院大正四年四月一七日判決、民録同年度五一〇頁。

第三、請求權の讓渡

此の種の頼母子講に於ける権利は單に名義上のみでなく實質的にも講元に屬するのが常であるから彼は其の保管を爲し得るに止まらずして處分をも爲し得るのである。

即ち組合的の頼母子講に於ける役員は原則として講債權を譲渡し得ないのに反しこの種の頼母子講の講元は之を爲し得るのが原則である。

第四、請求權との相殺

此の種の頼母子講の講元は自己の計算に於て講を經營するのであるから講元の債務と講の債務とは同一の性質を有するものと謂ひ得る。従て講員は講元に對する債權と自己の掛戻債務とを相殺することを得ねばならぬ。

大審院判例の『無盡講ノ惣代ト稱スル者ノ性質ハ必スシモ一定不動ノモノニ非スシテ其ノ地位如何ハ畢竟スルニ講契約ニヨリ定マルモノナルヲ以テ所謂無盡講ノ債權債務ナルモノニ付テハ講惣代ハ單ニ受任者トシテ之ヲ處理スル權限ヲ有シ自己ノ權利義務トシテ之ヲ取扱フコトヲ得サルコトコトアルヘク或ハ講員トノ關係ニ於テモ講惣代其ノ者ノ債權タリ又債務タルコトナキニ非ス其ノ前者ノ場合ニ在リテハ落札金支拂ノ債務ト講惣代ノ落札人ニ對スル債務トテ彼此相殺シ得サルヤ論ナキモ後者ノ場合ニ在リテハ必スシモ常ニ相殺ニ適セサルモノト爲ス理由ヲ見サルモノトス』(註)と謂つてゐる後者の場合に該當するのである。

更に進んで講元は自己の責任に於て『掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル貸付』(無盡業法一〇)を爲し後に至り當籤又は落札の際之を相殺することも出来るのである。

尙講員が未だ當籤又は落札を爲さずして講元に對し掛金に付ての債權を有する場合には講元のみの承諾を得て之を譲渡し得べく他の講員全體の同意は不用であると云はねばならぬ。

(註) 大審院大正一五年一〇月一〇日判決、法律評論一六卷民四二四頁。

第五、責任

此の種の頼母子講の講元の責任は講元と講員の契約たる講規約に依りて定まるのであつて、講元は其の義務履行の責任を有し、其の不履行の場合には依て生じたる損害の賠償を爲すことを要し、或は契約を解除され相手方を原狀に回復せしむるの責を負ふものと云はねばならぬ。

大審院判例が營業無盡に付て『無盡業法ニ依ル無盡ニ在リテハ無盡業者ハ一定ノ時期ニ講會ヲ開會シテ入札又ハ抽籤ノ方法ニ依リ落札者又ハ當籤者ヲ定メ掛金額ヲ決定スル等無盡ノ進行ヲ圖ル義務ヲ負ヒ無盡業者ニ於テ先ツ此等ノ義務ヲ履行スルニ非サレハ加入者ハ掛込金ヲ支拂フニ由ナキコトハ此ノ種ノ無盡ノ性質上明ナル所ナリ原判決ハ此ノ如キ趣旨ノ下ニ上告會社ハ加入者タル被上告人等ノ掛金拂込ニ先チ前記ノ如キ講金招集等ノ義務アルモノトナシ之ニ據リ上告會社ニ不履行アリタル事實ヲ認め延テ被上告人等ノ爲シタル契約解除ノ效力ヲ是認シタルモノナルコト判文上明ニシテ其ノ間所論ノ如キ不法存セス』(註)と爲し得るのである。

契約解除に付ては民法第五四一條の規定により一應催告を爲すことを要するか、それとも第五四二條の規定により何等催告を要せずして直に之を爲すことを得るかに付て判例は前者の

規定に依るべきものと爲すが(註二)勿論云ふを俟たざる所である。

尙講元は單に契約解除を受くる可能性を有するに止りて、組合的な頼母子講に於ける如き解任の問題を生ずる餘地のないことは既に述べた。

次に講元は講財産にては單純なる保管人ではなく實質上權利者であるから、之を自己の目的に費消するも横領罪を構成するに至らない。

故に大審院判例も「頼母子講ノ組織ニ付テハ組合ノ性質ヲ有スルモノト會主一個ノ事業トシテ經營セルモノト二様アリテ其何レニ屬スルカニ因リ講金ノ所有權歸屬ノ效果ヲ異ニスルモノナルヲ以テ會主ニ横領ノ所爲アリヤ否ヤヲ判斷スルニ當リテハ其前提トシテ講ノ性質カ前示二者ノ孰レニ屬スルヤヲ明ニセサル可ラス何トナレハ講カ組合ノ性質ヲ有スルモノトセンカ講金ハ會主カ單ニ講員ノ共有金トシテ保管スルニ過キサコトハ前示ノ如クナルヲ以テ恣ニ之ヲ他ニ流用費消シタル事實アル場合ニ於テハ横領罪ヲ構成スヘキモ講カ會主一個ノ事業トシテ經營セラレタルモノトセンカ講員ノ拂込ム講金ハ會主ノ所有ニ歸屬スルコト是亦前述ノ如クナルカ故ニ自己ノ爲メ之ヲ契約外ノ目的ニ費消スル事實アルモ契約上ノ責任スルハ格別横領行爲トシテ刑事上ノ責任ヲ負擔スヘキモノニ非サレハナリ(註三)」と解してゐるのである。

但叙上述ぶる所は横領罪を構成せずと云ふに止り他の犯罪を構成することのあるは別問題である。

此點に付て營業無盡に於ては契約上の制限はないが無盡業法による取締を受け同條一〇條所定の事項以外に資金を運用することを禁ぜられてゐるのであるが、一般頼母子講に付て統一的取締規定すらなき現在に於ては營業として行はれざる限り講資金運用に付何等の制限なしと云ふことになり、石坂博士の注意せられたる如く「會社は集まれる積立金を自由に處分することを得るが故に之が爲めに當籤者又は落札者に貸付を爲すこと能はざる場合を生じ會員に頗る不利益なり(註四)」と云ふ結果となるのである。

次に此種の頼母子講は講元と各加入者とを兩當事者とする契約であるから、加入者が契約の内容に従て掛金の給付を爲す義務を負ふと同時に講元は給付金を交付すべき義務を負担し、他の講員中に掛金の滞納者あることを理由として其の支拂を拒むことを得ないのは當然である。此點に付て無盡業法第三四條は「無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ其ノ管理スル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責ニ任ス」と規定し、非營業の此種の頼母子に於ても規約を以て明に其旨を定むることもあるが、私は當然の責任であつて規約を俟たないと考へる。(註五)

尙右に關聯して無盡業法第一〇條に於ては「無盡ヲ營ム株式會社カ會社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス前項ノ責任ハ取締役カ退任ノ登記ヲ爲シタル後二年間仍存續ス」と規定してゐるのであるが判例は更に一步進んで右の無盡會社の取締役の責任は唯に其の就任

以後に生じたる債務のみならず、其の就任前に成立した無盡契約に基く會社の債務に付ても、其の辨済の責に任すべきものであると判示してゐる。(註六)

而して斯る講元の責任は其の者が單に管理人又は講元たるの名義の使用を許したのみであつて、眞實には然らざる場合であつても管理人又は講元としての責任に任すべきことは、曩に組合的頼母子講の業務執行者に付き述べた處と同様——否一層強き意味を以て之を肯定せねばならぬ。(註七)

尙責任の問題と關聯して講員は講元に對し講財産の狀況の検査權があるか否かに付て考へて見たい、先づ講財産と講元自身との財産を分離せしめずして兩者の混合を許す場合にあつては前者のみの検査は事實上不可能であり、講元自身の財産に付て検査しなければならぬのであるから、斯る權利は講員に存せざること明である、然るに兩者の分離を命じ之に依り講員に安心を與へんとする場合に於ては規約なしとするも、無盡業法第二〇條の類推適用として之を認め得るものと解するのが相當である。

同條に依れば「掛金者ハ無盡會社ニ對シ其ノ加入シタル無盡ノ掛金者ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無盡ニ關シ命令ノ定ムル事項ニ付説明書ヲ交付ヲ求ムルコトヲ得」とありて、この規定は舊法第一九條の其の加入したる無盡に關する部分に付帳簿の閲覽を許したのを改めたものであつて、實質上同一目的を有し、而も營業無盡に非ざるものに於ては命令の定むる事項に付ての説明書なるものは存し得ないから、舊法の規定に引き直して考へることが

必要である、又營業無盡に非ざるものに付ては加入者の五分の一と云ふ様な要件は不要で一人のみで之を爲し得ると解するのが妥當である。(註八)

(註一) 大審院昭和七年七月一九日判決、法律新聞三四五三號九頁。

(註二) 東京地方大正五年一月二四日判決、法律新聞一一二五號二五頁。

(註三) 大審院大正二年一〇月一日判決、刑錄同年度九六五頁。

(註四) 石坂博士、講ノ法律上ノ性質、民法研究下卷七四三頁。

(註五) 戒能通孝氏、無盡講再論、法律時報五卷四號一五頁同說。

(註六) 大審院昭和五年(オ)第二一一二號事件、昭和六年六月三十日判決、判例集一〇卷民七一七頁。

尙同條に所謂債務を完済すること能はざるに至りたるときの意義に付、積極財産の總計が其の債務額に達せざるときは、意であるとする大審院判決がある。(昭和六年(オ)第四八五號同年十一月一〇日判決、判例集一〇卷民九三九頁)

(註七) 大審院昭和五年一〇月三〇日判決、民集九卷九九九頁及之に對する判例民事法昭和五年度

九七號事件、小町谷博士の評釋(前掲)參照。

(註八) 戒能通孝氏(前掲)同說。

第六、死亡の場合

此の種の頼母子講は本來講元個人の事業であるから、其の死亡の場合には相續人に於て其の權利の承繼を爲すべきことは多言を要しない。其他講元が其の權利を讓渡したるときは其の權利の讓受人が之を承繼すべきことも一般の個人の權利の場合と異なることはない。

又講元が數人存する様な場合に於ては、一人の講元が死亡した場合に現に進行中の訴訟は、他の講元に於て承繼し得べきこと組合的の頼母子講の役員に付て述べた所と同一の結論に達するであらう。

尙非組合的の頼母子講に於ては講員の側より其の契約解除を爲し得ることは別として講元の解任を爲し得ざることとは既に述べた通りであつて、従つて其の終任に付ての特別の法律關係は生ぜず只一般の權利義務承繼の原則に依つて問題を解決し得べきものであることは明である。

第五章 頼母子講に於ける講員の地位

第一節 組合的頼母子講に於ける講員

第一款 講員の持分權

組合的の頼母子講に於ては講員の拂込金は講の目的を達する爲め即ち共同の事業を営むが爲めに存在する財産であるが頼母子講は固より法人ではないから講自體が法律上其の財産の主體たることを得ないのであつて、其の主體たるものは總ての講員であるから、講の財産は總組合員の共有に屬する(民法六八條)ものと云はねばならぬ。

然らば講員は頼母子講の財産に付一の持分權を有するものであつて、此の關係は當籤又は落

札したるものに對する債權の形式に於て表現する。若し古い大審院の判例が嘗て云へる如く「講ノ掛込金ハ各講會毎ニ其ノ權義ノ關係終了シ總テノ掛金ニツイテハ後日何等ノ請求權タニ存在セス」(註一)と解するなれば斯る關係は生じないのであるが、夫は頼母子の永續性を破り寧ろ一種の賭博視するものであつて左袒することを得ない。

然しながら此の持分權は表面上講總代の如き業務執行者に信託的に讓渡して仕舞てゐる、陰の關係に潜むのであるが左様な場合でも講員が右の持分權を有することは否定し得ない。のみならず右の關係は場合に於ては講の役員の介在を排斥して表面に現はれてゐる、即ち「原判決ニ於テ確定シタルトコロニ依レハ本件頼母子講ニアリテハ各回ニ於ケル取當人ヲ爾餘ノ各講員ニ對シ一口ニ付二百二十圓ヲ直接ニ請求スル權利ヲ取得スルモノニシテ其ノ結果會ヲ重ヌルニ從ヒ講員各自ノ間ニ互ニ債權者タル關係ヲ生スルニ至ルヘキハ言テ俟タス斯ル場合特ニ反對ノ約旨無キ以上相殺ヲ爲シ得ルハ當然ナリ……中略……本件頼母子講ノ如キ類型ヲ有スルモノニアリテハ所謂「取ラス遺ラス」ハ其組織ノ性質上爾アラサルヘカラサルコトニ屬シ講員タル地位ノ承繼アリタル場合ニ於テモ亦此ノ原則ハ適用セラルヘキモノナリトノ如キ趣旨ニ過キサラムナリ」(註二)と云ふ如き頼母子講も存するのである。

而して又斯の如き場合に於ては講員相互の間に直接の債權債務の關係を生ずるのであるから、未取講員は自身直接既取講員に對し掛戻金の取立訴訟を提起することを得るのである。(註三)此の場合に關聯して考ふべきは同時履行に關する民法第五百三十三條が頼母子講に適用あ

るか否かである自ら掛込を爲し居らざる講員が自己の取當に際し取立訴訟を起したる場合には同時履行の抗辯権を否認すべき理由は無いが、他に掛戻義務の履行を爲さざる講員の存することを理由とする場合には此の抗辯権なしとするを正當とする。(註四)

右の如く頼母子講に財産あり且講員に其の財産上の持分権が存在するものとせば、其の譲渡も亦考へられる所に屬するものである。

此の點に關する民法六七六條の規定も是に於て當然頼母子講に適用するを妨げないのであつて、大阪地方裁判所の同趣旨の判決がある。即ち「民法第六七六條第一項ノ規定ハ組合財産ノ如キハ性質上組合員タル資格ニ於テノミ有スヘキモノナシ之カ處分ノ當事者以外ノ者ニ對スル效力ヲ制限シタルモノナレハ講組合契約ニ於テモ特約ナキ限り講員カ講組合財産ノ持分其
他講員タル資格ニ伴フ一切ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルモ之ヲ以テ組合其他ノ第三者ニ對抗スル
ヲ得ス此讓渡ト共ニ他ノ組合員全員ノ合意ニ依リ講員カ組合ヲ脱退シ他人カ之ニ加入シタル
場合ニ限り右ノ讓渡ハ組合其他ノ第三者ニ對シ效力ヲ生スルモノトス」(註五)と謂つて民法第
六七六條と步調を合せてゐる。

而して右講員全員の同意を要する場合に於て講の役員と雖も之に代りて同意を爲すの権限を有せざることには既に述べた通りである。

然しながら持分に非ずして持分より流出する権利例へば落札により頼母子講金を受取る際に於ける其の債權の如きに付ては、此の規定の適用なきものと解さねばならぬ。

大審院も落札により無盡金を取入るる際に於ける其の無盡金引取の債權に質權を設定したる
事案に付「無盡講會カ組合又ハ組合類似ノモノナルトキト雖其ノ講員カ落札ニ因リ無盡金ヲ
引取ル債權ハ共同的財産ニ對スル講員ノ持分又ハ持分ニ類スル權利ニ非スシテ個別的權利ニ
屬スルモノナレハ民法第六七六條ノ規定ハ之ニ適用スヘキ限ニアラス」(註六)と謂ひ之に對し
ては學說も亦賛成してゐるのである。(註七)

前述した處は持分權の讓渡に付て述べたのであるが、頼母子講に於ては又「讓る」と稱し講
員現在有する地位を他人に全部移轉することが屢々行はれる、此の場合若しその他人が講會外
の者ならば講に對する加入が生ずることとなるのであるが、何れの場合にも全員一致ならば之
を認むべきである。(註八)

(註一) 大審院明治三八年(オ)第四三三號、同年一月三日判決、民錄同年度一五九九頁「第二點然レ
トモ一口ニ付一回當籤スルカ又ハ落札スルトキハ雙方ノ權義ハ消滅スルモノト說示セシハ拂
込金其ノモノノ權義ニ關スルコト……ニ依リ明ナリ而シテ權利ノ消滅スル者ハ當籤者落札者
ノミニシテ其以外ノ者ハ其後ノ講會ニ於テ抽籤又ハ入札ノ權利アルヘキコト當然ナリト雖モ
其ノ權義タル講會ノ存続中營謀セサルカ如キ場合ニ在リテハ其ノ開催ヲ促スコトヲ得ヘキハ
固ヨリナレトモ其存続スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ在リテハ此權利ノミ存続スヘキ謂
レアルヘカラス即チ講會ト其消長ヲ共ニスヘキモノタルコト疑ナシ」

(註二) 大審院大正一三年(オ)第六〇三號、大正一四年五月二日判決、律新聞二四二七號一二頁、要錄
十六卷一三四頁參照。

(註三) 大審院明治三十五年六月一二日判決、民録同年度五八頁。

(註四) 組合ニ付テ鳩山博士、日本債權各論下卷六六頁參照。

(註五) 大阪地方裁判所大正五年(レ)第二〇九號、大正七年二月一六日判決、法律新聞一三九七號二三頁、要錄九卷二〇五頁。

(註六) 大審院大正一〇年(才)第八一一號、大正一一年一月二四日判決、民集第一卷七頁。

(註七) 平野義太郎氏評釋判例民法大正十一年度九頁。

(註八) 鳩山博士日本債權各論七一三頁參照。

戒能通孝氏同說法律時報五卷四號七頁。

第二款 講員の議決權

頼母子講員は講役員を選任したるが爲め自ら組合の業務を執行する權限を有せざるに至りたる時と雖も、業務及組合財産の状況の検査を爲す權限を有するものである(民法第六條)

又業務執行の範圍に屬せざる事項に付ては決定權を有するのであつて、業務執行權と雖も講員全體の委任により講役員に附與したものであるから、講員全體の決議に依りては如何様とも之を變更することを得るものと云はねばならぬ。即ち

(一) 講則變更權

講規約は總講員の合意に依りて成立した組合契約であるから、總講員の合意に依りては之を變更し得るのであつて、此の場合多數決の方法に依つて夫れは效力を發生しない。

大審院判例も「組合契約ハ總組合員ノ合意ニ依リ成立スルモノナレハ之カ變更ヲ爲スニハ特別ノ規定ナキ限り總組合員ノ一致アルコトヲ要スルモノニシテ……組合タル頼母子講ニ付テハ無盡業法其他ノ法律ニ於テ講則ノ變更ヲ爲スニ付全講員ノ一致ヲ要セサル旨ノ特別規定ナケレハ講則ノ變更ニ付テハ全講員ノ同意アルコトヲ要スルモノトス」(註一)と云つてゐる。但し講契約に於て講則變更に付特別の取定めを爲してゐる場合例へば講則の變更は三分の二の同意に依り之を行ふ如き規定ある場合は當該の取定めに準據して可なることは當然である。

(二) 講役員に對し未だ有せざる權限を附與するの權

之に關しては左の如き大審院判例がある。曰く「無盡講ナルモノハ組合ノ一種ナルヲ以テ講規約ヲ以テ特別ノ定ヲ爲ササル場合ニ於テハ講會ノ決議ナルモノハ講員全部ノ同意ヲ要スルモノト爲ササルヘカラス然ルニ原審ハ本件ニ於テ講規約上特別ノ定アルコトヲ確定スルコトナク反證ナキ限りハ講會ニ通知ヲ受ケテ出席セサリシ講員ハ出席講員ニ對シ講事務ニ關シ其ノ議決權ヲ拋棄シ又ハ之ヲ委任シタルモノト解スヘキニ因リ全講員ノ決議ニ非サルモ決議ハ之ヲ無効トスヘキニアラサルコト實驗則上明白ナリト判示シテ講會ノ取立ニ關スル裁判上竝裁判外ノ權限ヲ會長ナラサル被上告人ニ授與スル旨ノ講會ノ決議ハ講員全部ノ決議ニ非サルカ故ニ無効ナリトノ上告人ノ抗辯ヲ排斥シタルハ審理不盡又ハ理由不備ノ不法アルモノニシテ論旨ハ理由アルモノトス」(註二)

(三) 講役員の選任及解任權

講役員の選任及解任の手續に付ても若し講規約に何等かの定めあるときは、判例の云へる如く「凡ソ組合タル頼母子講ノ業務ヲ執行スヘキ講員ハ總講員一致ノ合意ヲ以テ之ヲ定ムヘキモノトナスコトアルヘク又講員多數決ノ方法ニ依リ之ヲ選定スヘキモノト爲スコトアルヘク其ノ如何ハ一ニ契約ノ定ムル處ニ依リ決スヘキモノトス」(註三)るのであるが、若し講規約に其の定めなく依るべき慣習の存せざる場合は、組合契約の本則に歸つて全講員の一致を要するとは前示の判例からも窺ひ得るところであつて、此點に付ては既に述べたところである。

從て「頼母子講契約ニ於テ或者ヲ支配人ト爲スコトヲ以テ其契約ノ一要件ト爲シタルトキハ其支配人ヲ解任スルコトハ該契約ノ一部分ヲ變更スルコトトナルヲ以テ假令該契約ノ成立ニ依リ支配人ト他ノ加入者間ニ委任關係ヲ發生シタリトスルモ其關係ハ何時ニテモ各當事者間ニ於テ解除シ得ヘキ單純ノ委任契約ヨリ生スル場合ト異リ該講終了ニ至ル迄加入者一部ノ者ノ意思表示ニ依リテハ其ノ解任ヲ爲シ得サルコトノ約旨ヲ包含スルモノト解スルヲ妥當トス」(註四)と云ふ結果になるのである。

(註一) 大審院大正七年(オ)第二七四號、同年四月三日判決民録同年度八〇九頁、法律新聞一四二一號二二頁。

(註二) 大審院昭和五年(オ)第二三四號同六年五月一日判決法律新聞三二七二號一六頁。

(註三) 大審院大正六年(オ)第一八七號、同年八月十一日判決、民録同年度一一九一頁。

(註四) 長崎控訴院明治四四年判決、法律新聞六九五號二五頁、判決總攬民三七六頁。

第三款 講會開催請求權

講員は講に對し掛金を拂込む對價として講の業務執行者をして講會を開催せしめ、其の席に於て抽籤又は入札等を行はしめ之に依つて講金を受領すべき者を決定するのみならず、他の講員も之の場合花籤を受くる權利、又は響應を受くる權利等が伴ふことがあるから、講會の開催と云ふことは講員の第一段の權利であると爲すべきである。

故に若し講役員が其の開催を怠る場合は各講員共其の開催を請求し得べく、又之に依て損害を蒙りたる場合に講契約に於て加入者に損害を蒙らしめたる時は講主講脇連帯して一切の責任を負ふ旨の定めを爲したる場合は勿論(註二)何等斯る規約なき場合に於ても「無盡講ノ世話人ニシテ約定期日ニ開會ノ手續ヲ爲シ講員ヨリ掛金ヲ徴收シ之ヲ當籤者ニ交付スルノ義務ヲ負フ者カ其ノ義務ニ違背シ該期日ニ開會ヲ爲ササル爲メ」損害を生したる場合には債務不履行に基く損害の賠償を請求し得ることは既に大審院判例の認むる處である。(註二)

左れば講會の開催と云ふことは掛込金及掛戻金支拂に付ての前提條件と見るべき場合が多いのであるから、講會の開催なき以上掛金に付ては履行遲滯を生じないと解するのが正當であつて、下級審の判決には之と反對に「無盡ノ掛戻金ト雖モ消費貸借ニ更改セラレタルトキハ其ノ辨濟ハ無盡開會ノ際ニ於テ爲スヘキモノト認ムルヲ得サレハ辨濟期ニ辨濟ヲ爲サレハ開會ヲナサストモ履行遲滯ヲ生スルモノトス」(註三)と云ひ又「無盡既取者ノ掛戻金ハ無盡會ノ

開會ト否トニ關係ナク所定ノ期日ニ於テ辨済スヘク〔註四〕と云ふ見解を採つたのもあるが、贊成することを得ない。

更に進んで頼母子講員は講會不開催を理由とし、講契約を解除脱退して掛込金の拂戻を請求することを得るやの問題がある。

之に關しては先づ解除權を否認する大阪地方裁判所の次の判決がある。

「組合ニ於テハ其ノ目的タル事業ノ成功カ不能ナルニ至リタルトキハ當然之ニ依リ解散スルモノナルカ故ニ若シ原告主張ノ如キ破講ニ因ル事業ノ繼續不能ノ事實アリトセハ本件ノ右講會ハ當然之ニ依リ解散ヲ來スヘキコト疑テ容レスト雖モ此場合ニハ講員全體ニ於テ清算ヲ遂クヘキモノニシテ各講員ハ直ニ業務執行員ニ對シ掛込金ノ拂戻ヲ請求シ得ヘキモノニ非ス又組合ハ總組合員相互間ノ契約ナルヲ以テ他ノ組合員カ其ノ義務ヲ履行セサル場合ハ之ヲ理由トシテ組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得ヘキモ組合員ノ或者カ業務執行員タル場合ニ於テ其ノ業務執行員タル特別ノ業務ニ違背シタルコトヲ理由トシテ基本タル組合契約其ノモノヲ解除シ得ヘキモノニアラス〔註五〕と。

然るに通説は解除權ありとするのであつて此の見解を採つた判例には次の如きものがある。
東京地方「普通ノ無盡講ニ於テ世話人タル者ハ一定ノ期日ニ開會ノ手續ヲ爲シ講員ヨリ掛金ヲ徵收シ之ヲ當事者ニ交付スヘキハ其ノ當然ノ義務ニシテ而シテ世話人ニシテ此等ノ義務ヲ履行セサル場合ニ於テ何等ノ特約ナキ限り講員ハ一定ノ期日ヲ定メテ之カ履行ヲ催告シ然

モ尙履行セサルトキハ世話人ニ對シ契約ヲ解除スルコトヲ得ヘキモノト解スルヲ相當トシ單ニ講契約ハ講員全體ノ契約ナルノ故ヲ以テ世話人ニ對シテ爲シタル解除ハ講ニ對シ其效ナキモノトスルコトヲ得サルモノトス〔註六〕

東京控訴「講ニ加入スル者ニ損害ヲ被ラシメサル爲メ講主講協連帶シテ一切ノ責任ヲ負フコトト爲シタル場合ニ於テハ講主ニシテ開會ノ手續ヲ爲ササル以上ハ講協ニ於テ開會スヘキ義務アルモノトス此場合ニ於テ講員ヨリ相當ノ期間ヲ定メテ開會ヲ催告スルト同時ニ期間内ニ開會ナキトキハ契約ヲ解除スル旨ノ意思表示ヲ爲シタルトキハ期間ノ經過ト同時ニ講主講協トノ間ニ存セル契約關係ハ解除セラレタルモノト認メサルヘカラス〔註七〕

東京地方「無盡講ハ毎開會期ニ開會セサレハトテ性質上契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルモノト云フコトヲ得テ原告ハ民法五四二條ニ基ク解除權ヲ有セス本件契約ノ解除ヲ爲サムトセハ宜シク民法第五四一條ニヨリ先ツ相當ノ期間ヲ定メテ履行ノ催告ヲ爲シ其期間内ニ履行ナキトキ始メテ契約ヲ解除スルコトヲ得ヘキモノトス〔註八〕
業務執行者の權限の如何に依りては一概に云へぬ時もあるであらうが、催告を爲すも開會せざる場合は已むを得ざる事由の存するものとして脱會を許すのが妥當であるが、頼母子講の特殊性に付て具體の場合には考慮を拂はねばならぬであらう。

次に右契約解除權は全講員が平等に有するものか否かと云ふ點を考へて見ねばならぬ。蓋し以上の如き契約解除の請求權は講會の開催に依り、抽籤又は入札の方法に依りて所定の金員を

受領し得る所の講員の主なる権利に相對應するものであるに拘らず既に之等の利益を受領した所謂前取者は花籤又は養應と云ふ如き附屬的の権利を有するとしても叙上の如き重大の利益を有せないからである。

左れば大審院判例に於ては未取者のみが此権利を有するものとして、既取者に於ては此の權利を有せざるものとするのである。即ち

「會主カ講會開催ノ債務ヲ履行セサルトキハ未落札者若クハ落札金受領權者ハ適法ノ催告ノ後ニ之カ講契約ヲ解除シ得ヘキコトハ民法ノ規定ニ照シ疑ナシト雖モ落札金受領後ノ所謂空掛講員ト會主トノ關係ニ於テハ會主ハ寧ロ掛戻金請求ノ權利ヲ有スルモ義務ヲ負擔セサルヲ以テ空掛講員ヨリ會主ニ對シ債務不履行ヲ主張シテ講契約ヲ解除スヘキ權利殆ト之ナシト認メサルヘカラス」(註九)と謂ひ又

「原院ノ判示セル所ニ依レハ本件講會ハ未落札者ニ於テハ會主ニ對シ毎月所定ノ金額ヲ掛込ミ又會主ニ於テハ三ヶ月毎ニ開會シテ入札又ハ抽籤ノ方法ニ依リ落札者ヲ定メ落札者ニ一定ノ金額ヲ交付スルト同時ニ落札者ハ會主ニ對シ落札金受領ノ翌日ヨリ滿會ニ至ル迄毎月十五圓宛ノ掛戻ヲ爲スヲ以テ其ノ主要ノ目的トナスモノナルヲ以テ會主ハ未落札者ニ對シテハ講會ヲ開催シ入札又ハ抽籤ノ孰レカ一方ニ依リ落札者ヲ定メ之ニ講金ヲ交付スル義務アリ會主若シ此義務ヲ履行セサルトキハ未落札者及講金ヲ受領セサル落札者ハ講契約ヲ解除スルコトヲ得ヘシト雖モ落札者カ講金ヲ受領シタル後ハ所定金額ノ掛戻ヲ爲ス義務ヲ負擔スルニ止

リ會主カ講會ヲ開催セサル爲メ講契約ヲ解除シ得ヘキモノニ非ス何トナレハ入札ヨリ生スル引金ハ會主カ講會ヲ開催シ入札ノ方法ニ因リ落札者ヲ定ムル場合ニ限り各講員カカ分配ヲ受クル權利ヲ有スルニ過キス而シテ其ノ入札ノ方法ニ因ルハ未落者ノ任意ニ選擇スル所ニシテ落札者ハ之ニ干與セサルヲ以テ講金ヲ受領シタル落札者ハ將來分配ノ利益ヲ受クルコトアルヘキ希望ヲ有スルノミニシテ講會ノ開催ニ隨伴スル當然ノ權利ト云フコト能ハサレハナリ」(註一〇)と云つてゐる。

而して右の如き理由を以て講契約を解除した場合には當事者は原狀回復義務(五條)を有するから「講ノ會員カ會主ノ義務違反ヲ理由トシテ講契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ會主ハ會員ニ對シ拂込金ヲ返還スル義務アリ」(註一一)と云ふことになるのである。

- (註一) 東京控訴院大正二年(ホ)五七五號大正三年三月一九日判決、法律新聞九五五號二五頁。
- (註二) 大審院大正九年(ホ)一八二號同年七月二九日判決、民錄同年度一一九三頁。
- (註三) 東京區裁判所大正五年三月三日判決、法律新聞一一三〇號二五頁。
- (註四) 東京區裁判所大正四年五月二十二日判決、法律新聞一二〇六號二一頁、要錄八卷一一八頁。
- (註五) 大阪地方裁判所大正五年一月三十一日判決、法律新聞一一三七號二四頁、要錄七卷二四七頁。
- (註六) 東京地方裁判所大正二年九月二五日判決、法律新聞九〇四號二三頁、要錄四卷三一八頁。
- (註七) 東京控訴院大正三年三月一九日判決、法律新聞六三三頁、要錄五卷七二頁。
- (註八) 東京地方裁判所大正五年四月二九日判決、法律新聞一一二四號二五頁、要錄七卷一九九頁。
- (註九) 大阪控訴院大正四年一月一八日判決、法律新聞一〇五八號三一頁、要錄六卷一五〇頁。

(註一〇) 大審院大正五年(十)一二號、同年三月一五日判決、民録同年度五五一頁。
(註一一) 大阪區裁判所判決、法律新聞一〇五四號二二頁判決、總攬續民三七七頁。

第四款 當籤落札の法律關係

斯くして講會が開催され講員の一人が當籤又は落札した場合には講金の給付を受けるのであるが、これに關聯して種々の法律問題が生ずる。

第一講金の給付を受くる行爲は民法第一二條に所謂借財に該當するや

頼母子講が組合の性質を有し従て掛金は本來出資たる性質を有するものであるけれども、講金授受の點を見ると消費貸借的色彩が非常に強くこの部分に付ては消費貸借の規定を類推適用すべきことは既に論じた通りであつて、大審院判例も「落札ノ方法ニ依ル無盡講金ハ其性質消費貸借ナリトス從テ各回ニ掛戻ヲ爲スハ特別ノ事情アル場合ノ外各個獨立ノ債務ナリト云ヘカラス」(註一)と謂つてゐるのである。

而して縱令講の性質を組合と解すればとて講金授受の關係が消費貸借を生ずるのを妨げないから「無盡ニ加入セル者カ滿會ヲ前ニ抽籤入札其他類似ノ方法ニ依リ金錢ノ給付ヲ受ケ後日之カ掛戻ヲ負擔スル行爲ハ當事者ノ一方カ數量ノ同シキ物ノ返還ヲ爲スコトヲ約シテ相手方ヨリ金錢ヲ受取ルニ因リテ其ノ效力ヲ生スル金錢ノ消費貸借行爲ト相類似シ民法第一二條第一項第二號ニ所謂借財ニ該當スルモノト解スルヲ相當トス然ラハ……被上告人ハ有夫ノ婦

ナルニヨリ右法條及第一四條第一項ニ依リ夫ノ許可ヲ要スヘキニ拘ラス之カ許可ヲ受ケサリシ事實ヲ認メ前示返還義務負擔行爲ノ取消ノ意思表示ヲ有效ナリト判斷シタルハ相當ナリ」(註二)と云はねばならぬ。

講の加入の場合に夫の同意あらば講金の受領に付ては別に同意を要せぬとの見解もあるが、(註三)滿會前に講金を受領する場合は或は掛戻義務を怠るときは掛金分割の利益を失ひ擔保の處分を受くる等、頭初加入の際には只貯蓄の目的であつたのに意外の負擔を爲す場合も存するのであるから右の見解は實情に適しない。

(註一) 大審院明治四一年一〇月一五日判決、民録同年度一〇二二頁。

(註二) 大審院昭和四年六月二十一日判決、法律新聞三〇三一號一六頁、要録二〇卷三頁。

(註三) 戒能通孝氏判例ニ現レタ無盡ノ法律關係、法律時報三卷八號一九頁及同氏無盡講再論、法律時報五卷四號八頁參照。

第二、公正證書に關する問題

頼母子講の落札金を受取る場合に於て受領者は消費貸借の公正證書を講役員に差入れることが行はる、然るにこの證書の額面は眞に受取つた金額に非ずして一回の掛込金に對し今後負擔すべき拂込回數を乗じたものを額面として記載する、然し事實に吻合せざる公正證書の效力を認めざることは大審院の判例とする處であるから、(註一)この矛盾を如何に調査すべきかと云ふ問題がある。

大審院は當て此の問題に關して、未だ消費貸借の目的たる金錢の授受せざるに拘らず既に之が返還義務ありとするのは失當だとの上告論旨に對して「頼母子講ニ於ケル講員相互ノ權利關係ノ消費貸借ナルコトハ其ノ通常ノ性質タルニ止リ必然的ニ消費貸借ノ關係タルヲ要スルモノニ非サルハ所謂判例ノ趣旨ニ徴シテ明白ナルヲ以テ特ニ相互ノ關係ヲ定メ之ニ消費貸借以外ノ性質ヲ有セシメ當籤者ノ權利義務ヲ定ムルハ固ヨリ隨意ナルヲ以テ各個ノ場合ニ於テ當籤者ノ義務ハ純然タル消費貸借ニ基ク借用金返還ノ義務ナルカ若クハ別種ノ法律關係ヨリ生スル義務ナルヤヲ規約ノ趣旨ニ從ヒ判斷スルハ事實裁判所ノ職權ニ屬ス從テ原院ハ本件ノ場合ニ於テ當事者間ニ成立シタル第二寶講ノ規約ヲ按シ各講員ハ講金ノ交付ヲ受クル前ニ掛戻ノ義務ヲ負擔シ爾後掛戻スヘキ總金額ニ對シ相當ナル擔保ヲ供スル義務アリト認メ公正證書ニ於テ承認セル私署證書表示ノ債務ハ落札金ノ交付ニ因リ負擔シタル消費貸借ニ基キ支拂ヲ爲スヘキ債務ニ非スシテ當初ノ契約ニ從ヒ履行スヘキ掛戻ノ債務ナリト判示シタルハ全ク其ノ職權内ノ事項ニ屬ス」(註二)と判示して有效とし後に於ては更に「原審ノ確定スル所ニ依レハ本件頼母子講ハ金高二千圓一回二十圓掛百回掛ナル處加藤マスハ四十八回掛込ヲ爲シタルトキニ入札シ千五百五十圓ニテ落札シ尙六十三回(千二百六十圓)ノ返掛義務ヲ負擔スル旨ノ本件公正證書ヲ作成スルニ至リタルモノナルカ故ニ右ノ落札アルモ他ニ特別ノ理由ナキ限り第四十九回以後ノ掛込義務ハ依然トシテ存続シ落札後ニ於テハ唯之ニ返還義務ナル名稱ヲ附スルニ過キサルモノト解スルヲ相當トス故ニ其ノ返掛義務ノ内容ヲ増加シ六十三回(千二百六十圓)

トシテ右ノ公正證書ヲ作成シタルトスルモ落札者ニ於テ其ノ義務全部ヲ負擔スルニハ落札金全部ノ交付アリタルコトヲ要セス其ノ負擔ヲ落札金全部ノ受領ニ繫ラシムカ爲ニハ特ニ其旨ノ合意アルコトヲ要スルモノト解スルヲ妥當トスサレハ原審カ第四十九回ハ掛込義務カ落札ニ因リテ消滅スヘキ特別ノ理由アリシヤ否ヤヲ審理セス落札金全部ヲ受領セスシテ右返掛金ノ支拂義務全部ヲ負擔スルニハ特別ノ合意アルヲ要スルモノト解シ其ノ合意アルコトヲ認メ難キカ故ニ落札者タル加藤マスハ未タ其ノ全部ノ義務ヲ負擔セサルモノトナシ從テ本件公正證書ハ事實ニ吻合セサルモノニシテ執行力ナキモノトシタルハ審理不盡理由不備ノ違法アルモノトス」(註三)と判示してゐる。

何れも結果に於ては斯る公正證書の效力を肯定せんとしたものであつて妥當であるが講金の未受領者の支拂ふ掛金義務と既受領者の支拂ふ所謂掛戻債務とは性質を同しくするものであるか、或は前者は組合契約に基く出資義務で後者は消費貸借に基く履行義務なるやを明にせず寧ろ前の見解なる如き態度を持してゐるのは、前示第一の判例と矛盾してゐる。

私は此際に於ても消費貸借の公正證書の作製に依り更改の成立するものとして、そして夫れを起點として各種の問題を解決するのが判例としては一貫した態度であると考へる。

尤もそうなれば公正證書そのものの効力が問題となるのであるが、消費貸借に付て判例並に通説は縦令現物の引渡がなくとも是ありと同一の經濟上の利益の交付があれば足りるのであるから、寧ろ直截に消費貸借に更改せられしものと解するのが妥當であつて、下級審の判

決には「無盡ノ掛戻金ト雖モ消費貸借ニ更改セラレタル場合ニハ」(註四)と云ひ私見と同一の見解を採ららしいものもある。

(註一) 大審院明治四〇年五月二七日判決、民録一三輯五八五頁。

大審院明治四四年一月二二日判決、民録一七輯八九九頁。

(註二) 大審院明治四四年三月二七日判決、民録同年度一八〇頁。

(註三) 大審院昭和六年二月七日判決、法律新聞三二二六號一〇頁、要録二二卷二〇〇頁。

(註四) 東京區裁判所大正五年三月三日判決、法律新聞一一三〇號二五頁。

第五款 掛金の支拂義務

頼母子講員は其の義務として自己の引受けた講口に對して掛金を支拂はねばならぬ。

而して講員は未だ抽籤又は入札により講金の給付を受けぬ間は、將來自己が講金を受取る希望を有し其際不利益ならむことを期するから正確に其の拂込を爲すのが常であるが、一旦講金を受領して仕舞ふて最早や其の支拂を爲すのが苦痛となり口實を設けては其の義務を怠る様になる。

従て掛金の問題は主として掛戻義務の履行の點に集中されるのであつて、これに關しての争點は既に本稿に於ても處々に於て散見した。即ち

(一)掛金請求の當事者には誰れがなるか

(二)掛金請求に對す相殺の問題

(三)掛金請求の履行場所及時效の問題

等に關しては前章に於て論じた處であるし、

(四)請求權の行使と講會開催の關係

に付ては本章本節三款に於て論じた。

而して多くの頼母子講に於ては講會の開催が掛金拂込の前提要件となる場合が多いし、「講會ノ開會ノ如キハ代理人ヲ以テスルモ爲シ得ヘキモノナルカ故ニ本人ノ自由ヲ缺キタリトスルモ其ノ履行ノ不能ナルモノニ非ス」(註一)と云はねばならぬから、右掛金支拂義務の履行遲滞に關し必ずしも「無盡既得者ノ掛戻金ハ無盡會ノ開催ト否トニ關係ナク所定ノ期日ニ辨濟スヘク」(註二)「其ノ辨濟ハ無盡開會ノ際ニ於テナスヘキモノト認ムルヲ得サレハ辨濟期ニ辨濟ヲ爲ササレハ開會ヲ爲サストモ履行遲滞ヲ生スルモノトス」(註三)とは云ひ得ないことは既述の通りであるが、若し履行遲滞の責に任すべきときは講則或は講金借入證書に其定めあらば之に従ふべきこと當然である。

即ち「講會規則アルトキハ個々ノ契約ヲ俟タスシテ講員ニ於テ當籤掛戻ノ延滞日歩ヲ支拂フヘク」(註四)又「積立無盡會ノ心得書ニ二回以上拂込ヲ怠リシ者ニハ割戻配當ヲナスストアルモノヲ以テ二回以上積金支拂ヲ怠リタルモノカ當該組合ヲ除外セラレ其資格ヲ失フヘキモノト論斷スルコトヲ得ス」(註五)と雖も、若し講則が更に嚴重にして「掛戻金怠納ノタメ爾後ノ

總掛金相當額ヲ一時ニ皆済スヘキ義務ヲ生シタル場合ハ當然無盡講脱退ノ效果ヲ生スルモノニシテ」從テ『割戻金請求ノ債權』をも失ふ場合がある。(註六) 要するに履行遲滞の效果に付ては講規約及講金借入證書の定むる所に從ひ決すべく、若し其の定めなきときは債權一般の原則に依るのである。

(註一) 大阪區裁判所大正五年判決、法律新聞一一八八號二八頁。

尙左の如き同趣旨の判例もある。

東京控訴院大正二年判決、法律評論二卷民七一四頁。

『講會ノ開催ヲ爲スヘキ會社ノ代表社員カ拘禁セラレタルノ一事ハ講會不開催ヲシテ會社ノ責ニ歸スヘカラサル事由ト爲スニ足ラス』

(註二) 東京區裁判所大正四年五月二日判決、法律新聞一二〇六號二一頁。

(註三) 東京區裁判所大正五年三月三日判決、法律新聞一一三〇號二五頁。

(註四) 盛岡地方裁判所大正六年二月二日判決、法律新聞一二四〇號二六頁。

(註五) 横濱地方裁判所大正七年六月一四日判決、判例三卷民一四五七頁。

(註六) 東京地方裁判所判決、法律新聞七二七號一九頁、要錄三卷三六七頁。

第二節 非組合的頼母子講に於ける講員の地位

第一、積立金に對する權利

非組合的の頼母子講即ち講元が中心となりて加入者が此者のみと債權關係を生ずる種類のものにあつては、講の財産は實質的にも講元のものであつて、講元は完全なる其の權利者であるから、此意味で講員は組合的の頼母子講に於ける如き持分を有するものでないが、此の種の頼母子講の講員と雖も未だ給付金を受けざる時は、既に支拂ひたる一種の積立金に付き講元に對して權利を有する。

而して講員は其の權利に付て之を他人に譲渡し得ることは當然であつて、此の場合講員の地位の交替を生ずるならば將來負擔すべき掛金及掛戻金債務に付債務引受を生ずるから、此の點に付相手方たる講元の承認を要するものと云はねばならぬが、單に積立金に對する權利のみを要し掛金義務を負はざる場合に於ては講元の承認を必要しないこと勿論である。

判例も營業無盡に付て『本件ニ於テ加入者ハ落札前ニ解約ヲ爲シタルカ爲メ會社ニ對シ何等支拂ヲ爲スノ責務アルコトナク却テ掛込金額ヨリ所定ノ割戻配當金ト解約手数料トヲ控除シタル殘額ノ支拂ヲ受クル權利ヲ有ス而シテ無盡契約ノ加入者ノ無盡契約ニ基ク權利義務ノ讓渡云々トアルハ無盡加入者カ其ノ權利ト義務トヲ併セテ他ニ移轉スル等其ノ地位ニ變動ヲ來ス場合ヲ律スル規定ニシテ本件ノ如キ加入者カ解約後上告會社ニ對シ單リ權利ノミヲ有シ何等ノ義務ヲ負擔セサル場合ニ適用ナキモノト解シ得ラレサルニ非ス』(註一)と云つてゐるのである。

(註一) 大審院昭和六年一月一八日判決、法律新聞三三六六號一〇頁。

第二、議決權を有せず

此種の頼母子講は法律關係としての團體を構成しないから、團體の意思を決定すべき議決權なるものは存在しない、只事實上に於て講契約一方の當事者として利害の一致する講員が集會し講元に對する或一種の意思表示を爲すことがあるが、夫れは何處迄も契約當事者一方の意思表示である。

第三、講會開催請求權

未取講員は組合的頼母子講に於けると同様——否一層強くこの權利を有するものと云はねばならぬ蓋しこの種の頼母子講に於ては掛金拂込義務と講會開催請求の權利とが雙務契約上の對立義務と認むべき場合が一層多いからである。

即ち講元に於て講會を開催せざる場合は、依て生じたる債務不履行の損害賠償を請求することを得べく、斯る場合に講元側に於ては「會社ノ代表社員カ拘禁セラレタルノ一事ハ講會不開催ヲシテ會社ノ責ニ歸スヘカラサルノ事由ト爲スニ足ラス」〔註二〕又「講會ノ開催ノ如キハ代理人ヲ以テモ爲シ得ヘキモノナルカ故ニ本人カ身體ノ自由ヲ缺キタリトスルモ其履行ハ不能ナルモノニ非ス」〔註三〕と謂はねばならぬ。從て又講員の請求に對し講會を開催せざるときは「期日ニ開會セサレハトテ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコトヲ能ハサルモノト云フコトヲ得ス從テ民法五四二條ニ基ク解除權ヲ有セス」と雖も「民法五四一條ニ從ヒ相當ノ期間ヲ定メテ履行ノ催告ヲ爲シ其期間内ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得」〔註三〕るものであ

る。

然しながら既取講員は契約に基き講會開催請求權を有してゐても、其の掛戻義務は寧ろ消費貸借上の返済義務或は物品代金の支拂義務と認むべきものであるから、「其ノ辨濟ハ無盡講會開催ノ際ニ於テノミ爲スヘキモノト認ムルヲ得サルヲ以テ辨濟期ニ辨濟ヲ爲ササレハ履行遲滯ヲ生スモノ」〔註四〕であつて要するに「既取講員ノ掛戻金ハ無盡開會ト否トニ關係ナク所定ノ期日ニ於テ辨濟スヘキ」〔註五〕ものであるから、講會不開催を理由とする契約解除權を有するものでない。〔註六〕

〔註一〕 東京控訴院大正二年判決、法律評論二卷七七一四頁。

〔註二〕 大阪區裁判所大正五年判決、法律新聞一一八八號二八頁。

〔註三〕 東京地方裁判所大正五年四月二九日判決、法律新聞一一二四號二五頁、要錄六卷一五〇頁。

〔註四〕 東京區裁判所大正五年三月三日判決、法律新聞一一三〇號二五頁。

〔註五〕 東京區裁判所大正四年五月二二日判決、法律新聞一二〇六號二二頁。

〔註六〕 大阪控訴院大正四年一月一八日判決、法律新聞一〇五八號三一頁、要錄六卷一五〇頁。

第四、當籤落札の法律關係

當籤又は落札に依りて金錢頼母子に於ては消費貸借類似の關係を生ずること、全く組合的頼母子に於て述べたる處と同様であり、物品頼母子に於ては賣買代金債務を消費貸借に更改したると類似の法律關係を生ずる右と同様である。

第六章 頼母子講の加入脱退

第一節 組合的頼母子講の加入脱退

第一款 加入

頼母子講に於ては總掛金を以て總給付金を支辨するものであるから口數は最初より特定して中途増減を許さざるのが原則である。

然し乍ら特別の事由の存する場合には講員の脱退は止むを得ないのであつて此點に付ては次款に説く所であるが民法組合に於ける如く中途より新講員が加入して口數を増加することは絶無である。(註一)

只舊講員より其の持口を譲受け其の地位を承繼する交替が存するに過ぎない。

而して此の講員の交替に付て講規約に特別の定めあらば之に従ふべきことは勿論であるが、然らざる限りは全講員の合意によりてのみ之を認め得るのであつて講役員の承認を以ては其の效を生じないことは既に述べた。

判例に於ても「頼母子講員ノ交替ハ當事者全體ノ合意アレハ之ヲ許スヘキモノトス」(註二)と云ひ又「講組合契約ニ於テモ……譲渡ト共ニ他ノ組合員全員ノ合意ニ依リ講員カ組合ヲ脱退シ他人カ之ニ加入シタル場合ニ限り其ノ譲渡ハ組合其他ノ第三者ニ對シ效力ヲ生スルモノ

トス」(註三)と云つてゐる。

尙加入に關聯して事實上の加入者と名義上の加入者との異なる場合の取扱方に付左の判例が存する、曩に表面上の業務執行者の責任に付て論じたる如く當然の結論である。曰く

「無盡講ニ於テ甲名義ヲ以テ乙カ掛金其他ヲ爲シ居リ該講會ニ於テハ乙カ甲ノ女婿タル關係上乙ヲ以テ甲ノ代理人ト見做シ來リタルトキハ一口ノ持分ハ甲ノ權利ニ屬スルモノナルコト明ニシテ甲ハ乙ノ請求ニ依リ其名義書換ヲ爲ササル可カラサルコト取引上ノ信義ヲ維持スルニ付當然ナル義務ナリト云ハサルヘカラス」(註四)

(註一) 民法の組合に於ては加入 *Eintritt* に付ては我民法は獨逸民法と同じく何等の規定を設けないが、組合は既に脱退を認め組合員の減少は組合の同一性を害せないと爲すが故に、之に依り類推して加入に因り組合員の増加するも其の同一性を害しないと解されてゐる。大審院明治四三年二月二三日判決、民録一六輯九八二頁、鳩山博士、日本債權法各論「下卷七一、二頁、末弘博士「債權各論」八五〇頁。

(註二) 大阪控訴院明治四三年判決、法律新聞六三四號一四頁、判決總攬三七八頁。

(註三) 大阪地方裁判所大正七年二月一六日判決、法律新聞一三九七號二三頁。

(註四) 東京控訴院大正三年判決、法律新聞九六五號二六頁。

第二款 脱退

民法第六七八條第一項には「組合契約ヲ以テ組合ノ存續期間ヲ定メサリシトキ又ハ或組合

員ノ終身間組合ノ存続スヘキコトヲ定メタルトキハ各組合員ハ何時ニテモ脱退ヲ爲スコトヲ得但已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外組合ノ爲メ不利ナル時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス」と規定するが、頼母子講に於ては講規約に於て満期日が明示的に決定せられてゐるか、然らざれば講の口數、開會の時期又は回數、拂渡金の額等に依つて事實上決定せられてゐるし、又終身間存続すると云ふ如き頼母子講は性質上存在しないから右規定を適用すべき場合は存しない。

只同條第二項には「組合ノ存続期間ヲ定メタルトキト雖モ各組合員ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ脱退ヲ爲スコトヲ得」と規定するのであつて、之れは頼母子講に適用することを得るものである。

但し同項に所謂「已ムコトヲ得サル事由」の内容に付ては既に講金を受領した者と未だ之を受領せざるものとの間には差異を設けて理解すべきであつて、例へば講の世話人が講會の開催を怠り其の催告を受くるも尙之を爲さざる如き場合には、講金の未受領者にとつては「已ムコトヲ得サル事由」となるのであるが、(註二)既受領者にとつては之を以て脱退の理由たるべき「已ムコトヲ得サル事由」としての要件を満足せざるものと云ふべきである。(註二)

のみならず既受領者が中途脱退して掛金の支拂を要せざるものとする組織は、其の性質富籤に類し公序良俗に反する所謂取退無盡として法令の禁ずるものであることは既に述べた所であつて、其の許さるべき脱退は掛金相當額を支拂ふことを要するものと云はねばならぬ。

従て逆に「掛金怠納ノ爲メ爾後ノ總掛金相當額ヲ一時ニ皆済スヘキ義務ヲ生シタルトキハ當

然無盡脱退ノ結果ヲ惹起スルモノトス」(註三)と見るべき場合が多い。

而して何れにするも當事者より頼母子講を脱したる場合の通告は、他の全組合員に對して爲さねば其の效力なしとするのが通説であつて、(註四)單に業務執行者たる講の世話人に對して爲したのみでは足りない。

次に民法第六七九條は組合員に付て(一)死亡(二)破産(三)禁治産(四)除名の存する場合を以て脱退と規定するのであるが、頼母子講は組合の如く人的性質を重視することを要しないのであつて、掛金の支拂が完全に行はるれば足り寧ろ金錢的性質を有するのであるから、(一)死亡(二)破産(三)禁治産の如きを以て頼母子講脱退の効果を發生するものとは解し得ない。(註五)此點に於ても組合の規定は當然 Modification を受くるものと云ふべきである。

除名に付て民法第六八〇條は「組合員ノ除名ハ正當ノ事由アル場合ニ限り他ノ組合員ノ一致ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得」と規定し其の正當の事由の例として學説は出資義務の懈怠、勞務出資の不能、他の組合員全部との著しき不和の如きを擧げてゐる。(註六)(註七)

私はこの除名の規定は原則として頼母子講にも適用ありと解するのであつて、之に付て反對説は他の組合員の一一致と云ふ點を不都合として、例へば債務不履行による除名の場合の如きに於て、若し尙他にも掛金滞納者あらば如何にして之を除名するかと攻撃するのであるが、(註八)除名などと云ふことはよくよくの事であり假令掛金の滞納あるも除名を必要とするものでないから、除名決議の困難は一向差支へなく却て頼母子講のためには脱退を少からしむる方が望ま

しいのである。講員が脱退を爲したるときは民法第六八一條の規定に従て計算を爲さねばならぬが、同條は組合が脱退者に對して爲すべき返還義務を規定したもので既に講金を受領した者が脱退し講に對して返還義務を負ふ場合に關しては本條は何等の標準をも提供しない。固より講規約に之の定を爲すものもあるが然らざる場合の標準如何當事者の意思を酌み契約解除の場合に準じて解決するの外ないであらう。

(註一) 東京控訴院大正二年一月二三日判決、法律新聞九二一號二二頁、同院大正三年九月十九日判決、法律新聞九五五號二七頁參照。

(註二) 大審院大正五年三月一日判決、民錄二五輯五五一頁。

(註三) 大阪控訴院大正五年一月一日判決、法律新聞一〇五八號三一頁參照。

(註四) 東京地方裁判所明治四四年判決、法律新聞七二七號一九頁。

(註五) 鳩山博士、日本債權各論、下卷七〇五頁。

(註六) 大阪地方裁判所大正七年三月一六日判決、法律新聞一三九七號二三頁。

(註七) 同說、戒能通孝氏、無盡講再論、法律時報五卷四號九頁。

(註八) 反對說、石坂博士、民法研究、下卷七二六頁。

(註九) 鳩山博士前掲七〇七頁。

(註一〇) 他の組合員の一致を要するから一時に二名を除名することを得ない。鳩山博士前掲七〇七頁、横田博士、債權各論、七三七頁。

(註八) 戒能通孝氏前掲九頁。

第二節 非組合的頼母子講の加入脱退

第一款 加入

非組合的頼母子講の法律關係は講元と講員の各個に個別的に生ずるのに過ぎないから、中途に新加入者を加へても差支へない如くであるが、斯る頼母子講も經濟的には一種の團體性を有し總掛金を以て總給付金を支辨する組織になつてゐて、口數は一定してゐるのであるから、中途より口數を増して新加入者が這入ることの無いことは組合的頼母子講と異ならぬ。

只舊講員より其の持口を讓受け其の地位を承繼する交替が存し、之に付ては債權讓渡及債務引受の原則を適用することになるのが普通であるが、頼母子約款に「無盡契約ニ基ク加入者ノ權利義務ノ讓渡變更ハ總テ當會社ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ當會社ニ對抗スルコトヲ得ス」(註)と云ふ如き規約を設けてゐるものもある。

(註) 全國無盡集會所調査會の無盡契約々款修正案に依る。

第二款 脱退

脱退に付ては契約解除の一般原則に従ひ講元との關係を解決すれば足りるのであるから多くの問題はない。

無盡契約の約款には之に關する左の如き規約を含ませてゐる場合が多い。

『第何條加入者カ一回給付金未済口加入者ハ何回掛金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ當會社ハ期日ヲ定メテ掛金拂込ノ催告ヲ爲シ若シ之ニ應セサルトキハ左ノ方法ニ依リ無盡契約ヲ解約スルコトアルヘシ』

加入者カ無盡契約ノ解約ヲ申出テタル場合亦同シ

- 一、既ニ契約金ノ給付ヲ受ケタル加入者ハ掛金分割拂込期限ノ利益ヲ失ヒ未拂込掛金ノ全額ヲ一時ニ拂込ムモノトス
- 二、未タ契約金ノ給付ヲ受ケサル加入者ニ對シテハ其ノ拂込掛金中ヨリ契約金百圓ニ付解約手數料及既往分配シタル入札差金トテ差引キタル殘額ヲ其ノ會ノ終回ニ無利子ヲ以テ拂戻スモノトス〔註〕

〔註〕 全國無盡集會所調査會の無盡契約々款改正案に依る。

第七章 頼母子講の解散及清算

第一節 組合的頼母子講の解散及清算

第一、解散事由

(一) 満會

頼母子講は其の目的の到達即ち所謂満會によつて解散する、而して此の解散期は必ず到来し

なければならぬのである。

但講規約に何時を以て満會と定めてあつても種々の事情に依つて伸縮することは已むを得ない、即ち『無盡講ニ於テ各講員カ抽籤又ハ競落ニ因リ無盡金ヲ取得スルニ至リ満會トナル時期ハ各講會ニ於ケル競落ノ狀況及講員カ其掛金ヲ抛棄シテ脱退スルコト若クハ掛金ヲ怠リテ除名セラルルコト等ノ事故ニ從ヒ自然伸縮アリテ精確ニ之ヲ逆睹スルハ不可能ナルト共ニ事物普通ノ状態ニ照シ或程度迄ハ之ヲ豫定シ得サルニ非ス掛金總額モ亦從テ其大數ヲ算出シ得サルニ非スト雖モ而カモ満會ハ事實支拂フヘキ掛金總額ヲ始メヨリ精確ニ豫定シ得ラレサルヲ無盡ニ於ケル普通ノ現象ナリトス〔註〕』〔註〕 なるからである。

民法第六八三條及第六八四條に依れば組合員は『已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各組合員ハ組合ノ解散ヲ請求スル』告知權を有するのであるが、これは頼母子講に於ても適用ありと解さねばならぬ。

而して其の事由の存するや否やは具體の場合に付て之を決定することを要するものであつて、一組合員に存する事由は脱退又は除名の理由たるに止り解散請求の事由たるに足らざるものである。

故に一講員が講會不開催を理由として契約解除の意思表示を爲すも、それが必然に頼母子講自體の解散を招來するものではない、要するに頼母子關係の全部を終了せしむるに付已むを得

ざる場合、例へば経済界の事情激變、講員全部の事情變化等により到底頼母子講を繼續することの出来ぬ様な場合たることを要するものである。

(三) 總講員の合意

財界不況等の結果掛金滞納者續出し各講員夫々講繼續の意思存せざるに至りたる如き場合に於て、各講員全部の協議の結果頼母子講の解散を申合せらる如きは日常見聞するところである。

第二、清算

頼母子講が解散した場合には、組合の解散の場合と同様に清算を行はねばならぬ。而して斯る場合に於て問題となるのは既取講員に對する債權の處分であるが、これは假令名義上の債權者が業務執行者たる講世話人となつてゐても實質上頼母子講員が債權者であるから、必ずしも業務執行者が清算行爲として現金の取立を爲したる上分配しなくても、債權其儘を講員に分配することも可能で、而かも夫れも眞實の意味の債權讓渡ではないのであるが、只對抗要件として民法第四六七條以下の手續を踏むことを要するに過ぎない、従て講の世話人は原則として自己に信託せられた講債權を讓渡する權能を有しないが、斯る場合の讓渡を爲し得るもので、大審院も財界不況の爲め解散の已むなきに陥つた頼母子講に於て落札せざりし加入者集合し、其の席上管理人が落札者より自己宛に徴し置きたる借用證書を各講員に分配したるは有效なるやの事案に付て「講會ノ世話人ハ其ノ個人的利益ノタメニ講員ニ對スル債權ヲ讓渡スルコトヲ得サルモ講會ノ爲ニ之ヲ讓渡スルモ非ス」(註二)と云つてゐるのである。

(註一) 東京控訴院大正四年判決、法律新聞一〇一五號二三頁、判決總攬三七八頁。

(註二) 大審院昭和四年六月七日判決、法律新聞三〇六二號一六頁。

第二節 非組合的頼母子講の解散及清算

組合的ならざる頼母子講にありては加入者の一人一人と講元との關係を考慮すれば足るのであるから、其の關係は法律上簡單であつて解散の場合に於ても各加入者と講元との間の契約解除として取扱ひ、問題の解決は兩當事者に委せておけば差支へないのである。

第三編 餘論

賴母子講に關する立法問題

第一章 實體的準據法制定の必要

明治時代に於ける急激なる歐米文化の吸收至上主義が、總ての方面に於て我國獨特の所謂淳風美俗を默殺したことに於て禍根を現在に残したことは識者の等しく承認するところである。然しながら形而下學的方面 Physical に於ては早や模倣より獨特の創造域に達し今や寧ろ我は彼を凌駕せんとしつつあるに對し、形而上學方面 Metaphysical に於ては渾沌として其域に達せず、例へば思想上に於てマルクスの辨證法的唯物觀を直ちに適用して、我國獨自の事情を抹殺せんとする如きは顯著なる其の例證である。法律文化に於ても亦之が例外を爲すものでないことは、最近の各種の改正法律の草案に於て、我國固有の淳風美俗の取入れられつつあることに付て、其の片鱗を顯現してゐるのである。

大體我國の法律には爾かあるべき筈の我國獨特の地方色が染められてゐない末弘博士(物權法白)の云へる如く——若し誰れか特志な人があつて現在澤山ある日本の法律書を英語なり佛蘭西語なりに譯して、歐米人に見せたら彼等は果して何と云ふだらう、若しも彼等の中に地理も

歴史も知らぬ者があると假定したら、其の者はきつと日本と云ふ國は歐米の何處かに位する國に違ひないと思ふだらう、——程翻譯的である。夫れ故に歐米に存在する制度を規律する法律は、其儘齎らされて條文となり註釋となり、研究は行き届いてゐるのであるが、一步歐米に存在しない制度に付ては條文も存しなければ研究も行き届いてゐない。

率直に云へば未だ翻譯法律であり翻譯研究の域を脱してゐないのである、而して賴母子講なる制度は我國獨特の論理的思想——夫れは個人的思想の想像しない縁者相依る所謂親は泣き依りの情操の具現したものであるから、翻譯すべき對象が存在しなかつた。

從て本論に於て示した如く唯判例としてのみ個々の問題が、雜然として解決せられてゐるの現状であつて、統一的に其の契約の準據すべき法律が存しないのである。然しながら今や賴母子講なる制度も原始形態から純然たる金融機關に迄進展して來た、小規模の相互共濟的のものであつた限りに於ては、其の契約上の意思推測も比較的容易であり、其の契約の背景を爲す地方的の慣習も問題解決に比較的役立つのであるが、賴母子講が純然たる金融機關化するに伴つて、講員の範圍は親戚知人の間のみでなく、全然未知の人の間に迄擴り、其の地域は慣習を異にする遠方に迄及ぶようになった、從て其の取引の安全性が充分に保護せらるべき立法の必要を痛感するのである。

或は賴母子講の普遍的形態を以て民法の組合に屬するものとして、民法の規定を以て問題を

解決せんとする。此論が本論に述べた個別的頼母子の存在を看過してゐることは兎に角として、解釋論としては大多數の集團的頼母子に付て幾分の修正を加へつつ止むなく承認せざるを得ないことは本論既述の如くであるが、既に明なる如く左の如き不満足を見るのである。即ち頼母子講に於ては民法の組合と異り、講員の内部に利害關係の對立が存する、詳言すれば當初頼母子講が成立し講會を開催せざる迄の間は各講員の地位は平等であるが、第一回の抽籤又は入札を済すや否や茲に債務者のなる講員と債権者のなる講員とに分割せられるのであつて、債務者のなる講員にとつては頼母子講の存続は寧ろ負擔であつて、彼は其の關係が破壊され債務を免れることを希望する、彼にとつては講世話人が怠惰であつて掛金の取立が嚴重でないことが望ましい、又同様に世話人が不正を爲し計算を明にせずとも何等の關心事ではないのである、然しながら此等の諸點は債権者のなる講員にとつては必然的に反對でなければならぬ、即ち此處に於て兩者の利害は全然逆である。而かも民法は全然斯る事情を豫想せず、組合員は常に同方向に利益を感じるものとして、平等の取扱を以て主眼とするのである、のみならず民法は債務を負担しつつ組合を脱退する者のことに付て餘り考慮して居ない、又其の必要も強くないのであつて、組合は脱退者の損害の負擔を明にし其者の責任に就ては其者と組合の債権者との關係に委せておけば可いのである。

然し頼母子に於ては反對に債務を有しつつ脱退する者あるときは其の債務の取立如何が最も重要な點となるのである。

從て解釋論としてでなく立法論としては(一)民法組合が講員の全員一致を要求する場合——本論舉示の判例に於ては講世話人の選任、業務執行の範圍外に屬する事項に付ての決議、持分處分の對抗要件に付て之を要求してゐる。——に於ても頼母子講に於ては既取講員の議決權と未取講員の議決權とに輕重を設くる必要がある、或は既取講員には此種の議決權なしとしても可いかとも思はれるし、(二)講員が自己の責むべき理由に依て講を脱退した場合にも民法第六八一條の規定に依れば、直に講に對して計算金の拂戻を請求し得るが、頼母子講の満會迄右の期限の利益を失はしむる必要がある、(三)更に頼母子講の未取講員が講金取當の場合に於ては、縱令業務執行者たる講役員が存する場合に於ても、直接既取講員に對して講金掛戻の請求權を行使し、講役員宛に差入れたる擔保に付ても權利を行使し得るものとする必要がある、何となれば既取講員が講役員に差入れた借用證書及擔保の名義が講役員個人となつてゐるが故に、其の役員のみが之の權利を行使し得べきものとするときは、當該役員に依りこの取立權を行使しない場合にも、其の役員を改選する爲めには他の講員全部の決議を要し——而かも其の中には債務者たる講員及其の保證人たる講員迄含む——煩瑣なると共に到底實現し得ないからである、(四)次に講金の借入と高利との關係に付ても一考を要する、講金の受領は講組織と離れ一種の消費貸借的の性質を帯びるものであつて、從てこれに付ては利息制限法の適用を受け、筋合であるが、既取講員と雖も講會毎に養應又は花關等の配當金を受け、場合には之を全部計算した上利息制限法に違背するや否やを定めねばならぬのであるから事實上不可能

である、而して一方講員中金融の急に迫られてゐる者は多額の驛札を入れても講金を受領せんとするのであるから、之を調和する爲めに強行的な入札制限率を定むる必要がある、のでなからうか。

以て集團的の頼母子講に付て實體的規定としての必要な點を例示したのであるが、個別的な頼母子講に付ても講主講員間の契約自由に放任して置けないことがある、即ち(一)此の種の頼母子講の講員の支出せる積立金の所有權は講元に歸屬する結果、講元は自由に其の處分權を有することになるが、若し講元が其の運用を誤れば當然講員に對する支拂に支障を來す譯であるし、此種の頼母子講の講員相互間に於て縱令直接の法律關係は無いにしても間接の金錢的利害を有するのであるから、之を調和すべき特別の立法を必要とするし、(二)右の必要は講元が積立金の運用を誤つた場合のみならず其の無資力となつた場合でも同様でなければならぬ、從て講元の個人的財産と講財産とは明確に區別せしむべきである、(三)又講元は掛金を受領した後之を運轉して利得を得た上、手数料其他の名目を以て不當に利得する傾がある故に契約自由は茲でも制限して講金を保護する必要があるし、高利との關係に付ても集團的頼母子と同一のことを云ひ得る、要するに頼母子講の契約が自由に放任されてゐることは、或は實際上の弊害の根源となり、或は裁判上解決し難き幾多の問題の餘地を残すことになるのであるから、よろしく速に之に對する契約法を制定して其の實體的根據を與ふべきである。

第二章 取締規則の統一に就て

營業無盡に就ては無盡業法に依て嚴重に取締られてゐるのであるが、一般の頼母子講に就ては統一的の取締法なく之を府縣の自由に一任してゐる結果、現在昭和八年八月末府縣中之に關する何等かの取締規程を設けてゐるもの一道三府三十四縣にして外に樺太廳に於ても取締規則を設けてゐるのであるが、全然之に關する取締規定を設けざる縣も九縣存する。

今其の取締規定を設けざる府縣名と、之を設けたる各府縣の取締令の名稱並に制定年月を舉示せば次の如くである。

- 取締規定を設けざる府縣
 - 青森縣、茨城縣、千葉縣、神奈川縣、和歌山縣、岡山縣、山口縣、徳島縣
- 取締規定を設けたる府縣並に其取締令の名稱
 - 北海道 講會取締規則 (大正九年十一月制定)
 - 東京府 頼母子講無盡講及類似のもの届出方 (明治二九年五月)
 - 大阪府 頼母子講取締規則 (明治四四年三月)
 - 京都府 講會取締規則 (明治四〇年一月)
 - 岩手縣 無盡講取締規則 (大正二年一月)
 - 秋田縣 講會取締規則 (昭和二年四月)

宮城縣 頼母子講取締規則 (明治二六年二月)

山形縣 講會取締規則 (大正四年一〇月)

福島縣 講會取締規則 (大正一一年八月)

埼玉縣 貯蓄融通其他多數の出金者を募集せんとする者届出方並制限禁止の件 (明治四二年一〇月)

群馬縣 講會取締規則 (大正一五年一月)

栃木縣 無盡頼母子講取締規則 (昭和二年四月)

長野縣 講會取締規則 (昭和五年六月)

山梨縣 講會取締規則 (昭和八年三月)

新潟縣 講會取締規則 (大正一〇年一〇月)

静岡縣 講會取締規則 (昭和七年十二月)

愛知縣 株金又は預金講社等取締の件 (明治四四年一月)

石川縣 講會取締規則 (昭和六年一二月)

福井縣 講會取締規則 (大正元年一二月)

富山縣 講會取締規則 (昭和四年十月)

岐阜縣 頼母子講取締規則 (昭和五年六月)

滋賀縣 講會取締規則 (大正十五年七月)

三重縣 講會取締規則 (昭和二年三月)

奈良縣 頼母子講取締規則 (昭和二年六月)

兵庫縣 講會取締規則 (大正十四年九月)

鳥取縣 講會取締規則 (大正三年六月)

島根縣 金融講會取締規則 (大正三年七月)

廣島縣 講會取締規則 (明治三一年十一月)

香川縣 講會取締規則 (大正十四年八月)

高知縣 講會取締規則 (大正十五年九月)

福岡縣 講會取締規則 (昭和三年九月)

佐賀縣 講會取締規則 (昭和四年十一月)

長崎縣 講會取締規則 (大正十三年十一月)

熊本縣 講會取締規則 (大正十年五月)

大分縣 頼母子講無盡講取締令 (明治四一年九月)

鹿兒島縣 模合取締規則 (昭和八年五月)

宮崎縣 講會取締規則 (大正十五年四月)

沖繩縣 模合取締規則 (大正六年九月)

(外) 樺太廳 講會取締規則 (大正十三年四月)

而して各取締令の内容に付て見るに、先づ講會の設立に付單に之を届出づべきことを命ずるに過ぎざるものは、東京、岩手、埼玉、新潟、兵庫、香川の各府縣及樺太であつて、他の府縣に於ては何れも認可若くは許可を要するものとしてゐる。即ち認可主義を採るものは、大阪、京都、宮城、山形、愛知、福井、岐阜、滋賀、鳥取、島根、廣島、高知、長崎、熊本、鹿児島、の各府縣で、許可主義を採るものは、北海道、秋田、福島、群馬、栃木、長野、山梨、静岡、石川、富山、三重、奈良、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄の各道縣である。

右の内届出主義を採る府縣に於ては、講組織者の範圍を問はず、苟も頼母子講を設立する以上は之を届出づべきものとする。(新潟縣及香川縣に於ては親族間に於て組が認可主義及許可主義を採る府縣に於ては大部分左の如きものは取締令の適用より除外する、即ち(一)親族間に於て組織するもの(二)同一公務所の公務員間又は同一會社商店等の社員、事務員又は店員間に於て組織するもの(四)一口の掛金少額にして且つ口數少く期間の短期なるものの類である。

蓋し警察取締は公共の安寧秩序を保持するの範圍に限らるべきで、保安の範圍を逸脱し私生活の自由に迄干渉し得ないからである。

然らば右取締令の認可又は許可は如何なる標準に依つてゐるか、之に付ても各府縣は多く訓令を以て施行心得を布いてゐるが、其の内容は大同小異であるから一二のものを例示するに止むる。

○大阪府講會取締規則施行心得(明治四十四年訓令七號)

第二條 左記各號の一に該當するものは認可せざるものとする

- 一、講會の方法にして射倖的に涉る事實ありと認めらるるとき
- 二、講主又は管理人等の營利事業と認めらるるとき
- 三、講主若くは管理人等に過分なる報酬又は手数料を給與するものと認めらるるとき
- 四、當籤者の掛戻金に對し擔保を供するの規約なきとき
- 五、講主及管理人に於て講員に對し連帶の責任を負ふべき規約なきとき
- 六、總講金に比し講主、管理人等責任者の資力薄弱と認めるとき
- 七、講金品の保管方法確實ならずと認めるとき
- 八、前各號の外安寧秩序を害し又は風俗を紊るの虞あるものと認めるとき

○京都府講會取締規則施行心得(明治四十年訓令六二號)

第二條 左の各號の一に抵觸するものは認可すべからず

- 一、掛捨又は取退き等射倖の方法を用ゐるもの
- 二、花籤の設けあるもの
- 三、開會の場所屋外なるとき
- 四、講金保管の方法確實ならず又は收支計算にして不當と認めらるもの
- 五、講主又は之に相當する者にして其の講を維持し加入者に對し其の責務に任ずるの資力並に信用なしと認めらるもの
- 六、講組織の目的及方法にして公安又は風俗を害する虞ありと認めらるもの

第三條 社寺の維持又は慈善其他公益事業の爲めにする講に關して前條第二號第三號の事項を斟酌して認可することを得

次に各府縣の取締令の内容に付て見るに其の事項は概して左記事項に互つてゐる。

- 一、講規約書に規定すべき事項
- 二、講員募集區域並方法に關する制限
- 三、講管理人の資格及責任
- 四、帳簿の備付並保管方法
- 五、警察官の臨檢及帳簿の提出命令權
- 六、講會存續期限及金額の制限
- 七、解散並清算に關する規定
- 八、違反に對する罰則

然しながら仔細に其の各府縣の取締内容を精査すると或は取締粗雑に失するものと思考せられるものや、或は餘りにも微細に互り制限を設け、庶民金融の機關たる頼母子講を寧ろ彈壓禁止するの底意なるやを疑はざるを得ないのも存する。

大體頼母子講取締の規定の重點は第一に講の圓滿なる遂行、即ち掛金掛戻が勵行されて講金の支拂が間違なく行はるることと求めねばならぬ。故に遂行の確實性を缺く頼母子講の設立は之を彈壓する必要が存するのであつて、これが爲めに徒らに募集地域を擴大し多數の講口を

以て組織することを禁じ、營業無盡の實を擧げんとする脱法行爲を取締ることが必要であるし、講員の權利關係の不明を避くる爲めに一定事項は講則に必ず掲げしめ、又講役員の不正を防ぐために帳簿の備付保存並に之が檢閲方法を規定し、講役員の資格を制限すると共に支拂保證の責任を科することも、解散清算に付認可又は許可を要することとすることも必要である。然し乍ら徒らに講口の金額即ち融通金額を制限し、頼母子講に興味を添へる花圖の如きをも禁じて其の發達を減殺し、或は救済頼母子の如きは相當長期に互り支拂ふことを許すのでなくては目的を達し得ないに拘らず、餘りに其の存續期限を短期に限定する如きは、角を矯めんとして牛を殺すに類するものと云はねばならぬ。

而して現行各府縣令の如く其内容區々に互る場合に於ては、之が完全を期することを得ないが故に、克く其の利弊を斟酌考量した統一的取締令の制定を要求したのである。

此點に付全國無盡集會所の調査會が各府縣の實例、現在に於ける頼母子講又は無盡講の實狀、無盡業法貯蓄銀行法並有價證券割賦販賣業法等を斟酌し、其の缺を補ひ惡德行爲を矯正し、以て頼母子講本來の精神に則り利用せしむると共に會員の利益を保護することを主眼としたと稱する參考案を左に掲げる。

而して此參考案作成に付集會所の骨子とした所は(一)現在の無盡業法に於ては物品無盡の取締を爲し居らず、從て諸法規を逸脱せんが爲めに此方面に進出して巧みに無盡方法の適用を回避せんとするものが出來、之は無盡業法の一缺陷であるが故に、單に金錢又は有價證券の給付

を目的とするものの外物品の給付を目的とするものをも包含せしめて其の徹底を期し、(二)次に現在の取締令は頼母子講の目的並に範圍に對し無制限乃至は極めて廣範圍に失する嫌があり、從て其の實質を検討するときは無盡業法違反或は貯蓄銀行法違反を敢て爲し居るに不拘、警察署長許可済なることを主張するが如きものがある。之れは其規約中に目的は營利に非ずして慈善又は救済等の名目を掲げてゐる爲めで、或は發會當時に於ては其の積りであつても永年の間に不知不識の間に若くは故意に當初の目的を無視して營利に走るものが多いのであるから、斯るものこそ嚴重に取締るに非ざれば貯蓄銀行法、無盡業法の制定の目的は半ば破壊せらるるに至るのであつて、寧ろ免許を受け公然と營むものを嚴に取締り不免許のモグリを緩にするの矛盾を來す虞れがある。故に其の目的を制限すると共に講員の募集區域を制限し且つ一講會の給付金額、口數、存續期間並に世話人の管理する講會を制限すべきものとし、(三)次に現在各府縣の取締令の多くは單に警察署に届出づるを以て足り、而かも其の後の監督も不十分である爲め容易に發會し容易に不正行爲を行ひ得る状態にある。依て此の見地より知事の許可主義とし、取締令又は講則違反に基く損害に付世話人の連帶責任並に事業報告義務を課すると共に、講會の検査を爲し又必要に應じて世話人又は講則等の變更其他の命令を發し得ることとし、(四)更に現行の取締規則は罰則輕きに失するが故に之を加重整備せしむることとしたと主張する。

惟ふに右の主張は營業無盡的色彩を帯びる頼母子講の取締案としては適切であつて、此の参考案は斯るもののみを對照としたかの觀があり、寧ろ忌憚なく云へば無盡營業者の敵本主義

(全國無盡集會所は無盡營業者の組織するもの)に出でたるものではないかとの推測を加へ得るの餘地が存する。

即ち取締方法を規定する部分に付ては概ね妥當であつて格別の異論はないが、講自體に對する制限苛酷に失し庶民金融を壓迫するの嫌あると共に、其の發達を圓滑ならしむる方面に於ける考慮が足りない。二三の例を擧ぐれば第一に支拂金品に付ての保證制度又は保證責任に關する規定のないのは最も重大なる缺點である。第二に案第三條の除外例は狭きに失し且つ意義不明である。例へば親族間に於て行ふ頼母子講とは如何なるものであるか、又友人知己後援者にして親族以上の關係ある者が救済頼母子を組織する場合にも尙案の如き取締を受くるものであるか、之を親族間に行はるるものと區別する理由ありや否や、金融機關の不便なる田舎に於て一部落民の相互金融に資する爲め頼母子講を組織する場合、第二條の制限あるの結果第三條第三號規定する百圓以下のものしか組織し得ないのであるが、斯る制限は果して妥當なりや、第三に案第十條の制限は適當でない。給付額二講口千圓を超える頼母子講は絶対に組織し得ずとする。ことは救済講の目的を大半減殺して仕舞ふ。家政整理の爲め行ふ頼母子講、災厄復舊の頼母子講、私立學校經營費捻出の頼母講の如き、千圓未滿にて其の目的を達し得ざることとは現在の實情上多言を要しない。又斯る制限を設くる合理的根據は存しない。次に存續期間を五年に限る如きも實情に添はない。救済頼母子は相當長期に亙りてこそ其の實を擧げ得るのであつて、罹災者の如き家政整理の被救済者の如きに對し五年以内に借入金償却を爲さしむる如きは都會地ならば格別地方の實情を以てしては痴人夢を説く例であらう。更に不可解なるは一方總口數六十

口迄許容してゐる點である。營業無盡に非ざる民間頼母子の名譽職的の世話人に依て斯る多數の講口の統制を爲し得ざることとは明白である。私見を以てすれば多くとも一組の講口は三十口を超えしめてはならぬと信ずる。

以上の諸點に付ては此の参考案と同様現行各府縣の取締令に付ても不滿を感ずるものである。

○講會取締令参考案(全國無盡集會所調査會作成)

第一條 本令に於て講會と稱するは一定の口數と給付すべき金額又は有價物を定め定期に金品を醸出せしめ一口毎に抽籤入札其他類似の方法に依り金錢又は有價物の給付を爲すを謂ふ

第二條 講會は祭祀慈善救濟等の目的を以てするに非ざれば之を組織することを得ず

第三條 左の各號の一に該當する講會に對しては本令を適用せず

一、親族間に於て行ふもの

二、同一公務所、會社、工場等の公務員、社員、事務員等の間に於て行ふもの

三、總口數二十口以下にして給付金額一百圓又は給付物の時價一百圓を超えざるもの

第四條 講會は知事(道長官)の許可を受くるに非ざれば之を組織することを得ず

第五條 講會を組織せんとする者は世話人を定め講則を添へ知事に許可申請書を提出すべし

第六條 第四條の許可を受けたる日より二月内に講會組織の完了せざるときは許可は其の效力を失ふ但し已むを得ざる事由あるときは豫め知事の承認を受くべし

第七條 講會の組織完了したるときは七日内に左記事項を知事に届出づべし

- 一、 講員の住所氏名及加入口數
- 二、 初回開會の日時及場所

第八條 講則には左の事項を規定することを要す

- 一、 名稱及目的
- 二、 開會の場所
- 三、 講會の區域
- 四、 總口數及一口の給付金品額
- 五、 掛込金品の拂込方法
- 六、 毎回の開會日及講會の存続期間
- 七、 抽籤入札其他給付の順位を定むる方法
- 八、 入札の場合に於ける最低手取金品額の制限
- 九、 入札差額の處理方法
- 十、 保證又は擔保に關する事項
- 十一、 講員の權利義務及其の讓渡承繼に關する事項

- 十二、世話人の選任、解任及責任に關する事項
- 十三、講會の經營に關する事項
- 十四、計算報告に關する事項
- 十五、其他重要な事項
- 第九條 講會の區域は特別の事由ある場合を除く外市町村の区域内に於て之を定むべし
- 第十條 講會は左の制限を越ゆることを得ず
 - 一、給付金額又は給付物の時價一千圓
 - 二、總口數六十口
 - 三、存續期間五年
- 第十一條 入札の最低手取金品額は毎回の給付金額の七割を下ることを得ず
- 第十二條 講則を變更せんとするときは豫め知事の認可を受くべし
- 第十三條 講會は世話人三名以上を置くことを要す(世話人を變更せんとするときは其の事由を具し知事の認可を受くべし)
- 第十四條 左の各號の一に該當する者は世話人たることを得ず
 - 一、法人及講員に非ざる者
 - 二、未成年者、禁治産者、準禁治産者又は破産の宣告を受け復權せざる者
 - 三、賭博又は財産權を犯したる罪に依り罰金以上の刑に處せられ刑の終了後五年を経過

せざる者

- 第十五條 世話人は何等の名義を以てするを問はず他の講會の世話人を兼ねることを得ず
- 第十六條 世話人は何人の名義を以てするを問はず自己の計算に於て其の管理する講口に三口以上加入することを得ず
- 第十七條 世話人は本令又は講則に違反したるに依り講員に加へたる損害に付各自連帶して其の責に任ず
- 第十八條 世話人は講會の事務に従事する者本令に違反したるとき指揮に出でざるの故を以て其の責を免るることを得ず
- 第十九條 世話人は別記第一號乃至第三號様式に依る帳簿を備へ講員の移動及掛金品の收支を記載し次回に於て之を講員に報告すべし
- 第二十條 前項の帳簿及證憑書類は滿會又は清算終了の日より三ヶ年間之を保存すべし
- 第二十一條 世話人は毎年一月より六月迄及七月より十二月迄の各期間に於ける講員の異動及講金品の收支計算書を別記第四號様式に依り各期間經過後一月内に之を知事に届出づべし
- 第二十二條 講員は第十九條の帳簿及證憑書類閱覽を請求することを得
- 第二十三條 世話人は前項の請求を受けたるとき正當の事由なくして之を拒むことを得ず
- 第二十四條 講會の存續期間滿了前之を解散し又は停止せんとするときは知事の認可を受

くべし

前項の認可申請書には理由書、收支計算を明にしたる書面及講契約に基く債務の辨済方法を記載したる書面を添付することを要す

第二十三條 講會存続期間の満了前解散の認可又は許可を取消され清算完了したるときは

七日内に清算書を添へ其の旨知事に届出づべし

第二十四條 知事は何時にても官吏をして開會場所其の他に臨檢し帳簿及書類の検査を爲さしむることを得

第二十五條 知事は必要ありと認むるときは帳簿及書類の提出講則の変更又は世話人の改任を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得

第二十六條 左の各號の一に該當するときは知事は講會の停止を命じ又は許可を取消すことを得

一、公益を害する處ありと認むるとき

二、法令講則又は知事の命令に違反したるとき

第二十七條 知事の許可を受けずして講會を組織したる者は一百圓以下の罰金に處す

第二十八條 左の場合に於ては世話人は拘留又は科料に處す

一、第十條第十二條第十三條第十五條第十六條第二十二條又は第二十三條の規定に違反したるとき

二、第九條の規定に依り定めたる講會の區域外居住者を加入せしめたるとき

三、正當の理由なくして第二十一條の請求を拒みたるとき

四、本令に依る帳簿並書類の備付、知事に提出すべき書類の提出若は届出を怠り之に記載すべき事項を記載せず又は不實の記載を爲したるとき

五、第二十五條又は第二十六條の規定に依り知事の爲したる命令に違反したるとき

第二十九條 本令の規定に依り知事に提出すべき書類は所轄警察署を経由することを要す

(完)

前項の通り市道等に於ける遺失物等については其の遺失者等に通知し其の返却を期すこととす

第二十三條 遺失物等拾得者の通知義務は遺失物等拾得者及び遺失物等拾得者の住居を以てして通知し得るものとする

第二十四條 遺失物等拾得者は拾得物に附する標記を以てして其の遺失者等に通知し得るものとする

第二十五條 遺失物等拾得者は拾得物に附する標記を以てして其の遺失者等に通知し得るものとする

第二十六條 遺失物等拾得者は拾得物に附する標記を以てして其の遺失者等に通知し得るものとする

第二十七條 遺失物等拾得者は拾得物に附する標記を以てして其の遺失者等に通知し得るものとする

第二十八條 遺失物等拾得者は拾得物に附する標記を以てして其の遺失者等に通知し得るものとする

第二十九條 遺失物等拾得者は拾得物に附する標記を以てして其の遺失者等に通知し得るものとする

附 録

- 一、 中國地方に行はるる頼母子講の實例
- 二、 頼母子講取締に關する廳府縣令

中國地方に行はるる頼母子講の實例... 頼母子講取締に關する廳府縣令... (Faint text describing the content of the appendix)

一、 瀨谷千鶴軍醫の關する瀨州聯合
二、 中國軍式の行はるる瀨谷千鶴の實例

中國地方に行はるる瀨母子講規約の例示

(條文中へ但云々)とあるは別項に組むべきものなれど紙數に限りあるを以つて同項に組みたり)

各種の瀨母子講規約に就ては、既に第三回研究員たる熊谷判事及藤原檢事の報告書に數多く掲げてあるが故に、本研究と瀨母子講規約とは密接な關係あるに拘らず、之が掲載を省略して只中國地方に於て行はるるもの數個のみを附録として添附することに爲す。

(一)瀨母子申合規約書(山口市に於て行はれたるもの)

一、布谷ヤナ發起瀨母子に付連中協議の上規約を設くること左の如し。

金員及口數

第一條 高金二千百圓とし發起者一名子方三十五口一口金六十圓掛とす。

會日會場及費用

第二條 本會は明治四十二年十一月より八ヶ足りに開會當り月十五日會日と定め同日午後五時集合するものとす(會順月四十二年十一月、四十三年七月、四十四年三月)但し已むを得ざる事故ありて延會するも該月を越ることを得ず。

第三條 會座は發起者引受にして山口町内を限り其の者の指定したる場所に於て履行す萬一事故ある時は親保證人又は取當者の間に於て執行することあるべし。

會場は一會金二十五圓と定め取當り者手取金の内より支辨す但會日より七日前に連中一同へ必要の條件を明記し開會の通知を爲す可し。

掛金及延滞處分

第四條 返掛金は發起者及子方共無利息にして前取者毎會金六十圓後取者毎會一口に付掛金六十圓の内より入札金額を引去り掛出を爲すべし。

第五條 掛金は必ず會場に持參す可し若し延滞したる者は制限利息の日割計算にて元利一同出金す可し。

第六條 前取者返掛金を延滞したる時は一ヶ月後に至り抵當物を處分し其の代金を瀨母子總代の名義にて銀行に預け置き元利金を以て返掛に充當す可し滿會に至り餘金ある時は本人に返付す若し不足ある時は本人及保證人は毎會直に返掛す可し。

後取者掛金を延滞する時は十日間猶豫を與へ尙出金せざる時は其の掛込金を入札し高札者を承継人と定め承継人取當の時は集金を以て第一着に入札金を支拂はしむ。

此監督は總代人之を擔任す但し此處分に關する費用は延滞者の負擔とす。

第七條 掛金は取引を以て差引流用するを許さず。

但し取當者の承諾に依る場合は此限りにあらず。

會席は午後六時集會開札は八時限り。

手取金は三行入迄は不苦候事。

第八條 入札は午後八時限り開札を爲し同額入札ある時は抽籤を以て取當りを定む但し開札時間迄に掛金若くは入札を提出せざるものは其の會に限り入札權を拋棄せしものと見做す。

第九條 入札は手取高及姓名を明記す可し姓名なき入札は無効とす。

但し正味手取金の入札を爲すも總代の報酬及會座費は手取金の内に算入す。

第十條 開札の上取當人決定したる時は會座十日以内に契約證を總代に差出可し若し期限に至り不履行の節は無効とし二番札を取當と定め左の通り。

落札と二番札との差金を取當違約者より辨償す可し二番札取當を拒む時は更に入札す可し但違約金は後取連中の所得とす。

第十一條 取當人は第十七條規定の物件中抵當となすべき物件及二名の保證人を定め會日二十日前に總代人の添書を得、後取者の承諾を得たる後附則第二條の様式に依り本證書を作り開會三日前に總代人へ交付す可し。

第十二條 二番札取當と定りたる時は其會に限り一ヶ月間延期することを得。

但取當人抵當物件に付連中の承諾を得たる時は其の當日より十五日以内に開會す。

第十三條 二番札取當を拒む時は更に臨時會を開き規定に従ひ取當者を定むるものとす。

此の場合に於ては臨時會入費及出席人員日當三十錢宛は落札違約者より特に辨償すべきものとす。

第十四條 取當違約者は違約より生ずる損害金及費用等を辨償したる上にあらざれば再び入札を爲すことを得ず但保證人保證義務を盡さざる時亦同じ。

第十五條 半口の入札は高札二枚を以て一口の入札と比較し其高額を取當と定む。

第十六條 入札開封の上は金額に付過誤等の異議を唱ふることを得ず。

擔保品

第十七條 抵當物は諸公債證書、田畑、宅地、山林、家屋、諸會社株券及本會掛込金を左の但書に依り提供するものとす尤も田畑、宅地、山林、家屋は吉敷郡内に限る但返掛金に對し諸公債は五分利付以上七掛十五番會迄、十六番會よりは入掛、地價は二掛、家屋株券は後取者三分の二以上の承諾を得て差入るべし、家屋は保險を附すべし。

第十八條 本會の掛込金を抵當に差入る時は掛込金一百圓を以て返掛金八拾圓の抵當と爲す。但し掛込金若し流質となるときは關係者に於て繼續を爲さざれば後取連中に於て處分を爲すも異議を唱ふることを得ず。

第十九條 抵當物件が天災又は時勢の變遷に依り消滅又は價格低落を來し著しく返掛金に不足を生ずべき場合は後取者協議の上増抵當を提供せしむべし。

第二十條 抵當物の入替又は抜取等を請求する者は其の理由書を總代人に差出し後取者承諾の上に非らざれば之を許さず。

第二十一條 本會掛込を抵當に爲す時は後取者の承諾を得たる上公正證書を以て債務不履行又は信用を失ひたるときは直ちに強制執行を受くるも異議なき事の特約せしむべし。

第二十二條 抵當物取調に關する費用は全部取當人の負擔とす。

第二十三條 保證人に連中の内二名を立つべし一名にて二口以上の保證人たることを許さず。但後取者の承諾あるときは此限りにあらず。

第二十四條 保證人は本人と連帶の義務を負擔すべきものとす。

附備書類

第二十五條 本會に關する證書類抵當品及諸帳簿は總代人に保管せしむ但連中名簿正副二通を作り發起者の手許に副書を置き會員の便覽に供す。

第二十六條 本會に左の帳簿を備へ書くものとす。

- 一、連中人名簿正副本
- 二、申合規約書
- 三、頼母子取當計算簿
- 四、抵當品控簿
- 五、掛込金入質控簿

總代人及副總代人

第二十七條 本會に正副總代人を置く。
第二十八條 總代人は連中の投票多數に依り之を定む
第二十九條 總代人の任期は五會毎に改選す但再選す
ることを得。

第三十條 總代人其任務を盡さずと認むるときは何時
にても改選することを得。

第三十二條 總代人任務中粗漏懈怠により連中へ損害
を蒙らしめたる時は其の責に任す可し。

第三十三條 總代人の報酬金は一圓とし但登記請求の
爲め官衙に出頭する時は別に金三十錢を支辨す可し

第三十四條 副總代は正總代の事務を代理す。

協議及費用

第三十五條 協議は出席者數の過半に依り決定す。

第三十六條 本會規則の改正又は増補は出席者の協議
に依り決定するものとす。

第三十七條 本會掛込金は他人に賣買譲渡することを
得此場合は後取者三分の二以上の承諾を得べし。

(附屬)

第一號様式

賴母子落札に付契約書

自分儀當賴母子明治何年何月第何番會入札致候處手取
金何圓にて拙者落札に付規約に基き左の通り履行可致
候

一、賴母子金借用證書は規約に依り來會定日三十日前
迄に抵當及保證人を相定め總代人へ差出し後取會員
の承諾を得開會三日前に本證書を差入る可く違約の
節は取當の効力を抛棄し尙本規約に基き辨償金及損
害金を償却仕候

右は布谷ヤナ發起賴母子當會拙者落札に付前記の通り
契約致候也

年月日

取當人 何 某
保證人 何 某

賴母子總代 何某殿

第二號様式

賴母子金借用證書

一金

但無利息にて明治四十三年七月第何番會より何年何
月滿會迄八ヶ月足り毎に金六拾圓宛以上何拾何會迄
返掛金高也

此抵當物件

一、何々

右は布谷ヤナ發起賴母子當會拙者取當に付各位より前
書の金員借用候處實正也就ては返掛方法は但書の通り
會日無相違返掛可致自然違約の節は延滞金に對し年二
割の利息を附し御勝手之處分可被成候爲後日保證人二
名相立一札如件

年月日

吉敷郡何村

借主 何 某

前書何某賴母子返掛金に付拙者共本人と連帶の義務を
負擔す可き保證致候也

吉敷郡何村

保證人 何 某

吉敷郡何村

保證人 何 某

(二) 賴母子講 (廣島市に於て)

第一條 本講は金賴母子講と稱し金の融通を爲すを以
て目的とす。

第二條 本講の講員は四十五名を以て組織す。(但講員

は本町在住者にして信用あるものを以て講員とす)

第三條 本講に講長一名を置き講務を整理せしむ。(但
講長に毎會金壹圓の手當を給す)

第四條 本講存立期限は昭和三年五月より同七年一月
迄とす。(但會日は毎月二十七日と定め集會時刻は日
没後一時間以内とす)

第五條 本講に組合を設け一組合を六名乃至七名と定
め其の組合内の掛金を集め當會に於て之を講長に差
出すものとす。

第六條 本講金高は四百五十圓と定む但講金借用人の
返掛金は無利息とし一度に付金十圓を滿會迄返納す
るものとす。

第七條 前六條に依り講金借受希望の者は同條金高の
内より競争口頭にて之を引下け下値の者へ貸付する
ものとす(但一言二十錢以下を引下ぐることを得ず)

第八條 本講金借用人は組合外一名以上の連帶借主並
に組合員の證人を得るに非ざれば貸付せざるものと
す。(但借用人が未成年者なるときは戸主の同意を要
す)

第九條 前條組合外の連帶借主は本町在住者にして身
元確實なる信用あるものに限る。(但若し連帶者が不

確實と認むる時は組合人は其の人選を爲すものとす)

第十條 本講組合内に若し不納者ある時は組合人は代納若くは相當の方法に因り當口必ず皆納するの義務を有する者とす。

第十一條 債権者宛名は講長を以て代表せしむ。

第十二條 債務者は借用金の内より積立金として一圓を出金し講長は之を満會迄積立郵便局に預入るものとす。

第十三條 前條積立金は本講に於て若し訴訟其他必要ある場合は講員協議の上之を使用するものとす。(但必要な場合は満會に於て之を講員一同に均一分配するものとす)

第十四條 本講開會は定日ありと雖も其の會日三日前賄人より各講員一同に通知するものとす。(但通知費用は一度五拾錢と定む)

第十五條 本講株を賣買譲渡する時は組合員並に雙方連署を以て講長に届出づるものとす。(但他町村の者へ賣讓することを得ず)

第十七條 講員賄方は略左の振合に依り一人分金五拾錢を以て受渡すものとす。(但物價高下に依り賄方を

増減することあるべし)

一、酒一人分 一合五勺

一、刺身 一皿

一、酢肴 一皿

一、雜煮 一椀

一、白飯 澤山

第十八條 前條の通知費用並に賄料は借用人の負擔とす。

附則

第一條 講長並に賄人は講員中選定の上之を定む。(但任期は無期限とす)

(三)講 規 則(岡山縣に於て行はるるもの)

一、本講を長江講と稱す

一、本講一口の掛金を拾圓とす

第二條 本講開會は年三回二月十六日、六月十六日、十月十六日と定む。

第三條 本講の會合時間を正午十二時とす。(但開札時は午後一時となし時刻に遅刻なしたる人は入札資格なきものとす)

第三條 本講は入札を以て落札者を定むること。(但低

落を以て落札者とし同札ある時は圖引を以て落札人を定む)

第四條 本講落札人は連帶四名以上の證書を講會長の指揮に従ひ差入し落札金を受取るべきこと。

第五條 本講は如何なる事故あるも休講をなさざること。

第六條 本講落札人は一口に付金十一圓を掛戻すべきこと。

第七條 本講々金は毎回其席に掛揃の上入札を爲すこと。

第八條 本講落札者にして連帶四名以上の借用證書を差入ること不能の場合は其の二番札を落札者となし其の間の差金は第一番落札者に於て負擔を爲すは勿論満會に至る迄入札を爲すの資格なきものと定む。

第九條 本講は凡て掛金を講席へ持參致さざる時は一日金一圓に付一錢の割合を以て延滞金に對し豫定損害の賠償の責に任すべきこと。

第十條 本講主拂戻金は本講員一同協議の上金四圓と定む。

第十一條 本講に左の役員を選定す。

内 三圓 花籃、一圓 席料とす

講會長 何 某
副會長 何 某

第十二條 本講會席は講主長江久五郎宅と定むること(但満會に至るまで相定む。且又差支あるときは其の前日會席變更の儀講主より會員一同へ通知可致こと)

第十三條 本會員にして掛金を爲さざる爲めに集金に人を差出す等の場合は道の遠近を問はずして一回金二十五錢宛を出金致契約一同異議無きこと。

第十四條 本講加入者にして持口を他に讓與賣渡致度時は講會長へ申出承諾の上可致候事其の手續を爲さず讓渡賣渡等勝手に致候時は其の效力之無こと。

第十五條 本講金渡の儀集金の都合も有之候間講會日より七日間猶豫の後に相渡すべきこと。

第十六條 大正十三年二月佐藤安吉(講會長)死亡、大正十三年六月十六日會に於て佐藤安吉を講會長に選定亡佐藤安吉の權利義務を繼承することに決定。右承諾す。

以下講員全部の署名あり。

(四)講 則(岡山縣下に於て行はるるもの)

第一條 本講は大正八年十二月二十日に成立し滿十七年間を以て終るを本則とす。

第二條 本講は一口金二十圓掛とし左の三十五口を以て組織す。

第三條 本講會期日は毎年七月十五日及十二月一日即ち年二回とし常田嘉左衛門宅を會場と定む。(但連中協議の上變更等は之の限にあらす)

第四條 本講利息は發起者毎回金五圓とし其の他は金五圓宛附加得番者を除き濟拂者平等に分配するものとす。(但し末の一回を限り親を除き他は元掛とす)

第五條 本講集金時刻は毎會定日正午に集合し午後二時開札す第三條の會開催の件は講親より三日前に連中へ周知せしむること。

第六條 講會賄料とし金五圓之れは講親の利子を充て親之が賄の準備を爲すものとす。

第七條 掛金方は該會即時拂込み俗に曰ふ膳之掛け利減にして釋札を以て得番者と決定す。(但第五條第一項之時間外の入札は無効とす)

第八條 前條の取番者は連中の承諾ある受人二名以上連署之上證書を認め差入れ置く事。(但し相當の抵當

權設置すること等勿論支障なし)

第九條 掛戻人及掛行人該講定日に際し無斷不參者の爲め差支を生じたる場合は出席者協議の上其の都度臨機應變の措置を爲すものとす。

第十條 本講に左の役員を置き各分擔事務を掌らしむ一、講惣代人 一名 金預り及び證書保管者 一名 講惣代人は本講全般の事務を統治し金預り並に證書預り人は本講に關する一切の證書を保管するものとす。

第十一條 前項の役員得番者と爲りたるときは更に改選し役員を決定すること。

第十二條 左の役員を選定す。 總代 何某 證券預 何某

第十三條 本則七條第一項膳上の掛を怠りたるときは日歩四錢の延怠料を支拂ふ可きこと。

第十四條 得番者になりたる時は上酒一升會場に出すことの特約。

第十五條 昭和五年八月十八日本講開會の席上多數出席者協議之上總代者福田俊雄を改選し左の通り講規約を變更す。 一、今後講掛行することを廢し前取者の掛戻金を積

(五)日掛講規約書(鳥取縣に於て行はるるもの)

立て之に依り入札し多難者を得番者とする事。

第一條 本講は何某日掛講と稱し各自の金融を圖るを以て目的とす。

第二條 本講の事務所は何某方に置く。 本講に講員中より選舉したる管理人三名を置く。 管理人は本講の事務を整理し債權債務に付無限の責任を有す。(但し報酬なし)

第三條 本講は大正何年何月何日を初會とし大正何年何月何日第何回を以て終會とす。(但開會定日は毎月何日何某方を會場に充つ)

第四條 本講は總口數何十口を以て組織し一回の總掛金を何拾圓とし一口の掛金何圓とし毎日何十錢宛積立つるものとす。

第五條 本講に於て實掛人と稱するは未だ講金の貸付

第十條 本講空掛人にして掛金五日以上延滞するとき

は金一圓に付一日五厘の利息を附し又三十日以上延

滞するものとす)

第九條 本講落札人は管理人の承認せる二名以上の連

帯借用證書若くは相當擔保を差入れ講金の貸付を受

けるものとす。(但此の手續を爲さざる場合は講金の

貸付を受くることを得ず、此の場合には次札者を落札

者と定め第一番札と二番札との割引金の差額は一番

入札者の負擔とす、落札人は集金料何拾錢當日出金

するものとす)

第十條 本講空掛人にして掛金五日以上延滞するとき

は金一圓に付一日五厘の利息を附し又三十日以上延

第十六條 本講員は此の規約を遵守することを證する爲め左に署名捺印す。

年月日

管理人 何 某
講員 以下講員の署名
捺印あり

(六) 家屋建設頼母子規約(山口市に於て)

第一條 本會の發起兼請負者を杉山儀一、増本文吉とす。

第二條 本會は月賦掛込金に依り之が高金全部を以て住家の建築費に充當するものとす。

第三條 本會高金は千二百圓にして毎月十圓掛にて四ヶ月掛込金四十圓を一口とし總口數三十口とす。

第四條 本會の會座は毎年三回即ち七月、十一月、三月の五日を定日とす。發起者は二日前に集會時間開票時間を知り何某方に於て執行するものとす。

第五條 入札は毎月徴收金第一回分金十圓掛持參の上入札權を得て前入札三行入にして電燈點火一時間後開票棄捨金最高札を落札者と定む。

入札なき時又は合札なるときは抽籤に依り之を定む

滞するものは終會迄の掛金を一時に支拂はしめ講員を除名するものとす。

第十一條 本講管理人は掛講金の集否に不拘落札者に講金を交付し前條の者に對しては相當の處置を爲すものとす。

第十二條 本講を解散せんとするときは實掛人と空掛人と各過半数の同意を要す。

第十三條 本講の認可を取消されたるときは解散するものとす。此場合管理人は實掛人に對し既往掛金の實額より經費及配當金を控除したるものを一ヶ月内に償却し又空掛人に對しては期限の利益を失はしむることを得。但認可取消の原因が管理人の過失に依るときは其の負擔を以て實掛金償還に年五朱の利子を附し償還すべく又空掛人に對しては期間の利益を失はしむ。

本條及前條に依り解散せる場合二ヶ月内に管理人は精算書を作り各講員に報告するものとす。

第十四條 本講は一口毎に通帳を交付し之に管理人認可するを以て講金領收の證とす。

第十五條 本講には規約書原本及講誌並に證書類綴を備付け管理人に於て保管するものとす。

第六條 入札棄捨金は取當者に於て四回に分ち毎月二十日に總代に納付すべし此の棄捨金は毎月後取者に配當するものとす。

第七條 子方毎月徴收金は第一回は會座に持參第二回第三回第四回は取建親に於て徴收し其の度毎に總代に預入れ總代は銀行小口當座に預入るものとす。

第八條 會員が掛金を怠りたる時は一回掛金に對し過怠金として一日金五錢を徴收すること。(但徴收金は會の費用に充當す)

第九條 建物建具敷物は本會規約仕様書の通りとす。尤も入組員一般に配布の規約書には平面圖及仕様書を添附し本會正副本には平面圖、側面圖、正面圖、仕様書全部を添附するものとす。(但建築模様替は當事者の協議に依る)

第十條 本會入組員は總代一名副總代一名評議員三名を互選し本會に於ける總ての整理を爲さしむるものとす。(但し任期は二ヶ年とし再選を妨げず途中會員三分の二以上の決議に依り改選することを得るものとす)

第十一條 本會取當者は會費六圓を出金するものとす該用途左の如し。

一、總代報酬二圓也
二、副總代評議員共各壹圓宛
第十二條 本會取當者が落札後三十日以内に建物建築申込を爲し能はざる場合は二番札を取當人とす。此場合相互の入札差金は第一番落札者の負擔とす。
第十三條 本會取當者は建物引受と同時に其の家屋造作は建具疊悉皆を返掛金に對する第一號抵當權を設定し連帶保證人二名を立てたる借用證書を提出し尙公正證書を作成し之を確認せしめ同時に返掛金多少を問はず金千二百圓也の火災保險を附すること。尙保險繼續料金として金五十錢宛を毎月返掛金と同時に豫納するものとす。
尤も抵當は他の適當のものを代用するも妨なし、保險料は一ヶ年繼續の際不足共計算するものとす。
右事項に對する諸費用は取當者の負擔とす。
第十五條 本會に於て時勢の變遷に依り物價變動多大にして仕様書に定めたる高金變更を至當と役員に於て認めたる場合は落札者は請負者と調停を爲すものとす。
第十六條 契約書及建築仕様の變更は調書を作り請負主建築主調印の上立認の爲め役員之に署名す。

第十七條 役員は協議の上請負人の便利を計る爲め左記の程度に於て融通することを得るものとす。尤も融通と同時に現場に持込みたるものは何等の物件を問はず役員の支配権に移るものとし萬一以後工事の進行が役員の承認を得る程度に進行せざる時は他の職人を集め工事の促進を計り之が適宜の支拂を爲すことあるも請負者に於て一切異議を唱ふることを得ざるものとす。

- 一、棟上 高金の四割以内融通
- 一、屋根仕舞 高金の六割以内融通
- 一、大工左官戸締悉皆 高金の八割以内融通
- 一、落成引受の節 悉皆

第十八條 取當人借用證書の書式別紙の通りとす。
 第十九條 前項第六條第七條の預金利子第八條の過怠金は満會の節入組員平等に配布す。
 第二十條 前記各條項に對し變更の必要あるときは入組員一同協議の上訂正するものとす。
 第二十一條 本頼母子區域は山口町、吉敷村、大蔵村、平川村を以て區域とす。
 右規約確守可致茲に署名するもの也。
 大正十四年七月

- 總代 田中松藏
 副總代 安光源三郎
 評議員 藤村保太郎
 評議員 山本幸吉
 評議員 西村光藏
 發起者兼請負人 杉山儀一
 增本文吉

附錄一

頼母子金子借用證書
 一金千二百圓也

右は家屋建設頼母子第何番會拙者取當りに付右返掛金を對し末尾記載の物件を抵當に差入候處實正なり就ては左の通り條項無相違履行可致候也
 一、返掛方法は(自大正 年 月 日) 月 月 月の一ヶ年三回にして一回金拾圓宛 回返掛可致候
 二、將來抵當權の消失若くは低落の節は御要求に應じ何時にても増抵當を差入可申候
 三、建物に對しては落成と同時に時價格に對し火災保險を付し一ヶ年毎に保険料を支拂ひたる領收證

住所

- 惣代 何某殿
 擔保物件の表示
 吉敷郡 町(村) 番地上
 一、木造瓦葺平屋住家 一棟
 建坪數 坪

(七)頼母子申合規約(山口市に行はるるもの)

- 第一條 本講は取建親一口とし子方二十口を以て組織し初會掛金及親返掛を金拾五圓とし二番會以後の子方掛金は毎月一口金拾圓掛とす。(但し内子方何口は親掛限りとす)
 第二條 本講會座は毎月二十日を定會日とし取建親宅に於て行ふものとす。(但し事故の爲定會日又は場所變更の場合は役員承諾を要す)
 第三條 取建親は會座日三日前に會日場所開札時刻を講員に通知するものとす。
 第四條 本講開札は左記時刻を限り之を行ふものとす
 自毎年四月 午後九時 自毎年十月 午後八時
 至毎年九月 午後九時 至翌年三月 午後八時
 第五條 本講は入札獎勵として二番會より二番札者へ

を債權者に納付すべし

但し保險契約者は債權者總代の住所氏名たるべし
 四、返掛金に對しては建物の登記を受くるの他左の物件に對しては公證を作成すべし
 一、雨戸 枚 一、硝子障子 枚 一、襖 枚
 一、開戸 枚 一、中連障子 枚 一、疊 枚
 一、座板 坪 以上何十個
 五、債務者頼母子規約に違背し若くは一回にても不履行の時は抵當物件の他財産に對し強制執行を受くることあるも異議申聞敷事
 六、保證人は債務者不履行の時は連帶して其の責に任すべく特に本人掛金滞納の場合は十日以内に必ず代償の責に任すること
 右の通り候也

大正 年 月 日

- 住所 債務者 何某殿
 住所 保證人 何某殿
 住所 保證人 何某殿

金五拾錢を賞として毎取當者より支出するものとす
第六條 入札は毎月盆積とし人別一行入札とし開札の結果後取講員の利益となる最高札者を以て取當人と定む若し入札なき時は抽籤により之を定め合札の場合には抽籤を以て取當者と二番札者を定む。(但し定會日なりとも掛金未納者ありたる場合は開札せざるものとす)

第七條 本講開札に支障なき様取建親は便宜會日の前日又は早朝より講員の掛金を集金し開札時刻前講金を總代に引渡すものとす。

第八條 講員は先後取りを問はず毎回金十圓宛掛金するものとす。

取當者は其の會後三日以内に左の規定による連帯保證人を定め役員の承認を得て本講備付の頼母子金借用返掛證書作製の上總代に提出引換に講金を受け取るものとす。

連帯保證人は第十番會迄自分の外二名以後滿會迄一名とす。

第九條 頼母子借用返掛證書は後取者一同の連名宛として差入るものとす。

第十條 取當者が前八條の義務不履行の場合は取當權

を無効とし再入札に附す而してその違約者と新取當者との間に生ずる入札差損金及入札獎勵金及臨時入札會に要したる實費及び取建親世話料二圓は先落札違約者の負擔とし即時總代に支拂ふものとす若しその負擔義務を履行せざる時は何等催告を爲さずして次回會座に於て該違約者の入組權並に掛込債權を競賣し承繼者を作りその賣得金の内より前記負擔金を控除し殘餘あるときは本人に還付するものとす若再入札の結果落札者の入札が先落札違反者の札より後取講員に有利に落札するも其の利益は當然後取者の所得とし後取者全員に平分するものとす。

第十一條 法律上無能力者が義務者となるときは法律上の定むる責任者は同意を要し且義務者となり連署すべきものとす此場合其の二名は一個の借主と見做す。

第十二條 後取者にして掛金を怠りたる場合は其の前會限り入組權を抛棄せるものと見做し役員は之を處理す。

第十三條 取當人は總代に所定の頼母子金借用證書を提示し尙未済の場合は其の未済の頼母子掛金を自ら取立つるものとす。

第十四條 取當者は連帯保證人に替へ役員の承認を得て擔保を差し入ることを得。

第十五條 役員が評議評價の爲山口市外に出張するときは取當人に於て前以てその費用を豫納し爲めに要したる費用を支辨するものとす。

第十六條 取當者に對し掛金を取らず遺すを爲すことを得ず。

第十七條 連帯保證人にして連中外なる時は印鑑證明を要す。(但し知己の役員ありその面前にて自署したる時はその役員はその自筆なる證明を附すれば此の限にあらず)

第十八條 役員は連帯保證の資格評議上前八條規定の人員を増すことあるべし。

第十九條 取建親の連帯保證人は取建親の身元集金等總て取建親と同様の責に任じ之れと連帯して保證を爲すものとす。

第二十條 主債務者が返掛不能の場合は連帯保證人は假令誰人の一人たりとも開札に支障なき様即時辨濟するものとす。

第二十一條 講員は自己の入組權及掛込債權を他に譲り渡すことを得ず。

第二十二條 本講に關する申合規約書案内狀領收書借用證書資格評議請求書等は取建親に於て支出し尙取建親は各會座毎に茶菓の饗應を爲すものとす。

第二十三條 本講は正總代副總代二名の役員を置く正總代は本講を代表し副總代二名と共に評議評價を爲し且つ每會講金の受渡しを爲し尙ほ證書並に擔保物件諸帳簿其の他を保管し本講に關する一切の事務を處理するを以て任務とし副總代二名は總代事故ある時その一名が總代を代理し又は取當者及連帯者自署を検認し且つ正總代と共に評議評價をなすを以て任務とす。

第二十四條 正總代は每會座に出席の上會務を處理するものとす。總代事故あるときは他の役員に代理せしむるを得此の場合總代報酬の内二十五錢は庶務取扱手数料として代理者に分與するものとす。

第二十五條 役員取當りて義務者となりたる時は任期滿了し其の會座居合の者より補缺選舉にて補充するか否かを合議定むるものとす。

第二十六條 本講役員の報酬は正總代金壹圓副總代各金五拾錢とし每會取當者の負擔とす。(但し自筆檢證者には別に金拾錢手當を要す)

第二十七條 取建親足役として二番會以後會別金九圓

五拾錢宛取當者より支給するものとす。(但し取建親に誠意なしと認めたる時は役員の決議により足役の減額又は全免を爲すことあるべし)

第二十八條 規約の増補改訂は後取者三分の二以上の同意により之を爲すことを得。(但し前項の變改が先取者にも利害ある時は先後取を問はず右に同じ然し本講解散の場合は一名の異議者ありとも之を爲すことを得ず)

第二十九條 本規約外に利害關係を生じたる時は役員に於て公平に處決するものとす。

(八)頼母子講規約(山口市に於て行はるるもの)

第一條 本講は取建親一名子方四十七名高金二千三百五十圓一口金五十圓とし昭和四年十一月より同八年十月に終るものとす。

第二條 本講は二番會(カナカシラ)子方一口金二十五圓掛にて親は返掛金二十五圓にて足役金二十五圓とす。(但し子方四十三名とす)

第三條 本講會座は毎月八日と定め取建親目宅に行て行ふものとす。(但し事故の爲め會座定日變更の場合

は取當人の承諾を要す)

第四條 取建親は會座日三日前に會座日開札時限及び取當人連帯保證人掛金等を記載し各議員へ案内狀を以て通知すること。

第五條 本講開札は左記時限に依り行ふものとす。

自毎年四月 午後九時 自毎年十月 午後八時
至其年九月 至翌年三月

第六條 議員は前後取者を問はず開札時限迄に掛金を會座に持参するものとす。

第七條 入札は毎月入置人別一行入札とし開札の結果後取議員の利益となる最高札者を以て取當人と定む但し掛金未納者の入札は無効とす又連帯保證人にして義務を盡さざるものも同じ。

第八條 取建親は會座日議員の掛金を便利上開札時限迄に集金し其集金を總代に引渡すこと。

第九條 取當者は次回會座日三日前に本講備付の頼母子金返掛借書用紙へ評議員の承認せる左記人員に依り連帯保證人相立證書作成の上總代に提出するものとす。

自第一一番會 取當共四名 自第十六番會 三名
自第十五番會 取當共四名 自第三十番會 三名
自三十一番會 二名
至滿會 迄

第十條 頼母子返掛借書宛名は總代及後取者一同に宛て差入るものとす。

第十一條 取當者が會座日迄前九條の義務不履行の場合には取當權を無効とす、而し右會座日より向ふ一週間に先落札違約者と二番札者と協定の上二番札者が先落札違約者の落札額にて取當を申込むことを得其場合二番札引受者は五日間に前記第九條の義務を履行なす事若し其期間内に二番札引受者が義務履行不能の場合は即時取當權の無効を申し更に總代は五日間に臨時入札會を開き前數條の規定に依り入札を行ひ其入札の結果先落札違約者新取者との間に生したる入札差損金及入札獎勵金臨時入札會に要したる實費並に取建親へ給すべき足役金三圓は先落札違約者の負擔とし即時總代に支拂ふこと、若し先落札違約者が其の負擔義務を履行爲さざる場合は何等催告を爲さずして次會會座に於て先落札違約者の入組權並に掛込債權を競賣し承繼者を作り其賣得金の内より前記負擔金を控除し殘金ある時は本人に還付なすものとす。(但し前項入札の結果先落札違約者の落札金額より新取當者の競札金額が利益に落札するも其利益金は當然後取者の取得とす其利益金は後取者

全員に平分するものとす。

第十二條 法律上無能力者が義務者となるときは法律の定むる同意者の同意を要し且義務者となすことを要す。(但し其場合は前項の二名は一個の連帯債務と見做す)

第十三條 總代は議員より擔保として預りたる現金若くは有價證券は議員の擔保たることを明にし確實なる銀行へ適切に預託を爲すものとす。

第十四條 評議員は連帯保證の資格評議上前第九條に規定しある其人員を増す事あるべし。

第十五條 證書にある義務者中其内一名にても死亡し若くは其義務者の相續人が限定相續の申請をなしたる時は他の義務者は總代催告の日より十日以内に債權確保の爲適當の擔保を提供なす義務を要す若し其義務を履行なさざる場合は義務不履行と見做し月別辨償の利益を失し一時に全部の請求をなすものとす

第十六條 親受人は取建親の身元集金及其他凡て取建親と同様の責に任ずるものとす。

第十七條 主たる債務者が返掛不納の場合は連帯保證人は假令一名になるとも札先減額の申出を爲すことを得ず假りに議員の内に減額せしものありとするも

其れを例として申立つること亦同じ。

第十八條 講員は自己入組權並に掛込債權を譲渡すことを得ず。(但し役員に於て事情不許得場合と認めたる時は譲渡人は其場合連帶保證人に相立つこと)

第十九條 役員取當者となりたる時は其會座に於て残り講員の協議に依り後繼者を定むること。

第二十條 本講に關する案内狀領收書借用證書資格評議請求用紙は取建親に於て支出のこと。亦取建親は會座毎に茶菓の仕向をなすものとす。

第二十一條 本講は入札獎勵とし二番會より二番札者に金五十錢を取當者より支拂ふものとす。

第二十二條 本講は正副各一名評議員二名を置き正總代は本講を代表し證書並に擔保其他の物件を保管し本講に關する一切の事務を處理するを任務とし副總代は正總代事故ある時はを代理し正副總代は共に評議員を兼任す評議員は正副總代と共に連帶保證人又は擔保物件の評議評價をなすものとす。

第二十三條 本講役員の報酬は正總代一圓副總代各評議員は五十錢宛とす。(但し取當者の負擔たること)

第二十四條 規約増補改訂は後取者出席三分の二以上の協議に依り多數決を以て決議をなすことを得。

然れ共前項の増補改訂が先取者にも利害關係ある場合は先後者を問はず右に同じ本講解散の場合是一名にても不承諾ある場合は之を行ふことを得ず。

第二十五條 本規約に利害關係を生じたる時は役員に於て公平に處決なすものとす。

(九)頼母子講申合規則(山口市に行はるるもの)

第一條 本講は子方何拾何口にして一口金二十圓掛とす。(但し親掛金は一口二十五圓掛の事)

第二條 本講の定會を毎月二十一日とし會場は柳旅館とす。

開札時刻 自四月午後九時 至翌年三月午後八時

第三條 本講は月置法なるを以て定日より七日前迄に連帶保證人を相立て評議員の承認を得借用證書を作成し惣代人に提供するものとす。

第四條 本講は毎月入札を以て次會の取當者を定むるの通り

第一例 合札を抽籤にて取當者を定む

第二例 合札抽籤負二番札となる

第三例 掛金未納者は入札權なし

第四例 時刻經過は入札權なし

第五例 都合により全部時刻經過は此限にあらす

第六例 全部入札者なきときは總代の指揮を受く

第七例 臨時に開催する入札の場合其損害は違約落札者の負擔とす

第五條 本講落札者にして其義務を履行せざるときは二番札者を取當とす其入札差額は前落札者の負擔とす若し二番札者に於て不履行の場合第七例に依り臨時入札會を開催す。

第六條 連帶保證人は本講半數迄は三名とす以後は二名とす、三回以上保證を許さず、然れども入組外より保證人となる場合は役員の承諾を要す此場合印鑑證明を要す。

第七條 本講入組者は名義の變更を許さず止むなき場合の名義變更は讓保證のこと。

(注意) 讓保證の變更とは自己の責任を免ることを得ず必ず其保證の位置に立ちて義務を負ひ讓をなすこと。

第八條 本講員にして隠居又は死亡の場合は家督相続人に責任名義を變更したるものと看做す、此場合隱

居者相続人とも責任を負ふ。

第九條 人の妻又は未成年者其他無能力者にして本講員たる場合は其夫又は親權者、後見人、補佐人に於て總て責任書類に連署すべきものとす。

第十條 本講總代は一切の事務を處理し債權證書を保管するものとす。(但し役員は取當者となりたる時を以て任期満了とす)

第十二條 取建親に足役茶菓料として毎會金十六圓を取當者より給與す(但每會案内及證書用紙、領收書等は親より自費を以て提供すること並に金取建をなすこと)

附則 總代 藤井判四郎 評議員 吉安 熊一

梅田 義一

右昭和二年四月十一日初會に於て議決す。

(一〇)頼母子規約(山口市に於て行はるるもの)

第一章 金員口數會日會場及費用

第一條 高金四萬圓にして取建親一名子方四十名とし一口に付金一千圓掛にして年一回とす。

第二條 本回は毎年一回十月十八日を以て定日とし午前十時集會するものとす。(但止を得ざる事故あり

て延會するも五日を超ゆる事を得ず尤も非常天災に遭遇する時は此の限にあらす)

第三條 會座は取建親引受にして役員と協議の上山口町内適宜の場所に於て開催す。

會費は一回金二百圓と定め其會取當者より支辨するものとす。(但會日より七日前連中一同へ必要の條件を書き添へ開會の通知を爲すべし)

第二章 掛金及延滞處分

第四條 掛金は取建親子方共利息にして取建親及前取者は毎會金一千圓後取者は一千圓の内より入札金額を控除したる高とす。

第五條 掛金は必ず會場に持参すべし若し延滞したる者は會座の翌日より一百圓に付日歩五錢の延滞利息を付し元利一同出金すべし。

第六條 前取者返掛金を延滞したるときは總代に於て相當期限を定めて催告し其期限に至るも尙出金せざる時は擔保品を賣却し其代金を頼母子總代の名義にて確實なる銀行に預け置き其元利金を以て返掛金に充當すべし而して滿會に至り殘餘金あるときは本人に還付す若し年六歩利付計算元利納崩方法に換算して返掛金に足らざるときは本人及保證人を連帶せし

め返掛金に足るべき高に達する額迄入金せしめ又は増擔保を差入れしむ後取者掛金を延滞すること三ヶ月に及ぶときは會員中にて其返掛金を入札し延滞者の利益となるべき最高額の入札者を承繼人と定む此監督は總代之を擔任し之に關する費用は承繼人に於て負擔するものとす。(但し前取後取を問はず三十日を経過するも掛金せざる者は取當者に於て直接請求することを得)

第七條 掛金は他の取引を以て差引流用することを得ず故に先掛金不足其他不始末等あるを口實として後會の故障を唱ふる事を得ず。(但取當人の承諾に依り他の取引流用するは此の限りにあらす)

第八條 本會入組の證として本規約末尾に其人名を記入し毎會掛金領收の證として末尾添付の領收證に取當者領收印を押捺するものとす。

第九條 總代人が先取者に於て義務不履行の際取當者より擔保權實行の請求を受けたるときは遲滞なく其處分をなすべし此處分は債權讓渡の形式によることを得ず。(但役員協議會に於て全會一致の承諾に至りたるときは此限にあらす)

第三章 入札及落札

第十條 二番會以後は總て入札法に依り次會の取當者を定む其入札は手取金額を示し最低額を以て取當者と定め入札は三行併記の方法を以てするものとす。(但一行入札を妨げず)

第十一條 開札は開座當日午後正二時を限りとし後取者立會の上後會の取當人を定め同額の入札ありたる時は抽籤を以て取當を定む。

第十二條 開札時間を経過する入札者若しくは掛金せざる者は其會に限り入札權を抛棄したる者と看做す。

第十三條 手取金高及姓名を記載せざる入札は效力無きものとす。(但し取當者は正味手取金の入札を爲すも正副總代及評價人の報酬並に會座費は手取金の内に包含す)

第十四條 取當人擔保提出の履行を爲し能はざるときは二番札のものを取當となることを得此の場合に於ては二番札との差額たる損害金は取當り違約者に於て辨償すべし。

第十五條 二番札の者取當人と定りたる時は頼母子會は取當人の希望により其會限り三ヶ月を限度とし延期することを得此の場合に於ては連中に其旨を通知するものとす。

第十六條 二番札取當人擔保提出の履行を爲し能はざるときは更に臨時會を開き本規約の規定に従ひ取當人を定むるものとす此場合に於ては臨時會費及入札の結果より生ずる損害金並に臨時會出席人に對し要したる費用共二番札取當人より辨償するものとす。

第十七條 二番札者取當りを拒みたるときは臨時會を開き更に入札を行ふものとす。

第十八條 取當違約者は違約に因り生ずる差金の損害金及費用等を辨償するものとす。

第四章 擔保

第二十一條 擔保品は左の規定に依り差入るべし。

一、國債證書末尾記載の標準に依り差入るべし。
二、其の他の物件は評價人の評價を乞ひ承諾を得て差入るべし。

三、家屋には評價人に於て承認したる火災保險を附し質權設定の手續を了したる保險證券を差入るべし。(但し火災保險繼續手續の怠慢に依り生じたる損害は當然取當者及保證人其の責に任すべし)

四、不動産の擔保に付ては本會に對し抵當權設定條件の完備を認むるに足るべき登記簿抄本を提出すべし。

五、不動産登記申請書には必ず遅延利息及期限の利益を失ふべき條項を記載申請するものとす。

第二十二條 擔保が火災又は時勢の變遷に依り減損若くは低落を來し價格に不足を來したるときは總代又は評價人の意見により相當の増擔保を差入るべし。

第二十三條 取當り者擔保物件の評価を受けんとするときは別紙雛形により評價費用を添へ總代人に請求し評價人の承諾を得ることを要す。

第二十四條 總代に於て擔保物件の評価の請求を受けたるときは遅滞なく評價人に廻付し之を評價せしめたる上相當意見を徴すべし。

第二十五條 擔保品の入替又は拔取等を爲さんとする者は別紙雛形に依り總代人に請求し評價人の承諾を得るに非ざれば之を爲すことを得ず此の場合に於て利害關係ある時は必ず請求書に連署せしむるものとす。

第二十六條 無記名の有價證券を擔保として徴したるときは總代人は確實なる銀行へ保管預けと爲すべし此場合には差入れたる者より保管料を支辨するものとす若し提出者保管料金を差出さざるときは總代人に於て其證券の利子より引去るものとす。

第二十七條 他人の所有物件を擔保と爲すときは證書に必ず物件所有者の認印調印を爲さしむべし。

第二十八條 擔保取調に關する費用は皆悉取當りの負擔とす。

第二十九條 保證人は三名を立てしめ尙連帶責任を負はしむ。

第三十條 會員外の者と雖も評價人の承諾を得たる時は保證人と爲すことを得。

第三十一條 入組人は三口以上の保證人たることを得ず。(但し評價人の承諾あるときは此限にあらす)

第三十二條 入組名義變更の場合は總代に請求し評價人の承諾を受くべし。

第三十三條 本規約中後取連中の承諾を受くべきことを規定したる場合は總て後取連中三分の二以上の承諾を以て足るものとす。

第五章 備付書類

第三十四條 本會に關する書類及諸帳簿は正副二本を複製し正本を總代人に預け置き副本を取建親の手許に備へ會員の便覽に供するものとす。

第三十五條 本會は左の帳簿を備へ置くものとす。

一、入組人名簿及申合規約書

一、頼母子取當り計算簿

一、擔保品控簿

第六章 役員及手當

第三十六條 本會には正副總代人各一名擔保評價人五名を置く。

第三十七條 役員は出席會員の投票多數に依り選定す

第三十八條 役員任期は滿三ヶ年とす但し再選を妨げず。

第三十九條 正總代は本會の備付書類證書及擔保品を保管するものとす。

第四十條 總代人交代の節は引繼目錄を製して授受を期すべし。

第四十一條 役員に於て其任務を盡さんと認めたるときは出席會員に於て改選することを得。

第四十二條 正總代人の報酬は一會金拾五圓とし副總代は金五圓とす但し評價人の評價日當は金五圓とし旅費其他は實費とす。

第四十三條 總代に於て擔保差入又は入替拔取等の件に付き出頭を要するときは其關係者より日當金二圓を支辨するものとす。

擔保入替又は拔取をなす時は手数料として金壹圓を

總代人に支拂ふべし。

第七章 協議及費用

第四十四條 本會諸般の件に付特に會員一般又は後取連中の協議を請はんとする者は其理由書に後取人員三分の一以上の賛成者を得て總代人に差出すべし總代人は總會員又は後取會員を召集し附議するものとす。

第四十五條 協議は出席人過半数に依り決す。(但高金減少或は解散等の協議は後取者一名にても不承諾あるときは決行することを得ず)

第四十六條 此規約に費用の負擔者を特定したる以外の臨時會其他の費用は事情を審究し出席人過半数の決議に依り負擔者を定む。

第四十七條 本會規約の改正又は増補は後取者三分の二以上の同意あるにあらざれば之を爲すことを得ず

第四十八條 先取後取を問はず掛金督促の爲め出張を要する場合には一日の日當金二圓とし其他の費用は實費とす。

附 則

第四十九條 取當者は別紙雛形に定むる借用證書を正總代宛差出すべし。

第五十條 本規約及會員名簿は印刷の上各自へ配布すべし。

第五十一條 發起人の受金は金一千圓の内一割引とし

第一回 參百圓 八月十八日

第二回 參百圓 十月十八日

第三回 參百圓 十二月十八日

第五十二條 本會第一期の役員選舉に當選したる役員は左の如し。

正總代	何	某
副總代	何	某
評價人員	何	某
同	何	某
同	何	某
同	何	某

擔保品の標準(年五分利年賦經上返)

第二番取當者	一七、〇二〇	第三番取當者	一六、八七〇
第四番取當者	一六、五四七	第五番取當者	一六、三七四
第六番取當者	一六、一九三	第七番取當者	一六、〇〇〇
第八番取當者	一五、八三〇	第九番取當者	一五、五九三
第一番取當者	一五、三八〇	第二番取當者	一五、一四一
第三番取當者	一四、九〇〇	第三番取當者	一四、六四三

第四番取當者	一四、三七五	第五番取當者	一四、〇九四
第六番取當者	一三、八〇〇	第七番取當者	一三、五〇〇
第八番取當者	一三、二〇〇	第九番取當者	一二、八二〇
第一番取當者	一二、四七〇	第三番取當者	一二、〇九〇
第二番取當者	一一、七〇〇	第三番取當者	一一、三〇〇
第四番取當者	一〇、八四〇	第五番取當者	一〇、三八〇
第六番取當者	九、九〇〇	第七番取當者	九、四〇〇
第八番取當者	八、八七〇	第九番取當者	八、三一一〇
第一番取當者	七、七三〇	第三番取當者	七、一一〇
第二番取當者	六、四七〇	第三番取當者	五、七九〇
第三番取當者	五、〇八〇	第三番取當者	四、三三〇
第四番取當者	三、五四六	第七番取當者	二、七三〇
第六番取當者	一、八六〇	第九番取當者	九、五三〇

賴母子金借用證書

一金

右は大正十一年七月小原松千代氏取建賴母子本年何月何番會抽者取當候に付子方連中より前掲金額を左の契約を以て正に領收借用致候

第一條 債務者は前掲借用受元金を大正何年何月何番會より同何年何月滿會迄何々年間無利息にて毎年一回會日たる十月十八日を期し金壹千圓宛返掛可致其支拂場所は賴母子會席とす。

第二條 債務者は前條支拂期日を怠りたるときは其の翌日より現入金の日迄其金額に對し一百圓に付日歩五錢の割合に當り延滞利息を支拂可申候。

第三條 債務者(又は何某)は未記表示の物件を本債務の擔保として提供致候。

第四條 債務者は左の場合に於て何等の催告を要せず直ちに期限の利益を失ひ債權者の要求に従ひ債務の一部又は全部を即時辨済可致候

- 一、返掛金の支拂を怠りたる時
- 一、第三者より假差押又は強制執行を受けたる時
- 一、債權者に於て其債權を侵害せらるべき行爲ありと認められたる時
- 一、建物ある場合抵當建物の火災保險を繼續せざる時

第五條 借用期間中其の原因の如何を問はず擔保品の價格を減じ又は減せんとする事實あるときは債務者より直ちに其旨を債權者に通知可致は勿論自然其價格低落するか又は減損したるときは債權者の請求に依り何時にても其の債務の一部又は全部を辨済するか若くは相當の増擔保を差入れ可申候

第六條 建物ある場合債務者は抵當建物に對し金何圓

以上の火災保險契約を債權者の承認を受けたる火災保險會社と締結し本借用期間中繼續可致尙其の保險契約に基く權利の上に別に定めたる質權設定の手續を爲すべく候。

第七條 建物ある場合債務者に於て前條火災保險に因る手續を怠りたるが爲め生じたる損害は債務者及保證人に於て其の責に任すべく候。

第八條 債務者は本契約に違反したるが爲め生じたる費用は當然之を負擔可致候。

第九條 債務者及保證人は賴母子規約及申合事項は之を嚴守可致候。

第十一條 債務者及保證人は本契約に違反したるときは直に強制執行を受くるも異議を申出間敷候。

第十二條 本契約に關して訴訟を提起するときは其裁判管轄は山口區裁判所たるものとす。

住所	債務者	何	某
住所	連帶保證人	何	某
住所	連帶保證人	何	某
住所	連帶保證人	何	某

(以下略)

頼母子講取締に關する廳府縣令 (昭和八年八月現在)

(頼母子講に關し何等かの取締規則を設けてあるものは一道三府三四縣に互るが茲ては其の主要なるもののみを掲げた。)

東京府

○頼母子講無盡講及類似のものの届出方

(明治二十九年五月 警視廳令三四號)

公衆を會して頼母子講無盡講及之に類似のものを舉行せんとするときは其の發起人より加名者の住所氏名並會場年月日を記し規約書を添へ十日以前に所轄警察署又は警察分署を経て警視廳に届出づべし。
犯したる者は二圓以上十圓以下の罰金に處す。

大阪府

○頼母子講取締規則

明治四四年三月府令一九號
明治四五年六月府令六六號
大正二年七月府令二五號改正
大正三年四月府令五一號改正
大正九年三月府令一八號改正

第一條 本則に於て講會と稱するは頼母子講無盡講其他之に類

する方法に依り議員相互間に金錢又は物品の融通を爲すを謂ふ。

第一條ノ二 一、公務所の公務員間 二、會社の社員又は事務員間(職工其他の勞働者を除く)

一、商店の店員間若くは親族間に於て舉行するものに對しては本則の規定を適用せず。

第二條 講會には講主の外管理人三人以上を置くべし。

第三條 講會を組織せむときは講主及管理人より左記各號を具し開講場所の所轄警察署に届出認可を受くべし其の之を變更せむとするとき亦同じ。

一、講會の目的、方法、終了に至る迄の掛込金、拂渡金、掛戻金等の收支計算

二、講主管理人の住所氏名年齢

三、開講の日時場所及講會の期間

四、議員相互間の規約

五、講主管理人等に報酬又は手数料を給するときは其の額

六、講金品の保管方法

他府縣に於て組織する講會にして當府下に於て議員を募集せ

るものと見做す。

第八條 講主及管理人は連帶の責任を以て講會に關する附録様式の帳簿を備へ金品の收支及現在高を明記し使用後三年間之を保存すべし。

支出に對しては一事件毎に領收書を徴し置き前項の期間之を保存すべし。

第九條 警察官署に於て必要と認めるときは前條の帳簿書類の提出を命じ又は警察官吏をして臨檢査閱せしむることあるべし。

前項の場合に於て正當の理由あるに非ざれば之を拒否することを得ず。

第十條 本則第三條第六條第六條ノ二第八條第九條に違背したる者は拘留又は科料に處す。

第十一條 前條の科料に關する罰則は法人に在りては其の代表者又は清算人犯罪無能力者に在りては其の法定代理人に之を適用す。

附 則

第十二條 本則施行前認可を受け現に存続中のものは第五條の規定を適用せず第二條及第三條第六條の事項は本則施行後三十日以内に届出づべし。

むとするときは事務所を定め其の所轄警察官署に届出(届書には前項各號の事項を明記したる書類を添附すること)認可を受くべし。但し他府縣に於て認可を受けたるものに在りては前段の事項を具し届出づべし。前項の認可を受けたるものに對しては本則の規定を準用す。

第四條 講會の目的方法安寧秩序を害し又は風俗を紊るの虞ありと認めるときは前條の認可を與へず認可後と雖も當該事實ありと認めるときは其の認可を取消すことあるべし。

警察官署に於て必要と認めるときは管理人の變更又は追加を命ずることあるべし。

第五條 講會の期間は初回開講の日より起算して二年を超ゆることを得ず。但年二回開講のものに在りては五年以内年一回開講のものに在りては十年以内迄とすることを得。

講會の基礎確實にして公益上必要と認めるときは前項の期間に拘らず認可することあるべし。

第六條 前三條の認可を受けたる後講會成立したるときは議員の住所氏名を具し其の旨届出づべし。

前項の届出後議員に異動を生じたるときは其住所氏名及事由を具して五日以内に届出づべし。

第六條ノ二 法定代理人保佐人又は夫に異動ありたるときは遅滞なく之を届出すべし。

第七條 第三條の認可を受けたる後三十日以内に講會成立せざるときは認可の效を失ふ。

京都府

○講會取締規則(明治四十年十一月)

第一條 頼母子講無盡講又は之に類似のものを組織し加入者を募集せんとする者は左の事項を具し所轄警察署の認可を受くべし。其の事項を變更せんとする時亦同じ。

- 一、講組織の目的方法
二、存立期間
三、開會の場所及日時
四、講會の保管方法及收支計算
五、講主又は之に相當する者の住所職業氏名
第二條 前條に依り認可を受けたるものと雖も公安又は風俗を害する虞ありと認めるときは其の認可を取消すことあるべし
第三條 本則に違反したる者は拘留又は科料に處す。

北海道廳

○講會取締規則(大正九年十一月)

第一條 本令に於て講會と稱するは名稱の名たるを問はず一定の會員を以て金品を拂込ましめ抽籤入札其他類似の方法に依り會員相互間に金品の給付又は融通を目的とするものを謂ふ
第二條 本令は無盡業法に依るもの及左の各號の一に該當するものに對しては之を適用せず。

- 一、同一公務所の公務員間に於て行ふもの
二、同一會社の社員又は事務員間に於て行ふもの
三、同一事務所の事務員又は雇人間に於て行ふもの
四、同一商店の店員間に於て行ふもの
五、親族間に於て行ふもの
六、口數十口未満にして一口一回の掛金五圓以下のもの
第三條 講會を組織せむとするときは講元又は世話人は左の事項を具し所轄警察署に願出で許可を受くべし。其の之を變更せむとするとき亦同じ。

- 一、名稱
二、目的
三、金品の給付又は融通の方法
四、存立期間
五、開講の期日及場所
六、講會金品保管方法
七、毎回の收支豫算、別表とするも差支なし
八、講元世話人の職業、住所、氏名、生年月日、法人に在りては其の定款寫、代表者の生年月日、住所氏名
九、報酬又は手数料の給與を受くる者あるときは其の氏名、金額
十、講元又は世話人其他會員全部の記名調印せる規約書の添附
第四條 講會の期間は初會開催の日より滿五ヶ年を越ゆること

を得ず。但特別の事由に依り警察官署の認可を得たるものは此の限りに在らず。

第五條 講會終了し又は中途解散したるときは講元又は世話人は其の收支計算表を添附し終了又は解散の日より十日以内に所轄警察官署に届出づべし。

第六條 講元又は世話人は左の帳簿を備へ講會に關する事項を明記し講會の終了又は解散後一ヶ年間之を保存すべし。

- 一、會員名簿
二、講會金品受拂簿
三、掛金品領收簿
四、全會員の記名調印したる規約書
五、其他警察官署より調製を命ぜられたる簿冊
第七條 警察官署は必要と認めたる場合には簿冊關係文書の提出を命じ又は警察官吏をして其の検査を爲さしめ若し講會開催の場所に臨檢せしむることあるべし。
第八條 警察官署は公安上不要と認めたるときは許可の取消若しは講會の停止を命ずることあるべし。
第九條 第三條、第五條及第六條の規定に違反したる者又は第七條の命令に應ぜず又は検査若しは臨檢を拒みたる者は拘留又は科料に處す。

附 則
本令は公布の日より施行す。
本令施行前組織したる講會にして尙存続せむとするものの中第

二條に該當せざるものの講元又は世話人は本令施行後一ヶ月以内に第三條の事項を具し所轄警察署に届出づべし。
前項の届出を爲したる講會は本令に依り許可を受けたるものと見做す。

樺太廳

○講會取締規則(大正十三年四月)

第一條 無盡講頼母子講其他之に類似の講會を組織したるときは十日以内に管理人より左の事項を具し所轄警察官署に届出づべし。其の規約書を變更したるとき亦同じ。

- 一、會員の募集地域
二、會員の記名捺印したる規約書
三、會員の本籍住所職業氏名生年月及其の加入口數
第二條 規約書には左の事項を具備することを要す。
一、講會の名稱及目的
二、事務所の位置
三、總口數及一口の掛金額
四、講會の存続期間、開講回数、開講定日及場所
五、講金の拂込、貸渡、拂戻等其の收支方法
六、會員の脱退其他缺口處理に關する事項
七、講會金の保管方法
八、管理人及清算人の職務權限並に其の選任方法

九、管理人其の他の者に報酬又は手當を給するときは其の金額及其の支給方法

十、創立費其の他経費の支出方法

十一、解散に關する事項

所轄警察官署は必要ありと認めたるときは規約の變更を命ずることを得。

第三條 議會の存続期間は初回開議の日より起算して五年内とす。但清算の目的の範圍内に於ては其の清算の終了に至る迄仍存続するものと看做す。

第四條 議會には會員中より選任したる二人以上の管理人を置くことを要す。

管理人は會員名簿其の他必要な帳簿を備へ會員の異動金品の收支等を記載すべし。

前項の帳簿及關係書類は議會に於て選任したる者に於て議會終了後二年間之を保存すべし。但し所轄警察署の許可を受けたるときは此の限に在らず。

會員又は會員たりし者より前二項の簿書の閲覧を求めたるときは正當の理由なくして之を拒むことを得ず。

議會の事務に關し事務員を置きたるときは五日以内に管理人其の本籍、住所、氏名、生年月及履歷書を具し所轄警察官署に届出づべし。其の本籍、住所、氏名に異動を生じたるとき若は之を解任したるとき亦同じ。

第五條 管理人に異動を生じたるときは十日以内に新舊管理人

連署を以て所轄警察官署に届出づべし。但し連署し能はざるときは其の理由を具すべし。

第六條 議會終了したるときは五日以内に管理人たりし者に於て其の旨所轄警察官署に届出づべし。但し第七條に依る場合は此の限に在らず。

第七條 清算人は二人以上たることを要す。清算人就職したるときは五日以内に本籍、住所、氏名、生年月日、解散の原因、年月日を所轄警察官署に届出づべし。

清算終了したるときは十日内に清算書を添付所轄警察官署に届出づべし。清算人に異動を生じたるときは新舊清算人連署を以て第二項に準じ届出づべし。

第八條 所轄警察官署は必要ありと認めたるときは簿書の提出を命じ又は警察官吏をして事務所若は開會の場所に臨檢せしむることを得。

第九條 所轄警察官署は議會にして確實を缺き又は本令に違反し若は公安を害する虞ありと認めたるときは議の解散其の他必要な處分を爲すことを得。

第十條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す。
一、會員募集に關し虚偽の手段を用ひ又は強て加入を勧誘したる者

二、帳簿に虚偽の記載を爲し又は虚偽の簿書を提出したる者
三、第一條、第四條第二項乃至第五項、第五條、第六條又は第七條第二項乃至第四項の規定に違反したる者

四、第二條第二項、第八條又は第九條の規定に基く處分に違

反し若は第八條の規定に基く臨檢を拒みたる者

第十一條 議會の事務に關し事務員其の他の者本令の規定又は本令の規定に基く處分に違反したるときは管理人又は清算人を處罰す。

法人の代表者法人の業務に關し本令の規定又は本令の規定に基く處分に違反したるときは法人を處罰す。

第十二條 本令は左の各號の一に該當するものには之を適用せず。

一、同一公務所の公務員間に於て行ふもの

二、同一會社の社員又は事務員間に於て行ふもの

三、同一事務所の事務員又は雇人間に於て行ふもの

四、同一商店の店員間に於て行ふもの

五、親族間に於て行ふもの

六、口數十日未満にして一口一回の掛金五圓以下のもの

附 則

本令は大正十三年五月一日より之を施行す。

本令施行前議會を組織し現に存続中のものは第四條に依り管理人を定め二月内に本令に依る届出を爲すべし。

宮 城 縣

○頼母子講取締規則(明治三十六年二月) 縣令第二號

第一條 公衆を會し頼母子講無盡講其他名義の如何に拘はらず

之に類似の舉行を爲さんとするときは開始前發起人より左の事項を具し繼續期間三ヶ年以内にして一回の醜集金品の價格百圓以内なるときは警察官署の認可を受け其他は警察官署を経由し縣知事の認可を受くべし其の舉行の方法講則を變更せんとするときは亦同じ。

但し第二號第四號に異動を生じたるときは五日以内に届出づべし。

一、講名

二、發起人の住所氏名年齢

三、舉行の目的方法

四、役員住所氏名年齢

五、舉行場所及日時

六、講則

七、加盟者の住所氏名

第二條 發起人及役員は其講に關し警察官吏の尋問を受け若くは保管せる書類及簿冊の閲覧を求められたるときは之を拒むことを得ず。

第三條 認可後公安風俗を紊るの虞ありと認むるときは其認可を取消すことあるべし。

第四條 本則發布以前に於て認可を受けたるものは引續き舉行することを得。

第五條 本則に違反したる者は拘留又は科料に處す。

秋田縣

○講會取締規則(昭和二年四月十九日)
(秋田縣令第三四號)

第一條 本則に於て講會と稱するは無盡講、賴子講、其の他名稱の何たるを問はず多數の會員が金錢又は物品を募集し抽籤入札其の他類似の方法に依り會員相互間に金錢又は物品の給付若し融通を爲す目的を以て組織したるものを云ふ。

第二條 本則は左の各號の一に該當するものに之を適用せず。

- 一、無盡業法其の他の法令に依るべきもの
- 二、同一公務所の公務員間に於て行ふもの
- 三、同一會社又は事務員間に於て行ふもの
- 四、同一事務所の事務員又は雇員間に於て行ふもの
- 五、同一商店の店員間に於て行ふもの
- 六、親族間に於て行ふもの
- 七、總口數十以下にして一口の金額五圓以下のもの

第三條 講會を組織せんとするときは講元又は世話人は左の事項を具し所轄警察署に願出て許可を受くべし。

- 一、名稱
- 二、目的
- 三、事務所の所在地
- 四、講元又は世話人の本籍住所職業氏名生年月(講元又は世話人法人なるときは其の定款寫及代表者の住所氏名生年月日)

五、總口數一口の掛金額又は物品の種類數量

六、講會の存続期間

七、開講期及場所

八、掛金の拂込又は取立の方法

九、掛金滞滯の場合に於ける處置

一〇、掛金に對する保證又は擔保に關すること

一一、講會金品の給付並保管方法

一二、缺口處理の方法

一三、講會規約に基く權利義務の讓渡に關すること

一四、講會の業務に關し報酬手数料其の他之に類する給與を受くる者あるときは其の取得の條件方法及金品高

一五、講元又は世話人の責任に關すること

一六、講會に關する規約寫

前項第二號及第五號乃至第十六號に掲ぐる事項を變更せんとするときは講元又は世話人は所轄警察署に願出て許可を受くべし。

第一號第三號第四號に掲ぐる事項に變更ありたるときは五日以内に所轄警察署に届出づべし。

第四條 講會組織の許可ありたる日より五十日以内に講會成立せざるときは許可は其の效力を失ふ。

第五條 講會成立したるときは講元又は世話人に於て十日以内に各會員の本籍、住所、職業、氏名及年齢を所轄警察署に届出づべし。

第六條 講會の存続期間は初會開催の日より十年を越ゆることを得ず但し特別の事情ある場合に於て所轄警察署の許可を受けたるときは此の限にあらざり。

第七條 講會解散したるときは講元又は世話人に於て收支計算表に類末書を添へ解散の日より十日以内に之を所轄警察署に届出づべし。

第八條 講元又は世話人は左の簿冊を備へ講會に關する事項を明記し且金品の支出に關しては一件毎に領收書を徴し其の證據書類は逐次之を編綴し置くべし。

- 一、會員名簿(第一號様式)
- 二、掛金品領收書(第二號)
- 三、出納明細簿(第三號)

四、各會員の記名調印したる規約

五、其の他警察署より調査を命じたる簿冊

前項の簿冊及書類は講元又は世話人に於て講會解散の日より三年間之を保存すべし。

第九條 所轄警察署は必要と認むる場合簿冊及關係書類の提出を命ずることあるべし。

第十條 所轄警察署は公安若し風俗を害する虞ありと認むるときは講元又は世話人の退任又は講會の解散若し其の他必要な事項を命ずることあるべし。

第十一條 他府縣に於て組織したる講會にして本縣内に會員を募集せむとするときは本縣内に假事務所及世話人を定め所轄

警察署の許可を受くべし。

前項の講會は本則の規定を準用す。

第十二條 左の各號の一に該當する場合に於ては講元又は世話人を拘留又は科料に處す。

一、第三條、第五條、第七條、第八條、第十一條の規定に違反したるとき

二、第九條の規定に依り警察署の命じたる簿冊又は書類を提出せざるとき

三、第十條の規定に依り警察署の爲したる命令に違反したるとき

第十三條 法人の代表者又は従業者本則に違反したるときは、この代表者又は従業者を拘留又は科料に處す。

附 則

第十四條 本則は公布の日より之を施行す。

第十五條 本則施行前組織したる講會にして尙存続せんとするもの、講元又は世話人は本則施行の日より一月以内に第三條に依り所轄警察署の許可を受くべし。

(様式省略)

埼玉縣

○貯蓄融通其他多數ノ出金者ヲ募集セントスル者

届出方竝制限禁止ノ件(明治四十二年十月)

埼玉縣令第四四號

貯蓄融通其他目的の如何に拘らず多數の出金者を募集せんとす

る者は其方法、規約等具し所轄警察官署に届出づべし、但他の法規、訓令に依り組織するものは此限にあらず。前項の行為にして公安若は風俗を害するの虞ありと認むるときは其行為を制限し又は禁止することあるべし、制限禁止の命令に違背したる者又は前項の届出を爲さず若は虚偽の届出を爲したる者は十日以下の拘留又は二十圓未満の科料に處す。本令は發布の日より施行す。

群馬縣

○講會取締規則(大正十五年十一月十九日) 群馬縣令第三百三十四號

- 第一條 本則に於て講會と稱するは頼母子講應通講其の他名稱の如何を問はず一定の會員を有し抽籤又は入札其の他之に類似の方法を以て會員に金錢其の他有價物の給付を爲すものを謂ふ。
- 第二條 講會は祭祀慈善救濟等の目的を以てするに非ざれば之を組織することを得ず。
- 第三條 本則は無盡業法及有價證券割賦販賣業法に依るもの並に左の各號の一に該當するものに對しては之を適用せず。
 - 一、親族間に於て行ふもの
 - 二、公務所の公務員間に於て行ふもの
 - 三、同一會社の社員又は事務員相互間及同一商店の店員間に於て行ふもの

第四條 講會を組織せむとするものは本縣内に事務所を置き管理人を定むべし、管理人は其の本籍、住所、職業、氏名、生年月日及會員募集區域を明記したる願書に規約書を添へ知事の許可を受くべし。

- 第五條 規約書には左の事項を具備することを要す。
 - 一、名稱
 - 二、目的
 - 三、事務所の位置
 - 四、管理人の住所氏名
 - 五、存続期間
 - 六、開會定日
 - 七、總口數並一口の掛金品額(物品に付ては品質、數量、價格)
 - 八、抽籤又は入札其の他給付決定の方法並入札最低金額
 - 九、給付済の後掛金の割増あるものに在りては其の割合
 - 十、經費收支豫算
 - 十一、花籤又は配當金割戻金等の處理に關する事項
 - 十二、掛金品の取立方法
 - 十三、管理人の責任に關する事項
 - 十四、保證又は擔保に關する事項
 - 十五、掛金品又は擔保物件の保管方法
 - 十六、掛金品延滞の場合に於ける違約金又は延滞利子に關する事項

- 十七、會員死亡脱退等に伴ふ缺口の處理に關する事項
- 十八、會員の權利義務譲渡に關する事項
- 十九、創立費及其の支辨方法
- 二十、報酬又は手當等を給するものあるときは受給者の種別及其の金額
- 二十一、計算報告に關する事項
- 二十二、解散に關する事項
- 二十三、其の他必要と認むる事項
- 第六條 第四條の許可を受けたる日より三箇月以内に講會設立せざるときは許可の效力を失ふ。
- 第七條 講會の存続期間は三箇年を超ゆることを得ず
- 第八條 講會の組織完成したるときは管理人より左記事項を具し(正副二通)知事に届出づべし。
 - 一、講會加入者の住所、氏名、生年月日、持口數並一回の掛金品額
 - 二、講會開會の日時及場所
- 第九條 左の各號の一に該當するものは講會管理人たることを得ず。
 - 一、未成年者並法人
 - 二、禁治産者及準禁治産者
 - 三、破産の宣告を受け復權せざる者
 - 四、懲役以上の刑に處せられたる者
- 第十條 管理人の住所氏名を變更したるときは十日以内に知事

- 第十一條 管理人は第一號様式の會員名簿、第二號様式の掛金簿、第三號様式の收支計算簿を備へ會員の異動及金品の收支を明にすべし。
- 第十二條 警察官吏に於て必要と認めたるときは前條の帳簿書類の提出を命じ又は事務所、開會の場所等に臨檢し若は講會の管理人又は會員に對し必要な事項を尋問することを得。
- 第十三條 會員募集に關し虚偽の手段を用ひ又は加入を強要することを不得ず。
- 第十四條 (削除)
- 第十五條 講會の存続期間満了前に之を解散せむとするときは其の事由を具し知事の許可を受くべし。
- 第十六條 講會存続期間満了し又は解散の許可ありたるとき若は講會の廢止を命ぜられたるときは管理人に於て其の收支を決算し七日以内に清算書を知事に提出すべし。
- 第十七條 本則に違背し又は公安を害するの虞ありと認むるときは講會の廢止を命じ若は其の他許可事項の變更を命ずることあるべし。
- 第十八條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す。
 - 一、第四條の許可を受けずして講會を開催したる者
 - 二、第十一條、第十三條に違反したる者

- 三、第十七條の命令に違はざる者
- 四、第十二條の書類の提出又は臨検を拒み若は故なく尋問に答へざる者
- 五、第十五條の許可を受けずして議會を解散したる者
- 六、第八條、第十條、第十六條の届出若は提出を怠りたる者
- 第十九條 本則に依り知事に差出すべき書類は事務所所在地の所轄警察署を経由すべし。

附 則

第二十條 本令施行前認可を得現に存続中の議會は本則に依り許可を得たるものと看做す。
前項の議會は本則第八條の書類に規約を添へ本令施行の日より十日以内に知事に届出づべし。
(様式省略)

靜 岡 縣

○議會取締規則(昭和七年十二月二十八日 靜岡縣令第七二號)

第一條 本令に於て議會と稱するは左の各號の一に該當するものを除くの外定期に掛金を繰出せしめ抽籤入札其の他類似の方法に依り議員に對し金錢又は物品の給付を爲すものを謂ふ
一、無盡業法の適用を受くるもの
二、親族、故舊又は同一公務所、會社、工場若は商店の公務員、社員、勞務者若は店員の間に於て行ふものにして報酬

を得て議會の事務に當る係員を置かざるもの

第二條 議會を組織せむとするときは發起人に於て左の事項を具し知事の許可を受くべし之を變更せむとするとき亦同じ。

但し議則の變更に付ては議員三分の二以上の同意を要す。

- 一、發起人の本籍、住所、職業、氏名及年齢
- 二、事務所の所在地
- 三、議會の名稱及目的
- 四、議員の募集區域
- 五、議員の本籍、住所、職業、氏名、年齢及其の擔當事務
- 六、議則
- 第三條 前條の許可を受けたる後三箇月以内に第八條の届出を爲さざるときは許可は其の效力を失ふ但し已を得ざる事由に依り所轄警察署長の承認を受けたるときは此の限に在らず。
- 第四條 一口の總掛金額五百圓、一組の口數五十口、存続期間三年六箇月を越ゆる議會は之を組織することを不得す。
- 第五條 議則には左の事項を規定すべし。

- 一、名稱
- 二、事務所所在地及開講の場所
- 三、世話人の選任、報酬及責任に關する事項
- 四、存続期間及毎會の開講期日
- 五、組數及一組の口數並一口の掛金額
- 六、掛金の拂込又は取立方法
- 七、掛金延滞の場合に於ける違約金又は延滞利息に關する事

項

- 八、掛金、積立金及擔保物件の保管方法
 - 九、抽籤、入札其の他給付の順位を定むる方法
 - 一〇、入札の場合に於ける最低手取金品額の制限
 - 一一、入札差額金の處理方法
 - 一二、花籤に關する事項
 - 一三、當籤者又は落札者に對する保證又は擔保に關する事項
 - 一四、定額費用(世話人に對する報酬、募集費、消耗品費其の他毎會開講に要する一切の費用)
 - 一五、缺口處理の方法及議員の權利移轉に關する事項
 - 一六、解散及精算に關する事項
 - 第六條 他府縣に於て組織する議會の爲本縣内に於て其の議員を募集することを不得す。
 - 第七條 加入口數が議則に定むる口數に充たざるときは第一番會を開くことを不得す。
 - 第八條 第一番會の開催期日前五日目迄に議員名簿の寫を具し其の日時を所轄警察署長に届出づべし。
 - 第九條 世話人の數は二名を下り又は議員總數の十分の一を越ゆることを不得す。
- 發起人は世話人となる但し發起人の數が前項の制限に充たざ又は之を越ゆるときは議員總數三分の二以上の同意を得て世話人を定む其の改選に付亦同じ。
世話人の選任又は改選に付ては其の本籍、住所、職業、氏名

及年齢を具し前項の同意を證する書面を添付し知事の認可を受くべし。

第十條 管理人、理事、親其の他何等の名稱を以てするを問はず總て議會の役員は之を世話人と看做す。

第十一條 本令第一條の議會にして業として金錢及有價證券以外の物品の給付を爲すものに付ては當該營業者を以て議會の發起人又は世話人と看做す。但し本令第五條第三號及第九條の規定は之を適用せず。

第十二條 左に掲ぐる者は議會の發起人又は世話人となることを不得す。

- 一、破産の宣告を受け復權せざる者
- 二、禁治産者、準禁治産者
- 三、未成年者にして法定代理人の同意又は妻にして夫の許可なき者
- 四、議員に對し責に任ずるの資力及信用なしと認むる者
- 第十三條 世話人は第一番會開催後に於て生じたる缺口を補充する場合を除くの外本人及家族(同居人を含む)を合し一組に付一口を限り加入することを不得す。
- 第十四條 一口に對する給付金額又は價額は抽籤に依る場合に在りては總掛金額を超え入札に依る場合に在りては其の百分の七十を下ることを不得す。
- 第十五條 花籤の總額は毎會の總掛金額の百分の二を越ゆることを不得す。

第十六條 缺口又は掛金を爲さざる者ある場合に在りては世話人其の責に任じ其の議員の給付金品額を減少し又は掛金額を増加することを得ざるものとす。

第十七條 議員の負擔する定額費用は掛金額の百分の七を超ゆることを得ず。

第十八條 世話人は議員に講則の寫を配布し其の趣旨を周知せしむべし。

第十九條 講則を變更したる場合に於て其の變更したる事項に付亦同じ二組以上を以て組織する講會の世話人は其の會計經理に當りては各組毎に別途に處理し掛金其の他の金品を彼此流用充當することを得ず。

第二十條 世話人は毎會開議後五日目迄に別表第一號様式に依り各組毎に收支計算書を作り落札者又は當籤者と連署の上所轄警察署長に届出づべし。

第二十一條 世話人は別表第二號乃至第四號様式に依る帳簿を事務所に備へ置き議員の異動ありたるとき又は收入支出ありたるときは其の都度之に記載し次會に於て議員に之を報告すべし。但し支出は總て一件毎に證據書類を受取り置くべし。前項の帳簿及證據書類は世話人に於て滿會又は清算終了の日より三年間之を保存すべし。

第二十二條 所轄警察署長必要ありと認むるときは前條の帳簿及書類の提出を命じ又は警察官吏をして臨檢査閱せしむることを得。

前項の場合に於て世話人は之を拒むことを得ず。

第二十三條 事務所備付帳簿及書類は議員より閱覽の請求ありたるときは世話人は之を拒むことを得ず。

第二十四條 世話人は講則に定むる報酬の外何等の名義を以てするを問はず金錢又は物品を收受することを得ず。

第二十五條 世話人は左の各號の一に該當するときは第一號及第二號の場合に在りては知事に第三號及第四號の場合に在りては所轄警察署長に其の旨直に届出づべし。

一、世話人の住所、氏名に變更ありたるとき
二、世話人死亡し又は所在不明となり若し破産の宣告を受けたるとき

三、議員に異動ありたるとき
四、豫定日に開議することを得ざる時

第二十六條 第五條第四號の存續期間満了前に於て講會を解散せむとするときは世話人に於て未だ給付を受けざる者の同意書及清算方法を具し知事の許可を受くべし。

第二十七條 講會を解散し又は第五條第四號の存續期間満了したるときは世話人は一箇月以内に清算を了し其の旨知事に届出づべし。前項の期間内に清算を了すること能はざるときは知事に届出て承認を受くべし。

第二十八條 本令に基き知事に提出すべき願届は總て所轄警察署長を経由すべし。

第二十九條 知事は左の各號の一に該當するときは第二條の許可を取消し又は議員の募集を禁止し若し世話人の解任を命ず

一、本令又は本令に基きて爲す命令若し處分に違背し其の他公益を害する行爲ありたるとき
二、講會の狀況に依り議員の利益を保護する爲必要と認むるとき

第三十條 第二條の許可を受けずして講會を組織し又は本令第二十四條に違反したる者は五十圓以下の罰金、拘留又は科料に處す。

第三十一條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す
一、議員の募集に關し虚偽の手段を用ひ又は強て加入を勧誘したる者
二、許可を受けずして講則を變更したる者

第三十二條 第六條、第七條、第九條、第十三條乃至第十九條、第二十一條、第二十二條第二項、第二十三條及第二十六條の規定に違反したる者

第三十三條 第八條、第二十條、第二十五條及第二十七條の規定に依る届出を爲さざる者
五、本令に定むる帳簿若し書類に虚偽の記載を爲し又は虚偽の帳簿若し書類を作成したる者
六、第二十九條の規定に依る命令に違反したる者

第三十二條 世話人は講會の事務に關し責任を任じ自己の發意又は指揮に出でざるの故を以て處罰を免るることを得ず。

附 則

第三十三條 本令は公布の日より之を施行す。

第三十四條 本令施行の日に於て現に存する講會に付ては本令施行前に爲したる契約を完了する迄之を繼續することを得。前項の講會に在りては世話人に於て第二條の事項を具し昭和八年一月三十一日迄に届出づべし。

第三十五條 本令第十條、第十二條、第十四條、第十六條、第二十條、第二十二條乃至第三十二條の規定は前條の場合に付之を準用す。

新潟縣

○講會取締規則(大正十年十月十八日 新潟縣第五四號)

第一條 本令に於て講會と稱するは無盡講頼母子講等名稱の如何を問はず會員より金錢を受入し抽籤又は入札の方法に依り會員相互間に順次金錢の給付を爲すものを謂ふ。

第二條 本令は他の法令の規定に依り前條の行爲を爲すもの及親族間に於て行ふものには之を適用せず。

第三條 講會を組織したるものは一會毎に成立後三十日以内に責任者の住所氏名職業生年月日及規約寫を添へ所轄警察署に届出づべし。届出たる事項を變更したるとき又は講會終了したるとき又同じ。

第四條 議會責任者は様式第一號及第二號の帳簿を備へ議會金收支及現在高を明記し議會支出に對しては領收書を徴し置くべし。

第五條 警察署長及特に知事の命を受けたる官吏は何時にても前條帳簿書類の提出を命じ之を査閲し又は事務の報告を爲さしむることを得。

第六條 本令に違反し又は公益を害する虞ありと認めるときは議會を制限若しくは禁止し其他必要な處分を爲すことあるべし。

第七條 本令に違反したるものは貳拾圓未満の科料に處す。

附 則

第八條 本令施行の際本令に該當する現在議會は大正十一年一月三十一日迄に第三條、第四條の手續を爲すべし。
第九條 本令は公布の日より之を施行す
(様式は略す)

愛 知 縣

○掛金又ハ預金講社等取締ノ件(明治四十四年一月 縣令第六號改正)

講社其他何等の意義を以てするに拘はらず公衆より掛金又は預け金を爲さしめんとするものは發起人に於て其場所並關係人の住所氏名及規約方法を詳記し所轄警察官署に届出認可を受くべし其認可を受けたる事項を變更せんとするとき又同じ取締上

一、一回の總掛金二百圓以下にして議員三十名以下存続期間三箇年以内のもの

二、同一公務所の公務員間、同一會社の社員又は事務員間並同一商會又は商店の店員間に於て組織するもの

三、親族間に於て總口數の三分の二以上を拂込むもの
第三條 議會組織の許可を受けむるときは發起人に於て規約を定め左の事項を具し警察署長に願出づべし。

一、發起人の住所、氏名、年齢、職業

二、管理者の住所、氏名、年齢、職業

三、事務所所在地

四、議員募集區域

五、規約書寫

第四條 加入勸誘員を置かむるときは其の勸誘區域、住所、氏名、年齢、職業を發起人より警察署長に届出づべし。

第五條 議會の規約には左の事項を定むべし。

一、議會の名稱及目的

二、存続期間及會期

三、第六條但し書に依り存続期間を延長するときは其の事由

四、總口數並一口の掛金額

五、抽籤又は入札の方法及一回の當選又は落札數

六、開催の月日時及場所

七、管理者選任方法及其の責任に關する事項

八、掛金及掛増金取立方法及掛増金、殘金等の保管運用、處

必要ありと認めるときは認可に條件を附し又は命令を發し若は當該吏員を派遣し關係帳簿書類を検査することあるべし。

本令及本令に基きて發する條件又は命令に違背し其他公安を害するの行爲ありと認めるときは認可を取消することあるべし。

本令第一項に違背し又は第二項の検査を拒みたる者は三十日未満の拘留又は貳拾圓未満の科料に處す但し法人を處罰するとき

は其代表者を以て被告人とす。

本令は發布の日より之を施行す。

商事會社にして從來の設置に係るものは本令施行の日より一月以内に第一項の手續を爲すにあらざれば之を繼續することを不得ず。

三 重 縣

○講會取締規則(昭和二年三月四日 三重縣令第十九號)

第一條 本則に於て講會と稱するは頼母子講無盡講其他名稱の何たるを問はず多數人をして定期に一定の金品を拂込ましめ抽籤入札其他之に類似の方法に依り拂込者に對し金錢又は有價物の給付を爲すものを謂ふ。但し賭博又は富籤類似のものは此の限に在らず。

第二條 講會を組織せむとするものは事務所所在地の所轄警察署長(以下警察署長と稱す)の許可を受くべし。但し左記各號の一に該當するものは此の限に在らず。

分 に 關 する 一 切 の 方 法

九、當選者又は落札者に對する擔保又は保證に關する事項

十、配當金の處理に關する事項

十一、管理者及事務員の報酬、手當に關する事項

十二、席料、賄料、花籤其他講會の雜費に關する事項

十三、毎期の計算報告に關する事項

十四、議員脫退其他他缺口の處理に關する事項

十五、解散及満了の際に於ける清算方法

十六、規約の變更に關する事項

十七、其の他必要な事項

第六條 講會の存続期間は開催の日より滿十年一回の總掛金は二千圓を超ゆることを得ず。但し土地の状況其他特別の事由ある場合には存続期間に限り之を延長することを得。

第七條 講會の金品給付の方法にして入札に依る場合に在りては其の落札金額は一株の總掛金額の六割以下に下すことを得ず。抽籤に依る場合に在りては當選者一人の受くべき金額は一株の總掛金額を限度とするものとす。但し掛増金其他之に類似のものを附加するは此の限りに在らず。

落札又は當選者に對しては落札又は當選後の掛込金を免除することを得ず。

第八條 講會は其の管理に關し一切の責に任ずべき管理者二人以上を置くことを要す。

前項の管理者を變更せむるときは第九條の管理者、代表

者より其の事由を具し警察署長に願出之が認可を受くべし。
第九條 管理者は其の代表者一名を互選することを要す管理者は議會の事務を執行せしむる爲事務員を置くことを得。
代表者及事務員を定めたる時は十日以内に管理者より警察署長に届出づべし之を變更したるとき亦同じ。

第十條 管理者は本則又は本則に基く命令若し規約に違反したるに依り議員に與へたる損害に付ては連帶して其の責に任ずるものとす。

第十一條 管理者は營業として議會の管理を爲すことを得ず。
第十二條 管理者は議員名簿を備へ議員の異動を明記すべし。
第十三條 管理者は第一號様式の講金領收簿及第二號様式の出納明細簿を備へ收支の状況を明記し之が支出に對しては證憑を徴すべし。
前項の帳簿及證憑書類は議會満了若し解散後三箇年間之を保存すべし。

第十四條 管理者は毎年六月十二月の各末日迄に前期分の議員異動状況及講金の收支計算書を第三號様式に依り調製し警察署長に届出づべし。
第十五條 議會は中途脱退したる議員の既に掛込みたる金額に對する權利を失はしむることを得ず。

第十六條 規約は警察署長の認可を受くるにあらざれば之を變更することを得ず。
第十七條 議會は抽籤又は入札に依り未だ給付を受けざる議員

全部の承諾あるにあらざれば之を解散することを不得。

第十八條 議會にして解散又は中止したるときは管理者は其の事由を具し五日以内に其の警察署長に届出づべし。中止したる後之を開始したるとき亦同じ。

第十九條 議會にして満了又は解散したるときは管理者は二箇月以内に其の清算を完了し收支計算書を添へ清算の顛末を警察署長に届出づべし。但し特別の事由に依り二箇月以内に清算を終了し難しと認めたる時は期間延長の許可を受くべし。
第二十條 議會にして其の組織の許可を受けたる日より九十日以内に第一回の拂込を爲さざるときは許可は其の效力を失ふものとす。

第二十一條 警察官吏は隨時議會事務所を臨檢し議會備付の帳簿及關係書類を検査し又は議會開催の場所に臨檢することを得。
第二十二條 警察署長は議會の管理者が規約又は本則若し本則に基く命令に違反し其の他公益を害すべき行為を爲したるときは議會に對し之が改任を命ずることを得。
第二十三條 警察署長は議會にして本則又は本則に基く命令に違反し若し公安風俗を害するの虞ありと認むるときは規約の變更又は議會の停止若し解散を命ずることあるべし。

第二十四條 第二條の規定に違反し又は第二十三條の命令に違反したる者は五十圓以下の罰金に處す。
第二十五條 左の各號の一に該當するものは拘留又は科料に處す。

第一條 本則は警察署長に提出する議案の組織舉行せむとするときは議員の募集に關し虚偽の手段を用ひ又は強て加入を勧誘したる者

二、帳簿に虚偽の記載を爲したるもの
三、第四條、第六條乃至第九條、第十一條乃至第十四條、第十六條乃至第十九條に違反したる者

四、第二十一條の規定に基く検査若し臨檢を拒み又は虚偽の簿冊書類を提出し若し第二十二條の命令に違反したる者。

第二十六條 管理者は其の戸主、家族、同居人、事務員其他の使用人にして本則の規定に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免がることを得ず。

第二十七條 本則の罰則は之を法人に適用す。

第二十八條 本則は公布の日より之を施行す。
第二十九條 本則施行前現に組織せる議會にして一回以上拂込を了したるものは本則施行の日より一箇年以内に第二條の規定に準じ認可を受くべし。

前項の認可を受けたるものは本則に依り許可を受けたるものと看做す。

滋賀縣

○講會取締規則(大正十五年七月 縣令第七三號)

第一條 親母子無盡講其他之に類する議會を組織舉行せむとするときは講主又は管理人より左記事項を具し其の住所地の所轄警察署の認可を受くべし之を變更せむとするときは亦同じ但し親族間に於て金品融通の目的を以て組織する議會は此の限に在らず。

一、講主又は管理人の住所、氏名、身分、職業、年齢(法人に在りては其の名稱、事務所所在地、代表者の住所、氏名、身分、職業、年齢)

二、議會の目的
三、規約
四、議員募集の區域

講主又は管理人にして住所、氏名、身分、職業に異動を生じたる時は十日以内に所轄警察署に届出づべし(法人に在りては其の名稱、事務所所在地、代表者の住所、氏名、身分、職業に異動を生じたる時は亦同じ)

第二條 規約には左記事項を定むべし。
一、議會の名稱並事務所の位置
二、議會存続期間並開講の月日場所
三、總口數並一口の金額
四、議會の方法並實掛人と空掛人との權利義務に關する事項
五、講主又は管理人の責任に關する事項
六、講金品の保管並處分方法
七、解散並違約者處分に關する事項

第三條 議會の存続期間並開講の月日場所
第四條 議會の方法並實掛人と空掛人との權利義務に關する事項
第五條 講主又は管理人の責任に關する事項
第六條 講金品の保管並處分方法
第七條 解散並違約者處分に關する事項

八、其の他必要と認むる事項

第三條 講主及管理人は議會認可後一箇月内に議員の住所、氏名及其の加入口數金額を所轄警察署に届出づべし。

第四條 議員の募集に關し詐欺誘惑等の手段を用ひ又は強て加入を勧誘すべからず。

第五條 講主及管理人は議會に關する帳簿を備へ金品の收支及現在高を明記し支出に關しては一事件毎に領收書を徴し置くべし。

前項の帳簿並書類は滿講又は解散後と雖も所轄警察署の認可を受くるに非ざれば之を廢棄することを得ず。

第六條 警察署に於て必要と認むるときは帳簿書類の提出を命じ又は隨時警察官吏をして臨檢査閱せしむることあるべし。

第七條 議會の目的方法にして公安風俗を害し又は講主若は管理人にして議會に關し不正の行爲ありと認むるときは其の認可を取消することあるべし。

第八條 他府縣に於て認可を経たる議會にして本縣内に議員を募集せむとするときは本則に依るの外本縣内に住所を有する管理人を定むべし。

第九條 第一條、第三條、第四條、第五條、第八條に違反し若は第六條の帳簿書類の提出又は臨檢査を拒みたる者は拘留又は科料に處す講主又は管理人にして規約違背の處置を爲したるとき亦同じ。

法人にして本則に違背したるときは前項の罰則は之を其の代

之を届出づべし。

第三條 前條の講規約書には左の各號の事項を記載すべし。

一、議會の名稱及事務所の位置

二、發起人、管理人、世話人等の本籍、住所、氏名、年齢、職業（管理人二人以上あるときは其の代表者を明示すべし）

三、議會組織の目的

四、議員募集の區域

五、豫定口數、一口一回の豫定掛込金額並其最低手取金高及議會存続期間

六、開講の日時、場所

七、講金給付の決定方法

八、掛込並給付金品及割戻金品收支の日時、場所並其方法

九、落札、當籤者其他講金品の給付をうけたるもの、債務に對する保證方法

十、擔保物件及講金品の保管方法

十一、議會に要する費用（花籤及發起人、管理人、世話等の報酬を含むの收支豫算）

十二、掛込金延滞及缺口の場合に於ける處理方法

十三、中途脱退者及殘存議員の權利義務

十四、發起人、管理人、世話人等權利義務

十五、講規約變更及議會の停止解散に關する方法

十六、前各號以外の講規約あらば其の事項

第四條 管理人及世話人は相當資産信用を有する者にして左の

表者に適用す。

附 則

本令は發布の日より之を施行す。

本則施行前組織したる議會は本年十一月三十日迄に議員名簿を添へ第一條に準じ認可を受くべし。

從來法人の組織舉行したる議會は本令施行の日より一箇月以内に第一條の認可を受くるにあらざれば之を繼續することを不得す。

兵庫縣

○講會取締規則（大正十四年九月）
（兵庫縣令第四十號）

第一條 本則に於て議會と稱するは頼母子講、購買會其他何等の名稱を以てするを問はず議員より金錢、有價證券其他の有價物を掛け込ましめ抽籤、入札其他類似の方法に依り議員相互間に之が給付をなすものにして無盡業法の適用を受けざるものを謂ふ。

第二條 議會を組織せむとするときは管理人を定め議員募集着手十日前管理人より講規約書を添へ所轄警察官署（主たる事務所々轄警察官署を謂ふ以下同じ）に届出づべし。

所轄警察官署は前項の講規約書に必要と認むる書類の添附を命ずることあるべし。

前二項に依り届出たる事項に變更を生じたるときは直ちに

各號の一に該當せざる者なることを要す。

一、未成年者、夫の同意なき妻

二、禁治産者、準禁治産者

三、破産の宣告若は家資分散處分を受け其の確定したるときより復権の決定確定するに至るまでの者

四、賭博又は財産権を犯す罪に依り罰金刑以上の刑に處せられたる者にして刑の終了後五ヶ年を経過せざる者

第五條 管理人は議員の募集を終了したるときは議員の住所、氏名及引受口數を三日以内に所轄警察官署に届出づべし之に異動を生じたるとき亦同じ。

第六條 議會に關し左の各號の一に該當する行爲をなすべからず。

一、議員募集に關し虚偽の手段を用ひ又は強ひて加入を勧誘すること

二、虚偽其他の不正手段を以て落札者、當籤者等の利益を害すること

三、帳簿若は關係書類に虚偽の記載をなし又は警察官吏の質問に對し虚偽の申述を爲すこと

第七條 管理人は議員の死亡、逃走等の爲め講金を徴收する能はざるに至りたるとき其他講の利害に關し重大なる影響を及ぼす虞ある事項の發生したるときは遅滞なく所轄警察官署に届出づると共に議員に通知することを要す。

第八條 議會を停止又は解散せんとするときは管理人より三日

以前に處務警察官署に届出づべし。

二、第十三條の規定に基く命令に違反したる者。

第九條 管理人は左の帳簿を作成し所定の事項を記入すべし。

第十五條 本則に規定したる違反行為を教唆し又は補助したる者は各本條に照し之を罰す。但し情狀に依り其の刑を免除することを得。

一、講員名簿(第一號様式)

第十六條 講會の管理人(管理人二以上あるときは其の代表者)は家族、同居者、世話人其の他の従事者に於て本則に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の責を免るることを得ず。

二、收支明細簿(第二號様式)

第十七條 法人にして本則又は本則に基き發する命令に違反したるときは其の罰則は之を代表者に適用す。

三、講會日記(第三號様式)

第十八條 本則は大正十四年九月十五日より之を施行す。

四、講通帳(本通帳には規則第三條第一項各號の事項を記載し一日毎に講員に交附すべし)

第十九條 本則施行前組織したる現存講會は本則施行の日より一ヶ月以内に在來の講規約書を添へ第三條第一項第二號の事項及講員の住所、氏名並其の引受口數を管理人より所轄警察官署に届出づべし。

第十條 管理人は講員より帳簿其他の書類閲覧を請求ありたるときは正當の理由あるに非れば之を拒否することを不得。

第二十條 前條に依り届出ありたる講會に付ては第二條第一項第三條乃至第五條、第九條の規定及其の罰則を適用せず。但第四條の規定は本則施行後管理人、世話人を變更するときは之を適用す。

第十一條 講會終了又は解散したるときは管理人に於て遅滞なく其の收支を清算し清算終了後五日以内に收支計算書を所轄警察官署に提出すべし。

第二十一條 所轄警察官署左記各號の一に該當するものと認むるときは管理人に對し講員募集の停止、講會の停止解散又は規約若し管理人、世話人の變更を命じ其他取締上必要なる命令を發することあるべし。

第十二條 警察官吏に於て公益上必要と認むるときは帳簿並關係書類を査閲し又は事務所若し開講場所に臨檢し或は講員に對し質問することあるべし。

第二十二條 前條に依り届出たる事項に變更を生じたるときは直ちに届出づべし。

第十三條 所轄警察官署左記各號の一に該當するものと認むるときは管理人に對し講員募集の停止、講會の停止解散又は規約若し管理人、世話人の變更を命じ其他取締上必要なる命令を發することあるべし。

第二十三條 本則を遵守する能はずと認めたるるとき

一、本則を遵守する能はずと認めたるるとき

一、公安風俗を紊すの虞ありと認めたるるとき

第十四條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す。

一、第二條、第五條乃至第十一條及第十九條の規定に違反し

廣島縣

○講會取締規則(明治三十一年十一月十二日)

(廣島縣令甲第六四號)

第一條 講、會社、組合其他何等の名稱を以てするを問はず貯金、金融、相互救済、物品又は有價證券の販賣等の目的を以て公衆に對し會員を募集し又は類似の方法に依りて金錢を募集せむとする者は會主、社長又は發起人等より左記事項を具し所轄警察官署に届出認可を受くべし其の事項を變更せむとするとき亦同じ。

一、名稱

二、目的

三、方法

四、募集の地域

五、掛込並拂戻金額其他收支計算明細書

六、存立期間、開會期日及會場

七、趣意書、規約書案

八、事務所並出張所の位置

九、會主、發起人、役員の屬籍、住所、氏名、年齢、職業及履歷書

十、報酬又は手数料を給するものあるときは其の人名及金額

第二條 他府縣に於て組織したる講會と雖本縣内に於て會員を募集せむとするものは本則の規定に従ふべし。但他府縣の認

可を経たるものは其の認可書の寫を添付すべし。

第三條 警察官は事務所、出張所、會場に臨檢し又は諸帳簿を檢査することあるべし。

第四條 認可の後と雖風俗又は秩序を害する狀況ありと認むるときは其の認可を取消すことあるべし。

第五條 削除

第六條 認可を取消し又は既に組織せる講會に對し認可を拒否したるときは警察官署に於て期間を指定し精算書を差出さしむることあるべし。

第七條 本則第一條、第二條、第五條に違反し又は第三條の臨檢若し檢査を拒み又は第六條の命令に違反し又は虚偽の申立を爲したるものは三十日未満の拘留又は二十圓未満の科料に處す。

第八條 法人の業務に關し其の代表者又は従業者本則に違反したるときは法人を前條の科料に處す法人を罰すべき場合に於ては法人の代表者を被告人とす。

第九條 本則第一條に該當する會員より現在金錢を募集する者は本年十一月二十日迄に届出認可を受くべし。

附 則
大正二年十月縣令四十八號改正

從來認可を得て講會を組織したるものは更に届出を要せず。

以上

島根縣

○金融議會取締規則(大正三年七月 島根縣令第十八號)

第一條 本則に於て金融議會と稱するは講、會社、組合其の他何等の名稱を以てするを問はず貯金、金融、物品賣買又は相互救済等の目的を以て公衆若は募集したる會員より掛金又は預金を爲さしむるを謂ふ。

第二條 本則は他の法令の規定に依り第一條の行爲を爲すことを目的とするもの及左の各號の一に該當するものに對しては之を適用せず。

一、公務所の公務員間に於て行ふもの
二、一會社の社員又は事務員間に於て行ふもの但し職工其他の労働者を除く

三、一商店の店員間に於て行ふもの
四、親族間に於て行ふもの

五、警察官署に於て本則を適用するの必要なしと認めたるもの

第三條 金融議會を組織せむるときは會主、社長又は發起人等より左記事項を具し所轄警察官署に届出認可を受くべし其の事項を變更せんとするとき亦同じ。

一、名稱
二、目的

三、方法

四、募集の區域

五、掛金又は預金等の收支並保管の方法

六、存立期間、開會期日及會場

七、趣意書、規約書

八、事務所並出張所の位置

九、會主、管理人の住所氏名

十、報酬又は手数料等を給するものあるときは其の氏名及金額

第四條 他府縣に於て組織したる金融議會にして本縣内に於て會員を募集せむるときは本縣内に事務所を定め前條の事項を具し其の所在地警察官署に届出認可を受くべし但し他府縣の認可を受けたるものは其の認可證の寫を添付すべし

前項の認可を受けたるものに對しては本則の規定を準用す
第一項の認可を受けたるものにして他府縣に於ける認可を取消され又は事業の中止制限を命ぜられたるときは五日以内に事務所々在地の警察官署に届出づべし

第五條 會員の募集若は掛金又は預金の周旋に従事せむとする者は左記事項を具し所轄警察官署に届出認可を受くべし

一、金融議會の管理人と契約條項
二、募集又は周旋の區域

第六條 第三條の認可を受けたる後金融議會成立したるときは五日以内に會員の住所氏名を具し其の旨所轄警察官署に届出

づべし

前項の届出後會員に異動を生じたるときは其住所氏名及事由を具し五日以内に届出づべし。

第七條 第三條の認可を受けたる後五十日以内に議會成立せざるときは認可の効を失ふ。

第八條 金融議會には會主及管理人連帶の責任を以て附録様式の帳簿を備へ講金收支及現在高を明記し使用三ヶ年間の之を保存すべし講金の支出に對しては領收證を徴し置き前項の期間之を保存すべし。

第九條 警察官署に於て必要と認むるときは第八條の帳簿書類の提出を命じ若くは警察官吏をして臨檢査閱せしめ又は事務の報告を爲さしむることあるべし。

第十條 本則に違背し又は公安を害し若は風俗を紊るの虞ありと認むるときは事業を停止若は制限し又は認可を取消することあるべし。

第十一條 金融議會の終了又は認可を取消し若は既に組織せる金融議會に對し認可を拒否したるときは警察官署に於て期間を指定し精算書の提出を命ずることあるべし。

第十二條 左の各號の一に該當するものは拘留又は科料に處す。

一、第三條、第四條第一項第三項、第五條、第六條、第八條に違背したる者
二、第九條、第十一條の命令に従はざる者又は虚偽の書類を

提出したる者

第十三條 法人の業務に關し其の代表者又は從業者本則に違背したるときは法人を前條の科料に處す。
法人を處罰すべき場合に在りては法人の代表者を被告人とす。

附 則

第十四條 本則施行の際現に第一條に該當する行爲を爲す者は大正三年八月三十一日迄に第三條の手續を爲し認可を受くるに非れば之を繼續することを得ず。
以 上

鳥 取 縣

○議會取締規則(大正三年六月六日 縣令第二十二號)

第一條 頼母子講、無盡講又は之に類似の議會を組織せむとする者は左記事項を具し議員並管理人の記名調印を爲したる規約書を添へ所轄警察官署に願出で認可を受くべし其の之を變更せむとするとき亦同じ。

一、議員並管理人の住所氏名身分職業生年月日

二、議會の目的

三、議員募集の區域並方法

議員又は管理人にして住所、氏名、身分、職業に異動を生じたるときは十日以内に所轄警察官署に届出づべし。

第二條 議會の規約には左記事項を定むべし。

- 一、議會の名稱並事務所の位置
 - 二、議會存続期間並開議の定日及場所
 - 三、總口數並登口の金額
 - 四、議會の方法並實掛人空掛人との權利義務に關する事項
 - 五、管理人の責任に關する事項
 - 六、講金品の保管並處分方法
 - 七、解散並違約者處分に關する事項
 - 八、其他必要と認むる事項
- 第三條 日掛組織に依る議會は管理人より掛金の集金に従事する者の住所、氏名、身分、職業、生年月日等をも具し所轄警察官署に届出て認可を受くべし其之を變更したるときは亦同じ。
- 第四條 議員の募集に關し詐欺誘惑の手段を用ひ又は加入を強要すべからず
- 第五條 管理人は議會に關する金品の收支及現在高を明記したる帳簿を備へ尙收支に關する證憑書類を徴し置くべし。
- 前項の帳簿並書類は滿議又は解散後と雖所轄警察官署の認可を受くるに非ざれば之を廢棄することを得ず
- 第六條 警察官署に於て必要と認むるときは帳簿其他の書類の提出を命じ又は警察官吏をして臨檢査閱せしむることあるも管理人は之を拒むことを得ず。
- 第七條 左記各號の一に該當するときは議會の認可を取消すべし。

とあるべし。

- 一、本則に違反したるとき
- 二、公安風俗を害し又は害する虞あるとき
- 三、議會に不正の行爲ありたるとき
- 第八條 警察官署に於て議會の管理人を不適任と認めたる時は之が改任を命ずることあるべし
- 第九條 他府縣に於て認可を経たる議會にして本縣内に議員を募集せむとするときは本則に依るの外本縣内に住所を有する管理人を定むべし。
- 第十條 何等の名義方法を以てするに拘らず銀行條例及貯蓄銀行條例に依る銀行業者並無盡業法に依る無盡業者又は民法第三十四條の法人を除くの外募集したる會員より預金を爲さしめむとする者には本則を準用す。
- 第十一條 第一條、第三條乃至第六條、第九條に違反したる者は拘留又は科料に處す管理人にして規約違反の處置を爲したるとき亦同じ

香川縣

附則
本令は發布の日より之を施行す。
本令施行前に組織したる議會は大正三年七月三十日迄に第一條に準じ認可を受くべし。

○講會取締規則(大正十四年八月) 縣令第一八號

第一條 頼母子講購買會其他之に類似の目的を以て議會を組織したる者は主幹者より目的、名稱、事務所、議會存続期間をも具し七日以内に事務所所在地所轄警察官署に届出づべし但し同一の公務所、會社、商店内の事務員を限り若は親族間に於て組織するものは此の限に在らず。

- 第二條 議會其の主幹者を變更したるときは後任主幹者より解散したるときは主幹者より七日以内に所轄警察官署に届出づべし。
- 第三條 主幹者は議會の規約を定め事務所に存置すべし規約には左の事項を具備すべし。
- 一、目的
 - 二、名稱
 - 三、事務所
 - 四、口數及一口の金額並其の掛込及掛戻の方法
 - 五、議會存続期間並開議の時期及場所
 - 六、主幹者の責任に關する事項
 - 七、議會員の權利義務に關する事項
 - 八、議會金員の收支融通及保管方法
 - 九、違約者處分の方法
 - 十、議員退會し若は除名せられ又は議會解散し若は禁止せられたる場合に於ける處理方法
- 第四條 主幹者は議會に關する帳簿を調製し金品の收支現在高を明記し支出に關しては一事件毎に領收證を徴し事務所に存

置すべし。

- 第五條 警察官吏に於て必要と認めたるときは規約帳簿證憑書類の檢閲を爲すことあるべし。
- 第六條 公安上必要と認むるときは議會の禁止を命ずることあるべし。
- 第七條 第一條、第三條、第四條に違反し又は第五條の檢閲を拒み若は第六條の命に従はざる者は拘留又は科料第二條に違反したる者は科料に處す。

福岡縣

○講會規則(昭和三年九月二十日)

- 第一條 本令に於て議會と稱するは頼母子講、仕立講等其の名稱の如何を問はず一定の口數を定め金錢其他を離出せしめ抽籤入札其他類似の方法に依り離出者に對し金錢其他の給付をなすを謂ふ。
- 第二條 議會を組織せむとするときは主たる議員募集地に事務所を設け世話人連署を以て事務所所在地所轄警察署長に申請し許可を受くべし
- 前項の申請書には左記事項を記載し講則を定め之を添付すべし。
- 一、世話人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日
 - 二、議會の名稱及目的

- 三、事務所の所在地
- 四、議員募集の區域
- 第三條 前條の許可は許可の日より三月以内に第一番會を開くことを得るときは其の效力を失ふ。
- 第四條 議則には左記の事項を規定すべし。
 - 一、名稱
 - 二、目的
 - 三、議員募集區域
 - 四、事務所所在地及開議の場所
 - 五、世話人の選任、報酬及責任に關する事項
 - 六、每會の開議期日及存続期間
 - 七、總口數及一口の掛込金品額
 - 八、掛込金品の取立又は拂込方法
 - 九、掛込延滞の場合に於ける違約金又は遅延利息に關する事項
 - 一〇、掛金、積立金、品及擔保物件の保管方法
 - 一一、抽籤入札其他給付の順位を定むる方法
 - 一二、入札の場合に於ける最低手取金品額の制限
 - 一三、入札差額の金品處理の方法
 - 一四、花籤に關する事項
 - 一五、掛込金品に對する保證又は擔保に關する事項
 - 一六、定額費用(募集費、集金費、席料、消耗品費其他毎回開議に要する一切の費用)

- 一七、金錢以外のものを以てする議會に在りては其の計算方法
- 一八、缺口處理の方法及議員の權利、移轉に關する事項
- 一九、解散及清算に關する事項
- 第五條 議則を變更せむとするときは議會に於て議員三分の二以上の出席を要し其の三分の二以上の同意を得所轄警察署長の許可を受くべし世話人辭任若は變更せむとするとき亦同じ。
- 第六條 他府縣に於て組織し又は組織せむとする議會の爲め本縣内に於て其の議員を募集することを得ず。
- 第七條 總掛金額三千圓又は總掛金品の時價三千圓總口數百五十存続期間十年を超ゆる議會は之を組織することを得ず。
- 第八條 加入口數が總口數に満たざるときは第一番會を開くことを得ず。
- 第九條 抽籤の方法を用ふる議會に在りては給付金品額は總掛金品額を超ゆることを得ず。
- 第十條 當籤者、落札者等給付を受けたる者を退議せしむる方法を議することを得ず。
- 第十一條 花籤の總額は總掛金品額の百分の二を超ゆることを得ず。
- 第十二條 定額費用は總掛金品額の百分の三を超ゆることを得ず。但し第一番會に限り百分の五迄に及ぶことを得。
- 第十三條 世話人は議員たることを要す世話人の數は議員總數

の十分の一を超ゆることを得ず。

- 發起人、管理人、理事、親等其の他何等の名義を以てするを問はず總て役員は之を世話人と看做す。
- 第十四條 世話人は何等の名義を以てするを問はず他の議會の世話人となることを得ず。但し所轄警察署長の許可を受けたるときは此の限にあらざ。
- 第十五條 世話人の加入口數は本人及家族(同居人を含む)を合し二口を超ゆることを得ず。
- 第十六條 世話人は何等の名義を以てするを問はず議則所定外の報酬又は利益を受くることを得ず。
- 第十七條 世話人は毎回開會後五日以内に別記第三號様式により收支計算書を作り其の落札者又は當籤者と連署の上所轄警察署長に届出べし。
- 第十八條 世話人は別記第一號乃至第四號様式に依る帳簿を事務所に備へ置き議員の異動ありたるとき又は收入支出ありたるときは其の都度之に記載し直次の會に於て之を報告すべし但し支出は凡て一件毎に證憑書類を受取り置くべし。
- 前項の帳簿及證憑書類は世話人に於て滿會又は清算結了の日より三年間保存すべし。
- 第十九條 議員は世話人に對し前條の帳簿及證憑書類の閲覧を請求することを得。
- 第二十條 左の各號の一に該當するときは世話人に於て其の旨直に所轄警察署長に届出づべし但し第一號の場合に於ては議

員名簿の寫を添付すべし。

- 一、第一番會を開かむとするとき
- 二、開會豫定日に開會することを得ざるとき又は抽籤入札其他給付の順位を定むる方法を行ふ能はざるとき
- 三、解散又は期間満了したるとき
- 四、世話人の住所、氏名に變更ありたるとき
- 五、世話人の死亡、所在不明、又は破産の宣告を受けたるとき
- 第二十一條 警察官吏は議會事務所に隨檢し帳簿及書類の検査を爲すことあるべし。
- 第二十二條 所轄警察署長必要あるときは世話人をして議會の收支計算の報告を爲さしめ又は其の狀況を檢査し若は必要なる帳簿書類を提出せしむることを得。
- 第二十三條 所轄警察署長は議會の狀況に依り議員の利益を保護する爲め必要と認めたるるとき若は世話人が法令議則又は所轄警察署長の命令處分に違反し其の他公益を害すべき行爲を爲したるときは議員の募集及議會の停止若は世話人の改任を命じ又は議會組織の許可を取消すことを得。
- 第二十四條 左の各號の一に該當する議會に付ては第二十五條第二十六條の規定を除くの外本令を適用せず。
- 一、親族間に於て組織するもの
- 二、同一の公務所、會社、工場等の公務員、社員、事務員等の間に於て組織するもの

- 三、總口數三十以下にして總掛金額百圓又は總掛品の時價百圓を超へざるもの
- 第二十五條 前條の規定による議會を組織したるときは左の事項を具し直に所轄警察署長に届出づべし。
 - 一、世話人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日
 - 二、議會の名稱及目的
 - 三、事務所の所在地
 - 四、總口數及一口の拂込金額
 - 五、毎會の開講期日及存続期間

前項の議會にして満了又は解散したるとき若は其の議會に關し重要な事故發生したるときは直ちに其の旨所轄警察署長に届出づべし。

- 第二十六條 左の各號の一に該當するものは拘留又は料料に處す。
 - 一、第二條第一項第五條乃至第十二條、第十三條第一項、第十四條乃至第十八條及第二十條、第二十五條の規定に違反したるもの
 - 二、第十九條の規定による請求を正當の事由なくして拒みたるもの第二十一條の隨檢を拒みたる者
 - 三、第二十二條の規定に依る報告又は書類の提出を爲さず若は檢査を拒みたる者第二十三條の規定に依る命令又は處分に從はざる者及議員又は世話人にあらずして濫に議會の事務に介入したるもの

- 第二十七條 本令は公布の日より之を施行す。
 - 第二十八條 左記各號の一に該當する議會は本令施行前に爲したる契約の完了する迄之を繼續することを得。
 - 一、本令施行前已に認可を受け組織したるもの
 - 二、從來認可を要せざるものにして本令に於て許可を要すべきもの
- 前項の場合に於ては第五條及第十七條乃至第二十三條の規定を準用す第一項第二號に該當する議會に在りては世話人に於て第四條に掲ぐる事項を具し昭和三年十月三十一日迄に所轄警察署長に届出づべし。

長崎縣

○議會取締規則(大正十三年十一月四日縣令第四六號) 昭和四年三月一日縣令第二四號改正)

- 第一條 本則に於て議會と稱するは名稱の何たるを問はず一定の會員をして金品を掛け込みしめ抽籤、入札其他類似の方法に依り會員に金錢又は有價物の給付を爲すを謂ふ。
- 第二條 議會には會員中より選任したる二人以上の管理人を置くことを要す。
- 第三條 議會を組織せむとするときは募集區域を定め管理人より會員の記名捺印したる規約書を添へ主たる事務所々在地所轄警察署に申請し認可を受くべし規約書の内容を變更せむとするとき亦同じ。

第四條 規約書には左の事項を具備すべし。

- 一、名稱目的及事務所々在地
 - 二、總口數及一口掛金額
 - 三、議會の存続期間開會の定日及場所
 - 四、掛金取立の方法
 - 五、保證又は擔保に關する事項
 - 六、議金及擔保物件保管に關する事項
 - 七、會員の脱退其他缺口處理に關する事項
 - 八、會員の權利義務承繼に關する事項
 - 九、抽籤又は入札に關する事項
 - 十、管理人の選任方法及責任に關する事項
 - 十一、規約書變更に關する事項
 - 十二、席料、賄料、花籤其他の費用に關する事項
 - 十三、花籤又は配當金の處理に關する事項
 - 十四、報酬又は手数料を受くるものあるときは其の氏名任務及金額
 - 十五、解散に關する事項
 - 十六、計算報告に關する事項
 - 十七、前各號の外必要と認むる事項
- 第五條 議會の存続期間は初會開催の日より滿十年を超ゆることを得ず但特別の事由に依り警察署の認可を得たるときは此の限に在らず。
- 第六條 議會の給付金額は千五百圓を超ゆることを得ず但特別

の事由に依り警察署の認可を得たるときは此の限に在らず。

第六條の二 當籤者落札者給付を受けたる者を脱退せしめ其の他射伴の方法を内容とする議會は之を組織することを得ず。

第六條の三 左の場合に於ては所轄警察署長の認可を得ることを要す。

- 一、他府縣に於て組織し又は組織せむとする議會の爲め本縣内に於て其の議會員を募集するとき
- 二、議會の總口數を超ゆるとき
- 三、管理人何等の名稱を以てするを問はず他の議會の管理人たらむとするとき
- 四、管理人の加入口數本人及其の家族(同居人を含む)を合し二口を超ゆるとき
- 第五條 管理人は附録第一號乃至第三號様式の帳簿を備へ會員の異動、掛金品の收支及現在高を明記し之が支出に對しては領收證を徴し置くべし。
- 第六條 前項の帳簿及關係書類は議會終了若くは解散後五ヶ年間之を保存すべし但し警察官署の承認を得たるときは此の限に在らず。
- 第七條の二 管理人は何等の名義を以てするを問はず講則所定以外の報酬又は利益を受くることを得ず。
- 第七條の三 管理人は毎議會開會後二十日以内に第四號様式の收支計算書を作り其の落札者又は當籤者と連署の上事務所々在地所轄警察署長に届出づべし。

- 第八條 管理人に異動を生じたる時、十日以内に新舊管理人連署を以て其の旨所轄警察署へ届出づべし但し連署すること能はざるときは其の理由を具すべし。
- 第九條 講會終了し又は中途解散したるときは五日以内に管理人たりし者より其の旨所轄警察署に届出づべし但し中途解散の場合は收支計算表を添付し且つ事情を具すべし。
- 第十條 警察官吏は講會の簿冊及關係文書を檢査し又は講會開催の場所に臨検することあるべし。
- 第十一條 警察署は講會にして確實を缺き又は本則に違反し若は公安を害するの虞ありと認むるときは解散を命じ其の他必要なる處分を爲すことを得。
- 第十二條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す。
 - 一、會員募集に關し虚偽の手段を用ひ又は強て加入を勧誘したる者
 - 二、帳簿に虚偽の記載を爲したる者
 - 三、第二條、第三條、第六條乃至第八條の規定に違反したるもの
 - 四、第十條の規定に基く檢査若は臨検を拒み又は虚偽の簿冊書類を提示若は第十一條の處分に違反したる者
- 第十三條 左の各號の一に該當するものに對しては本則を適用せず。
 - 一、無盡業法の適用を受くるもの
 - 二、同一公務所の公務員間に於て行ふもの

- 三、同一會社の社員又は事務員間に於て行ふもの
 - 四、同一事務所の事務員間に於て行ふもの
 - 五、同一商店の店員間に於て行ふもの
 - 六、親族間に於て行ふもの
 - 七、總口數十日未滿又は一回離出金總額百圓未滿のもの
- 第十四條 管理人は其の戸主、家族、同居人、雇人、其の他の使用人にして本則の規定に違反したるときは自己の指揮に出でざる故を以て處罰を免るゝことを得ず
- 第十五條 法人の代表者法人の業務に關し本則の規定に違反し又は本則の規定に基づく處分に違反したるときは其の罰則を法人に適用す。

附 則

本令は公布の日より之を施行す。
 本令施行前組織したる講會に對しては本令を適用せず但し第三條第二項第七條の二、第七條の三の場合は此の限に在らず。

大分縣

○頼母子講無盡講取締令(第三十四號)

明治四十一年九月大分縣令第六十一號頼母子講無盡講取締令左の通り改正す。

○頼母子講取締に關する件
 第一條 公衆を會して頼母子講、無盡講及之に類似のものを興

行せんとするときは其の發起人より左の事項を具したる規約書を添へ所轄警察官署を経て當廳の許可を受くべし之を變更せんとする場合亦同じ。

- 一、興行の目的及其の計畫方法
- 二、興行の場所並に年月日時及其の期間
- 三、豫定口數並に一口の掛金高
- 四、加入者の募集區域
- 五、發起人に於て負擔する口數
- 六、掛金の總費途及掛戻方法
- 七、前各號の外頼母子にして工事に關する事業を遂行せんとするものなるときは設計の大要並に收支概算
- 第二條 發起人は第一條の認可を受けたる後第一回開會前住所、氏名を記したる加入者名簿を當廳に提出すべし。
- 第三條 認可を受けたる後三ヶ月以内に開會せず若しくは公益上必要と認むるときは何時にても認可を取消し又は興行を禁止することあるべし。
- 第四條 第一條の規定に違反したる者は拘留又は科料に處す。

附 則

第五條 本令は發布の日より之を施行す。

沖 繩 縣

○模合取締規則(大正六年九月十五日) 縣令第二二二號

第一條 法令に別段の規定あるものを除くの外模合を組織せむとするときは講主又は管理人より左の事項を具し所轄警察官署に願出許可を受くべし其の之を變更せむとするとき亦同じ。

- 一、講主又は管理人の原籍、住所、職業、氏名、年齢
- 二、模合目的
- 三、契約書の寫
- 四、模合の豫定收支計算書
- 五、筆者を置く場合は其の住所、職業、氏名、年齢
- 第二條 契約書には左の事項を定むべし。
 - 一、事務所の位置
 - 二、開會の日時場所
 - 三、總口數並一口の金額
 - 四、模合の存続期間
 - 五、模合の方法及加入者の權利義務に關する事項
 - 六、講主又は管理人の責任に關する事項
 - 七、講主又は管理人筆者等の報酬手数料其の他の利益に關する事項
 - 八、席料其の他雜費支出の方法
 - 九、模合金品の保管方法
- 一〇、違約者處分に關する事項
- 一一、加入者の脱退及缺口處理に關する事項
- 一二、模合の満了並に解散の場合に關する事項

一三、其の他必要と認むる事項

第三條 許可を受けたるときは速に模合を組織し十日以内加入者の住所、氏名、年齢、口数を所轄警察官署に届出づべし。許可を受けたるときより六十日以内に模合成立せざるときは許可は其の效力を失ふ但認可を得たる場合は此の限りに非らず。

第四條 左記各號の一に該當する模合は之を許可せず。

一、模合の存続期間五年を超ゆるもの

二、模合の給付金額千圓を超ゆるもの

三、模合の口數百を超ゆるもの

四、模合の方法又は目的公安を害し若は不確實なりと認むるもの

五、講主又は管理人不適當なりと認むるもの

第五條 講主又は管理人は模合に關する帳簿(別紙様式)を備へ開會の都度金品の收支及現在高を明記し支出に關しては一件毎に證據書類を徴し置くべし。

加入者又は利害關係者に於て前項の帳簿書類の閲覧を求めたるときは之を拒むことを得ず。

第一項の帳簿は豫め所轄警察官署の検印を受くべし

第六條 前條の帳簿模合書類は講主又は管理人に於て模合の満了又は解散後十年間之を保存すべし。

第七條 警察官署に於て必要と認むるときは前條の帳簿書類の提出を命じ又は警察官吏をして臨檢査閱せしむることあるべし。

第八條 模合加入者又は其の加入口數に異動を生じたるときは

講主又は管理人より十日以内に所轄警察官署に届出づべし。

第九條 模合満了又は解散したるときは講主又は管理人より一箇月以内に出納明細書を添へ所轄警察官署へ届出づべし

第十條 模合の方法又は目的公安を害し又は講主若は管理人本則に違反し又は模合に關し不正の行爲ありたるときは許可を取消することあるべし。

第十一條 誇大又は虚偽の事項を表示し若は強て模合の加入を勧誘したる者は三十日未満の拘留又は二十日未満の科料に處す。

第十二條 本則第一條、第三條第一項、第五條第一項第三項、

第六條、第八條、第九條に違反し若は第七條の命令又は査問を拒み若は正當の理由なくして第五條第二項の閲覧を拒みたるときは講主又は管理人を三十日未満の拘留又は二十日未満の科料に處す第五條の帳簿に記載すべき事項を記載せず又は虚偽の事項を記入したるとき亦同じ。

附 則

第十三條 本則施行の際現に存続中の模合には本則第一條乃至

第四條及第五條中帳簿様式に關する規定を適用せず但し講主又は管理人は本則施行の日より二箇月以内に左の事項を所轄警察官署に届出づべし。

一、本則第一條及第二條各號の事項

二、模合組織の年月日

三、模合加入者の住所氏名加入口數及掛送の區別
前項の届出を怠りたる者は二十日未満の科料に處す。

宮 崎 縣

○講會取締規則(大正十五年四月九日)

沿革 昭和七年一月縣令第二八號改正

第一條 本令に於て講會と稱するは頼母子講、無盡講其の他名稱の何たるを問はず多數人をして定期に一定の金品を拂込ましめ抽籤入札其の他之に類似の方法に依り掛込者に對し金錢又は有價物の給付を爲すものを謂ふ但し賭博又は富籤に類似するものは此の限に在らず。

第一條之二 本令に於て開催と稱するは加入株第一回の總掛込及一回所定の給付を爲すを謂ふ。

第二條 講會は警察官署長の許可を受くるに非ざれば之を組織することを得ず但し左記各號の一に該當するものは此の限に在らず。

一、一回の總掛金百圓未満にして議員三十名未満、存続期間二箇年以下のもの

二、同一公務所の公務員間、同一會社の社員又は事務員間並

同一商會又は商店の店員間に於て行ふもの

三、親族間に於て行ふもの

第三條 講會組織の許可を受けむとするときは左記事項を具し

發起人二人以上連署の上規約書二通を添へ主たる事務所々在地所轄警察官署長(以下單に警察官署長と稱す)に願出づべし。

一、發起人の住所、氏名、年齢及職業

二、講會管理人の住所、氏名、年齢及職業

三、事務所々在地

第四條 加入勸誘員を置かむとするときは其の勸誘區域、住所、氏名、年齢、職業を發起人より警察官署長に届出づべし。

第五條 講會の規約には左記事項を具備することを要す。

一、講會の目的及名稱

二、存続期間

三、總株數並一株の掛金

四、抽籤又は入札の方法及一回の當籤又は落札數

五、開催の月日時及場所

六、管理者選任方法及其の責任に關する事項

七、掛金及掛増金取立方法並掛増金、殘餘金等の保管、運用、處分に關する一切の方法

八、當選者又は落札者に對する擔保又は保證に關する事項

九、配當金の處理に關する事項

一〇、管理者及事務員の報酬、手當等に關する事項

一一、席料、賄料、花籤其の他講會の雜費に關する事項

一二、毎期の計算報告に關する事項

一三、議員脱退其の他缺株の處理に關する事項

一四、解散及満了の際に於ける清算方法

一五、規約の變更に關する事項

一六、その他必要な事項

第六條 左の各號の一に該當する議會は之を組織することを得ず。

一、總株數百株を越ゆるもの

二、共有株總株數の三分の一を越ゆるもの

三、各開催毎の總掛金千五百圓を越ゆるもの

四、存続期間及第一回開催の日より十箇年を越ゆるもの

五、存続期間及一株の總掛金額並に毎回の給付株數確定せざるもの

六、二以上の議會にして事實上同一の議會と認めらるるもの

第七條 議會金品給付の方法にして入札に依る場合に在りては

其の落札金額は一株總掛金額の七割以下に下すことを得ず抽籤に依る場合に在りては當選者一人の受くべき金額は一株の

總掛金額を限度とするものとす但し掛増金其他之に類似のもの

を附加するは此の限に在らず。

落札又は當選者に對しては落札又は當選後の掛込金を免除することを得ず。

第八條 議會は其の管理に關し一切の責に任ずべき管理者二人

以上を置くことを要す。

前項の管理者を變更せむとするときは第九條の管理者代表者

より其の事由を具し警察官署長に願出て之が認可を受くべし

第九條の管理者代表者及第一項の管理者共に關けたる場合には議會に於て速に管理者を選定し、議員又は其の代表者より警察官署長に願出て之が認可を受くべし。

第九條 管理者は其の代表者一名を互選することを要す。

管理者は議會の事務を執行せしむる爲事務員を置くことを得

代表者及事務員を定めたる時は十日以内に管理者より警察

官署長に願出づべし之を變更したるとき亦同じ。

第十條 管理者は本令又は本令に基く命令若し規約に違反した

るに因り議員に與へたる損害に付ては連帶して其の責に任ず

るものとす。

第十一條 管理者は營業として議會の管理を爲すことを得ず。

第十二條 管理者は議員名簿を備へ議員の異動を明記すべし。

第十三條 管理者は第一號様式の講金領收簿及第二號様式の出

納明細簿を備へ收支の状況を明記し之が支出に對しては證據

を徴すべし。

前項の帳簿及證據書類は議會満了若し解散後三ヶ年間のを保

存すべし。

第十四條 管理者は毎年六月、十二月の各末日迄に前期分の講

員異動状況及講金の收支計算書を第三號様式に依り調製し警

察官署長に願出づべし。

第十五條 議會は中途脱退したる議員の既に掛込みたる金額に

對する權利を失はしむることを得ず。

第十六條 規約は警察官署長の認可を受くるに非ざれば之を變

更することを得ず。

第十七條 議會は抽籤又は入札に依り未だ給付を受けざる議員

全部の承諾あるに非ざれば之を解散することを得ず。

第十八條 議會にして解散又は中止したるときは管理者其の事

由を具し五日以内に其の旨警察官署長に願出ずべし中止した

る後之を開始したるとき亦同じ。

第十九條 議會にして満了又は解散したるときは管理者は二箇

月以内に其の清算を終了し收支計算書を添へ清算の顛末を警

察官署長に願出ずべし但し特別の事由に依り二箇月以内に清

算を終了し難しと認めたる時は願出て期間延長の許可を受

くべし。

第二十條 議會にして其の組織の許可を受けたる日より九十日

以内に第一回の開催を爲さざるときは許可は其の效力を失ふ

ものとす。

第二十條の二 許可を受けたる議會にして第一回の開催を爲し

たるときは別記第四號様式に依り五日以内に警察官署長に願

出づべし。

第二十一條 警察官吏は隨時議會事務所を臨檢し議會備付の帳

簿及關係書類を検査し又は議會開催の場所に臨檢することを得。

第二十二條 警察官署長は議會の管理者が規約又は本令若し本

令に基く命令に違反し其の他公益を害すべき行為を爲したる

ときは議會に對し之が改任を命ずることを得。

第二十三條 知事は議會にして本令又は本令に基く命令に違反

し若し公安風俗を害するの虞ありと認むるときは規約の變更

又は議會の停止若し解散を命ずることあるべし。

第二十四條 左の各號の一に該當するときは發起人又は管理者

を五十圓以下の罰金に處す。

一、第二條の規定に違反したるとき

二、第六條の規定に違反したるとき

三、第七條の規定に違反したるとき

四、第十六條の規定に違反し又は規約に異なる方法に依り議

會を施行したるとき

五、第二十三條の規定に依る命令に違反したるとき

第二十五條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處

す。

一、會員募集に關し虚偽の手段を用ひ又は強て加入を勧誘し

たる者

二、帳簿に虚偽の記載を爲したる者

三、第四條、第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十三

條、第十四條、第十七條、第十八條、第十九條及第二十條

の二の規定に違反したる者

四、第二十一條の規定に基く検査若し臨檢を拒み又は虚偽の

簿冊書類を提示し若し第二十二條の命令に違反したる者

第二十六條 管理者は其の戸主、家族、同居人、事務員其他

使用人にして本令の規定に違反したるときは自己の指揮に出

てざるの故を以て處罰を免がることを得ず。
第二十七條 本令の罰則は之を法人に適用す。

附 則

本令は公布の日より之を施行す。
大正元年十月宮崎縣令第八號頼母子講取締規則は之を廢止す。

本令施行前既に認可を受けたる講會にして本令施行後尙繼續するものは本令に依り許可を受けたるものと看做す但し一回の總掛金額千五百圓以上の講會にして管理者一人を有するものは大正十五年六月三十日迄に本令第八條に従ひ之を選任し現任管理者より警察官署長に届出て認可を受くべし。
前項前段の講會管理者は大正十五年六月三十日迄に本令第十三條に依る簿冊を備ふべし。

司法研究第二部第一回研究員報告書集

第二輯

(大正十五年)

無政府共產主義者に對する刑事上の處分

判事 上田 操

社會進化に伴ふて發生する犯罪に就て

檢事 飯澤 高

勞働爭議と犯罪

檢事 岡沼 扶

團體的犯罪に就て

判事 藤山 富一

犯罪捜査に關する學理的考察

檢事 樫田 忠美

刑事涉外事件の取扱に關する事項

檢事 松藤 正憲

入會權に就て

判事 兩角 誠英

主意的論理に就て

判事 山口 嘉夫

小作爭議に就て

判事 加藤 朔太郎

水に就ての法律的考察

判事 吉田 肇

四、陪審と證據法

我陪審法に依る公判手續殊に陪審に對する説示に就て

判事坂野千里

我國に於ける少年不良化の原因に就て特に其統計的考察

判事辻三省

港灣犯罪に就て

檢事有安堅三

五、犯人の懸賞捜査に關する理論及び實際

醫事法制に就て

檢事大圃竹四郎

雇傭契約に就て 勞働法上に於ける二箇の合意

判事黒瀬善治

香具師に關する事項

檢事市原昌勝

六、犯罪性變質者と其處遇

改正民事訴訟法に於ける職權に依る證據調と立證責任論との關係

檢事船津宏

判事石黒忍

第二回研究員報告書集

第五輯

(昭和二年)

一、我陪審公判手續に於ける間に就て

土地陥落に因る鑛業權者の賠償責任

判事齋藤悠輔

二、民事裁判の基本問題としての具體的妥當性

抗告(民事)に就て

判事片山通夫

三、取引所に於ける取引の實相及之に關する法律問題

犯罪の内部原因特に心理錯綜に就て

判事小林右太郎

四、水平運動並に之に關する犯罪の研究

各國立法例に於ける保安處分

檢事長谷川寧

五、法の社會醫學的研究

親族法上の訴訟原因に關する考察

檢事木寺義通

六、改正民事訴訟法の準備手續に就て

勞働法の原則(殊に勞働契約に就て)

判事淺野英明

七、取引所を中心とする犯罪の研究

鐵道犯罪に就て

判事柴田健太郎

八、取引所に於ける取引の實狀と之に關する法律問題の研究(主として有價證券取引所に就て)

檢事 遠藤 常壽

九、土地制度に關する歴史的考察(第一部)

判事 橋川 光子

十、二元主義文書偽造理論の研究
内地に於ける朝鮮人と其犯罪に就て

判事 飯塚 敏夫
檢事 新井 育三

第三回研究員報告書集

第八輯

(昭和三年)

民事裁判の新傾向

水利權に關する考察

一、私法上に於ける代理類似の諸場合と其責任關係

民事訴訟參加

放火犯罪に就て(主として東北地方に於ける放火犯罪の考察)

二、所謂監獄部屋の研究

我國に於ける自由刑執行の累進的階級制度

判事 安田 忠治

判事 酒卷 良一

判事 小幡 儉介

判事 岩澤 彰二郎

檢事 市川 季熊

檢事 石田 廣

典獄 椎名 通藏

三、特別諸法規に關する判例等研究

刑の量定に就て

責任能力と精神病

四、自由刑の執行と刑務作業

國際共產黨の組織と戰術

民事訴訟に於ける證據に就て(證據法に關する一二の問題)

民事の執行事務に就て

五、民事裁判より觀たる無盡講

賴母子講及之に關する犯罪の研究

六、思想的犯罪に對する研究

輓近社會思想の變革

七、刑罰の變遷と贖罪制度

少年犯罪に就て

檢事 岩淵 彰郎

判事 小泉 敏次

檢事 鷺山 半之助

檢事 渡部 武

檢事 勝山 内匠

判事 遠藤 剛一

判事 吉野 淑計

判事 熊谷 直之助

檢事 藤原 末作

判事 坂本 英雄

判事 安齋 保

判事 山村 仁

檢事 石黒 信彦

第四回研究員報告書集

第十二輯

(昭和四年)

- 一、交通事故と損害賠償
判事梅原松次郎
- 非法人社團及財團の概念及其法律關係に付ての考察
判事古賀勝
- 請求權と訴權
判事高山達二郎
- 社會問題と民事裁判
判事室谷慶一
- プロレタリア藝術運動に就て
檢事清水鼎良
- 二、左傾思想者の個性と環境
我國に於ける現時の社會思想と思想犯人に對する行刑
檢事片中岡猷一
- 電氣竝に電氣施設に關する犯罪に就て
檢事折原建夫
- 三、金融機關を利用する犯罪
檢事末次梧郎

四

婦人の犯罪に關する研究と行刑上及釋放後に於ける實際的考察

- 四、刑事責任に關する研究
判事吉本榮一
- 詐欺罪の研究
判事熊澤恪郎
- 五、函館を策源地とせる北洋漁業に牽聯する犯罪の研究
檢事下秀雄
- 改正民事訴訟法と訴訟の促進
檢事遊田多聞
- 六、訴訟行爲の懈怠に就て
判事竹野竹三郎
- 地下水利用權に就て
判事加藤俊徳
- 不定期刑論
判事武田軍治
- 七、被告人訊問術
判事尾後貫莊太郎
- 犯罪心理の基本的研究と犯罪性保持者の應化範疇
判事荻野益三郎
- 犯罪心理の基本的研究と犯罪性保持者の應化範疇
檢事植村京一

第五回研究員報告書集

第十四輯

(昭和五年)

一、高速度交通機關に因る犯罪定型	検事 芦田 宅市
二、破産法上の否認權に就て	判事 朝山 二郎
三、沖繩の人事法制史と現行人事法改正管見	判事 奥野 彦六郎
盜犯等の防止及處分に關する法律に就て	判事 富田 仲次郎
四、出版法と新聞紙法に就て	検事 伊藤 信道
殺傷罪の兇器及其の取締に就て	検事 江口 彌一
機船底曳網漁犯罪に就て	検事 今西 貞夫
漁業犯罪に就て <small>(主として漁業 法違反の研究)</small>	検事 吉岡 幸三
五、日本に法ける海上勞働運動に就て	検事 安達 勝清
北海道に於ける農村の事情並に農民運動の情勢	検事 田部 顯穂
權利濫用	判事 八並 達雄
六、詐害行爲の觀念構成に就て	判事 武藤 富男
自力防禦	判事 廣野 伸雄
人的利益侵害による損害賠償	判事 千種 達夫

第六回研究員報告書集

第十五輯

(昭和六年)

沒收の研究	判事 廣 瀬 通
墮胎罪に就て	検事 櫻井 忠男
一、「にんべん」研究 <small>(公債株券社債通貨の偽 造變造に關する研究)</small>	検事 深川 清次郎
耕地整理と之に牽聯する犯罪	検事 餅原 惟光
航空に關する犯罪	検事 長尾 猛夫
社債法の研究「附論」信託法に就て	判事 永井 壽吉
我民法不法行爲に於ける財産權の侵害と英法に於ける Nuisance	判事 白石 資明
二、民事訴訟法に依る執行と國稅徵收法との關係に就て	判事 江村 高行

裁判に於ける法律解釋の價値

三、辯護士法の改正に就て

抵當證券法に就て

社會運動の自由

四、無産階級教育運動に就て(主として教育労働者組合運動に關する考察)

學生の思想運動に就て

五、我國に於ける神社の由來及其の法制の研究

法廷心理學の研究 附特に共產黨被告人の法廷心理

六、勞働協約の法律學的考察

小作調停に就て

判事村松俊夫

判事西村悅藏

判事大野美稻

判事澁谷八州夫

檢事藤田三郎

檢事長谷川明

檢事瀬戸致格

判事辻參正

判事吉川大二郎

判事石井清

第十七輯 第七回研究員報告書集

第十七輯

一、家族制度の研究

(昭和七年)

判事武田雄一

二、内地に於ける朝鮮人とその犯罪に就て

三、經濟狀態の犯罪に及ぼす影響に就て

四、司法保護事業に就て

五、借地借家の現行法規に關する若干の考察

六、日本農民思想の變遷に就て

七、北方土民族の法律思想及慣習

八、殺人事犯檢舉の端緒

九、北海道に於ける法制史

十、實體權なき強制執行

十一、小作權に就て

十二、從業規則に關する研究

十三、海公法概論

十四、漁業及漁業權制度

檢事三木今二

判事松原重美

檢事平野利

判事茶谷勇吉

檢事松岡佐一

判事伊藤祐一

檢事小坂良輔

檢事安西光雄

判事金子文六

判事數馬伊三郎

判事中山村武

判事北村久直

判事大城朝申

人エ3B-65

第八回研究員報告書集

第十八輯
一、頼母子講の法律關係

(昭和八年)
判事由井健之助





